

滑川町こども計画

あふれる笑顔を育てよう こどもの未来をつくるまち



— こども・子育てファースト滑川 —

滑川町



はじめに

滑川町では、豊かな自然環境と暮らしやすい住環境、地域のつながりを大切にする風土のもとで、多くのこども・若者が育っています。一方で、少子化や核家族化、共働き世帯の増加など、こども・若者を取り巻く環境は大きく変化しています。仕事と子育ての両立の難しさ、孤立した子育て、経済的な不安、発達や生活に不安を抱えるこどもや家庭の存在など、こども・若者や子育て家庭が直面する課題は多様化・複雑化しています。



こうした状況のなかで、すべてのこども・若者、さらに子育て家庭が安心して暮らし、将来に夢を持てる滑川町であり続けることが、これからの私たちに求められています。その実現のために、このたび滑川町では、「滑川町こども計画」を策定しました。本計画は、国や県の動きも踏まえながら、滑川町の実情やこども・若者を含む町民の皆さまの声を反映し、こども・若者・子育てに関する取組を総合的かつ計画的に進めていくための指針です。

本計画では、「あふれる笑顔を育てよう こどもの未来をつくるまち」を基本理念として掲げています。妊娠・出産期から青年期までの切れ目のない支援を充実させるとともに、多様な背景を持つこども・若者とその家庭へのきめ細かな支援を進め、誰一人取り残されることのない町をめざします。この目標の実現には、家庭、地域、学校、保育や教育、福祉、医療などの関係機関、そして事業者の皆さまとの連携と協力が欠かせません。

町民の皆さまには、「滑川町こども計画」の趣旨をご理解いただき、これからも温かい見守りとご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。すべてのこども・若者が自分らしく成長し、安心して笑顔で毎日を過ごし、将来に夢と希望を抱ける滑川町の実現に向けて、町としても、全力で取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にご尽力いただいた「滑川町子ども・子育て会議」の委員の皆様、意見聴取に御協力いただいた児童、生徒、保護者の皆様、滑川町こども・若者まちづくり委員の皆様、またパブリックコメントで貴重な御意見、御提言をいただいた皆様、及び関係者の方々に深く感謝申し上げます。

今後とも、皆さまの一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

令和8年3月

滑川町長 大塚 信一

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画期間.....	3
4 計画の対象.....	3
5 計画の策定体制.....	4
第2章 こどもをめぐる本町の状況	5
1 地域特性.....	5
2 人口と世帯の状況.....	6
3 婚姻・出産等の状況.....	10
4 就業の状況.....	14
5 こども・若者をめぐる状況.....	16
6 教育・保育事業の状況.....	18
7 アンケート調査結果の概要.....	21
8 こども・若者まちづくり委員からの意見.....	68
9 本町の現状からみる課題.....	70
第3章 計画の基本的な考え方	74
1 計画の基本理念.....	74
2 計画がめざす将来像.....	75
3 施策体系.....	76
第4章 施策の展開と評価指標	77
第1節 すべてのこども・若者がウェルビーイングを実感できるまち	77
第2節 すべてのこども・若者が夢や希望を持ち成長できるまち	81
第3節 すべての親が子育てに喜びや楽しさを感じ安心できるまち	89
第4節 こども・若者のそだちを地域の力で支えるまち	99

第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	103
1 子ども・子育て支援制度の概要	103
2 教育・保育提供区域	104
3 児童数の見込み	105
4 教育・保育等の量の見込みと確保方策	106
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	112
第6章 計画の推進	127
1 推進体制の充実	127
2 教育・保育の一体的提供と体制の確保	128
3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	128
資料編	129
1 滑川町子ども・子育て会議条例	129
2 滑川町子ども・子育て会議委員名簿	131
3 計画策定の経過	132

第1章 計画策定にあたって

1 計画の背景

日本は、少子化と人口減少が確実に進行しています。本町においては、町全体の人口は増加しているものの、15歳未満の割合は徐々に減少しています。これまで、国を挙げて子育て支援策や経済対策など、様々な取組が講じられてきましたが、残念ながらその流れに歯止めがかかっているとは言えません。また、現代のこどもをめぐる環境は、核家族化や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化、さらにデジタル化の急速な進展など、かつてないほど複雑に変化しています。このような状況は、子育ての孤立感や、こどもたちの多様な育ちのニーズに応えきれないといった新たな課題を生み出しています。

こどもは、単に保護されるだけではなく、社会を構成する一員であり、未来の社会を担う存在です。そうしたかけがえのないこどもひとり一人が自分らしく輝き健やかに成長でき、また、こどもを生み育てる親や、近い将来親になる若い世代が、こどもを持つことに喜びと希望を感じられる環境を地域全体で育むことが、この計画の最も重要な目的です。

計画を実現するためには、子育ての経済的・精神的な負担を軽減するだけでなく、「地域社会全体でこどもたちを育てる」という温かい連帯感が重要となります。少子化対策は、単なる数字を増やすための手段ではありません。すべての人生が尊重され、誰もが幸せを追求できる社会を実現するための本質的な営みなのです。

私たちはこの目的を達成するために、新たな一步を踏み出します。令和5年4月、こどもの権利を保障し、こども施策を社会全体で総合的に推進するための羅針盤として「こども基本法」が施行されました。この法律は、こどもを権利の主体として捉え、その意見を尊重し、最善の利益を第一に考えるという、新しい理念を掲げています。本計画は、この法律の精神を礎とします。これまでの行政主導の「支援」から、こども自身が主体となり、その声が施策に反映される「参画」へと、私たちの意識と行動をシフトさせていきます。

今回、私たちは本計画を策定するにあたり、当事者であるこどもや若者、子育て中の保護者、そして地域でこどもたちを見守る大人たちの生の声に耳を傾ける機会を設けてきました。それぞれの立場から一つひとつの想いを、具体的な施策へと結びつけることで、このまちをさらに「こども・子育てファースト」のまちへと変革していきたいと考えています。

本計画は、町民の皆さんと共につくり上げる、未来のまちの設計図です。こどもたちの無限の可能性を信じ、すべての世代がこのまちで生きていくことの喜びと希望を分かち合えるよう、私たちは全力を尽くしてまいります。

※本計画における「こども」の表記は、こども基本法（令和4年法律第77号）において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義しており、同法の基本理念として、すべてのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないように、ひらがなの「こども」表記をしていることを受け、固有名詞等を除き「こども」と表記しています。

滑川町では令和7年4月1日より、ひらがなの「こども」表記を行政文書で使用することを推奨しています。

2 計画の位置づけ

(1) こども基本法や関連法に基づく位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づき、市町村が策定する法定計画です。国の定める大綱や都道府県計画を勘案しつつ、地域の実情に応じたこども施策を総合的に推進する目的で、策定が義務付けられています。さらに第5項で「子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村こども・若者計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条に規定する市町村計画」、「次世代育成支援対策推進法第8条に規定される市町村行動計画」と一体のものとして作成します。

(2) 子ども・子育て支援法に基づく計画

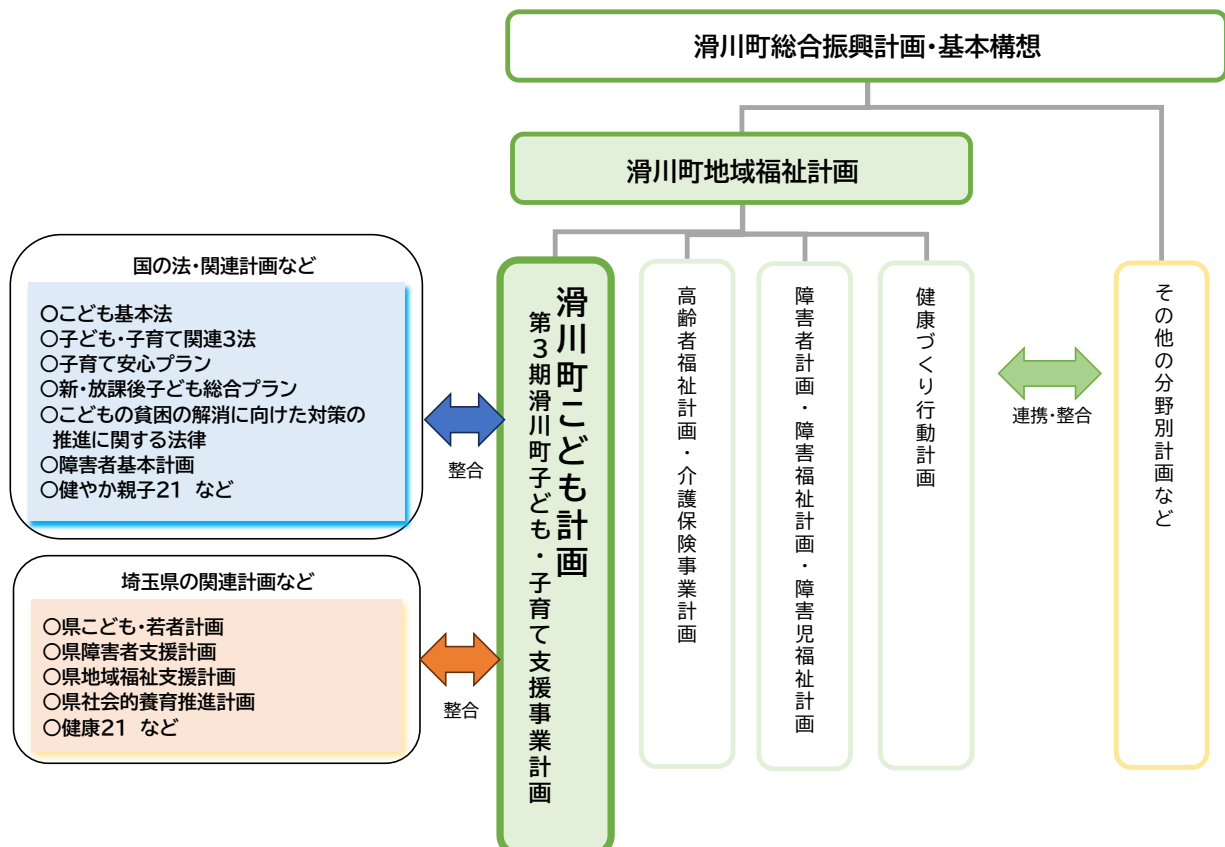
「子ども・子育て支援法」第61条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、これに即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」の必要量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の必要量の見込み、これらの提供体制の確保の内容と実施時期を定めます。

(3) 本町の関連計画に配慮した計画

本計画を推進することにより、上位計画である「総合振興計画・基本構想」との整合・連携を図ります。

また、こども・子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくり等、あらゆる分野にわたるため、関連する各分野の計画と連携・整合を図ります。

■関連計画等との関係図



3 計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。なお、子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保については、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。計画期間中においても、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
滑川町 総合振興計画	第5次						第6次(予定)			
	前期 基本計画	後期基本計画・総合戦略					前期基本計画			
滑川町 地域福祉計画	第2次		第3次							
滑川町 子ども・子育て支援 事業計画	第2期子ども・子育て支援事業計画					第3期子ども・子育て支援事業計画				
							滑川町こども計画			
滑川町 こども計画										

4 計画の対象

「こども計画」は「こども基本法」に基づいて策定され、「こども」の定義は特定の年齢で区切らず、「心身の発達の過程にある者」とされています。そのため、支援が途切れることなく継続的に行われることが目的とされています。本計画は、妊娠期を含めた0歳から概ね20歳代までのこども・若者及び妊産婦や子育て中の親といった子育て当事者も対象とします。ただし、施策の内容によっては、30歳代までの若者も含みます。



5 計画の策定体制

(1) 滑川町子ども・子育て会議

本計画の策定にあたって、専門家の意見や町民の幅広い意見を反映させるため、学識経験者、児童福祉・教育に関する専門家、こどもの保護者、さらには一般公募の住民で組織する「滑川町子ども・子育て会議」を開催し、計画内容について協議しました。

(2) 子育て支援に関するニーズ調査

本計画の策定にあたって、子育て世帯の生活実態や要望・意見等を把握するために、町内の小学校修了前までのこどもを持つ保護者の全世帯（1,528 世帯）に対し、令和6年1月25日から令和6年2月16日にアンケート調査を実施しました。

(3) こどもの生活と意識に関する調査

本計画の策定にあたって、こども・若者の当事者の意見を把握するために、町内に在住する町立小学校5年生、町立中学校2年生とその保護者に対し、令和7年9月8日から令和7年10月8日にアンケート調査を実施しました。

(4) パブリックコメント

「滑川町子ども・子育て会議」で協議された計画案を、令和7年12月19日から令和8年1月23日まで、町のホームページ等で公表し、広く住民の方々から意見を募集しました。

第2章 こどもをめぐる本町の状況

1 地域特性

本町は、埼玉県ほぼ中央部に位置し、東西約 4.8 km、南北約 7.2 kmで、面積約 29.68 ㎢です。全町域の 60%がなだらかな丘陵地からなり、町の中央を滑川が、南東部を市野川が流れており、かんがい用の約 200 のため池が点在しています。

滑川を境に、北部は農村地帯と国営武蔵丘陵森林公園、南部は住宅と工業地帯で、東西に東武東上線が走り、森林公園駅とつきのわ駅があります。森林公園駅から池袋駅へは急行で約 60 分です。

まちづくりにおいては、昭和 46 年の東上線「森林公園駅」開業、翌昭和 47 年からの東松山工業団地造成工事開始、昭和 49 年の武蔵丘陵森林公園開園、平成 8 年の森林公園駅南土地区画整理事業による「みなみ野」誕生、平成 14 年の「つきのわ駅」開業と月輪土地区画整理事業等により、本町には住宅の開発が進んでいます。

■滑川町の主なこどもや子育てに関連した施設



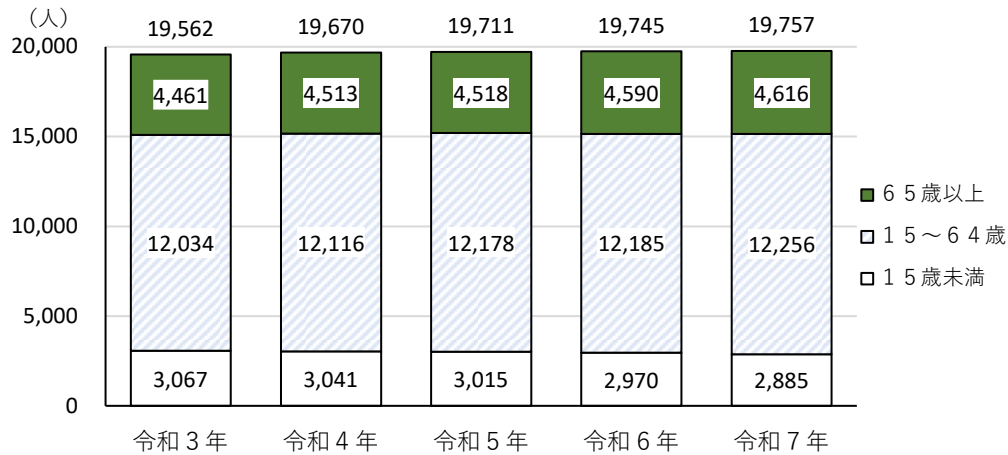
2 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分人口

総人口は、令和7年1月1日現在で、19,757 人となっています。令和3年からの5年間の推移をみると、年々増加しており、5年間で195 人の増加となっています。

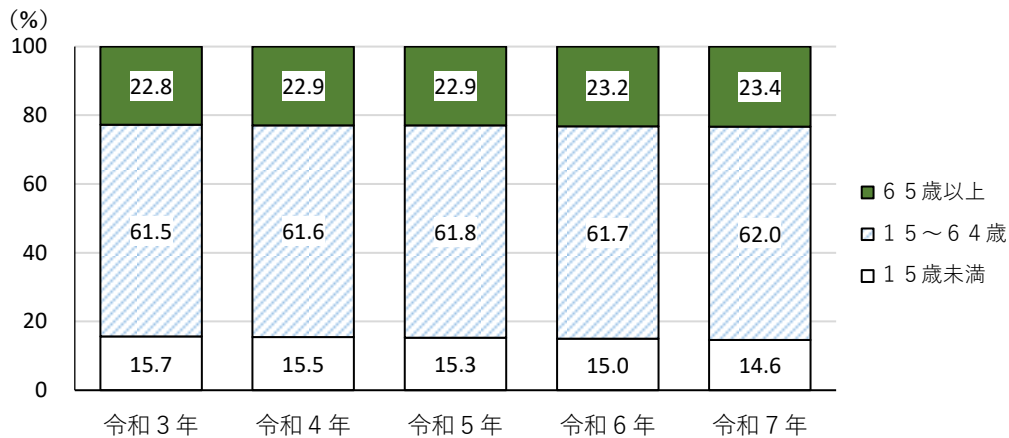
年齢3区分人口でみると、15 歳以上の区分で人口増となっていますが、15 歳未満は減少傾向が続いています。65 歳以上の高齢者人口の構成比が年々増加している状況です。

■総人口及び年齢3区分人口



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

■年齢3区分人口構成比の推移



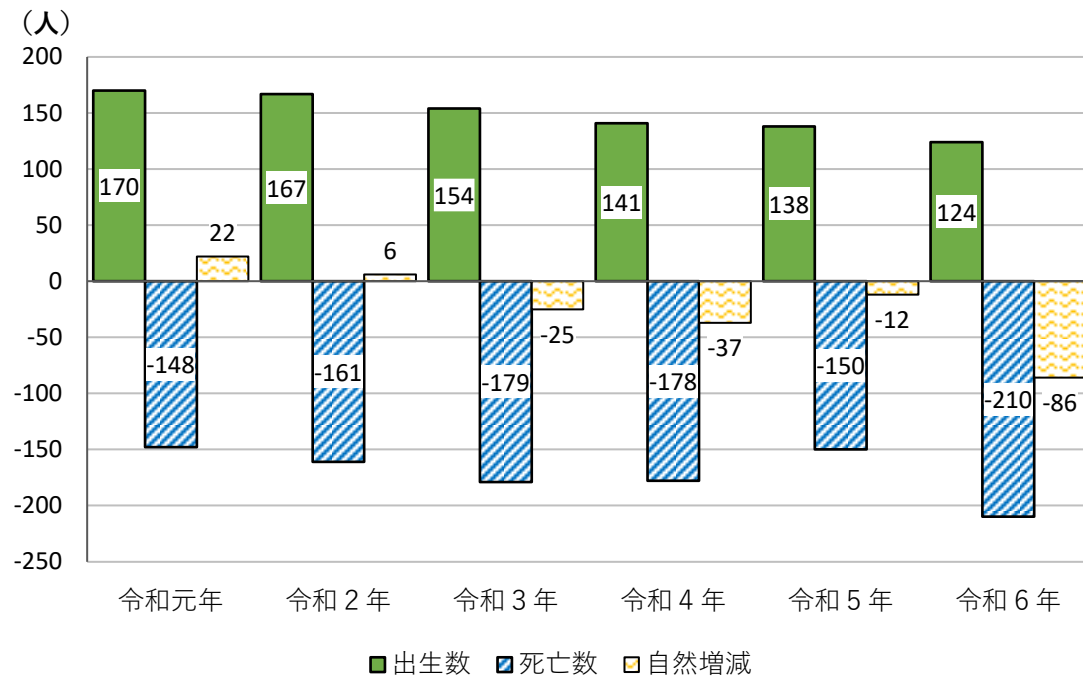
資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(2) 自然動態と社会動態

自然動態については、令和2年まで自然増の状況が続いていましたが、令和3年に死亡数が出生数を上回り、自然減に転じています。

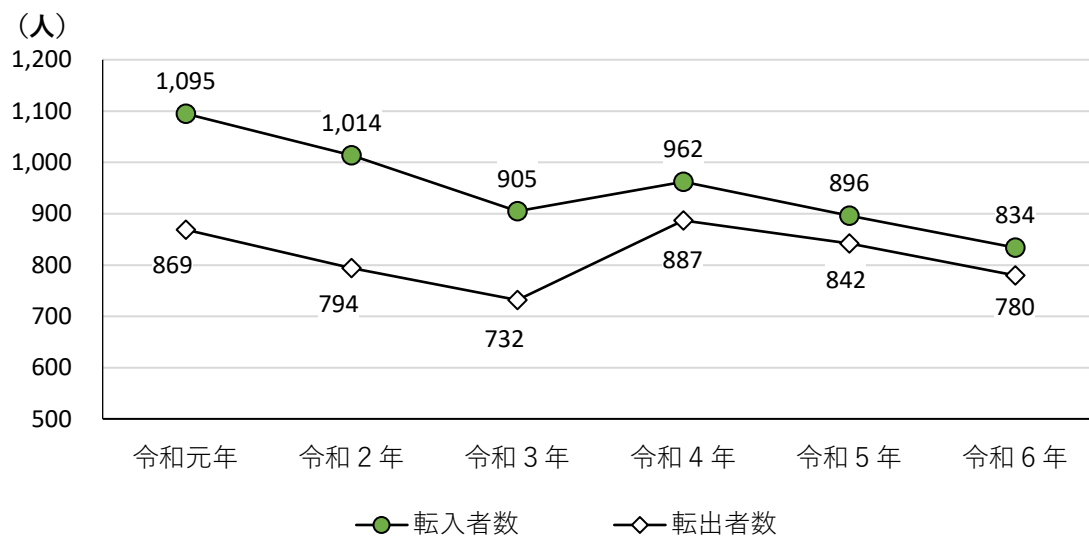
社会動態については、転入者数が転出者を上回る状況が続いていますが、その差は縮小しています。

■自然動態（出生数及び死亡数の推移）



資料：人口動態概況（埼玉県保健医療部 保健医療政策課）

■社会動態

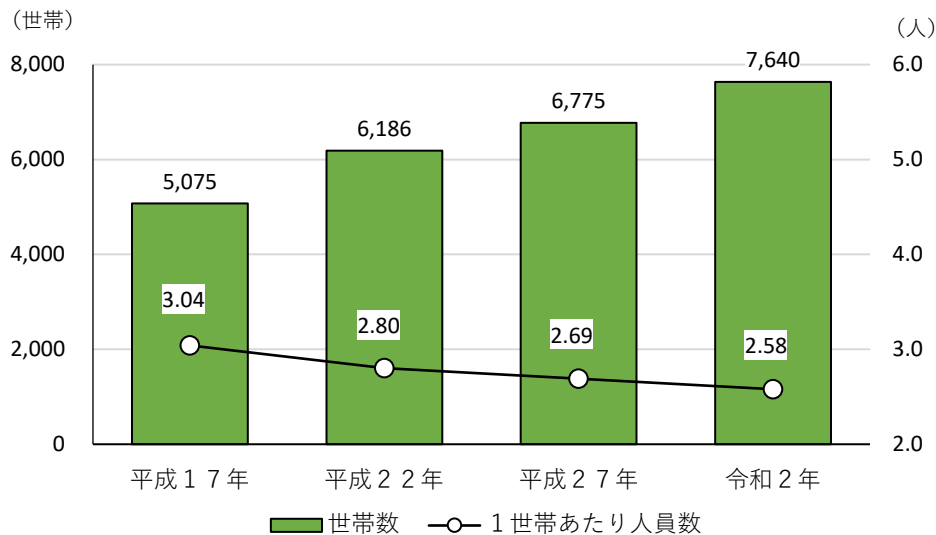


資料：住民基本台帳

(3) 世帯数

世帯数は年々増加しており、平成17年と令和2年の世帯数は約50%増となっています。一方、1世帯あたりの人員数は年々減少しています。

■世帯数



資料：国勢調査

(4) 世帯類型

世帯類型では、単独世帯や核家族世帯が年々増加しています。核家族世帯の内訳において、いずれの世帯型も増加しています。一方、三世代世帯は減少傾向です。

■世帯類型

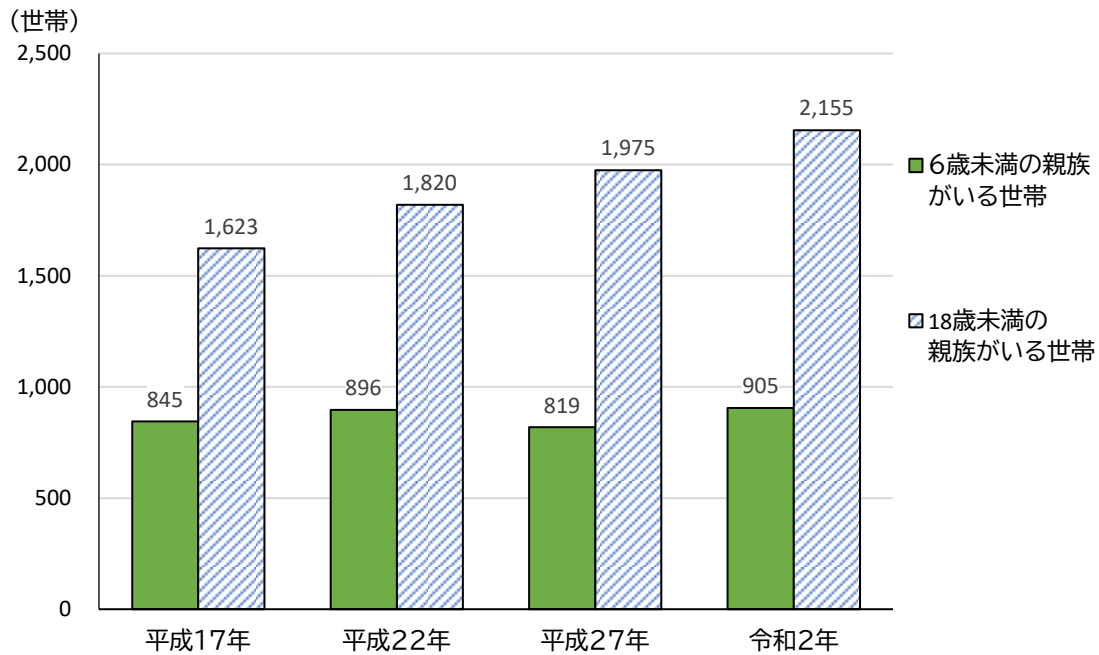
	(世帯)			
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
単独世帯	923	1,498	1,815	2,212
核家族世帯	3,281	3,832	4,211	4,758
夫婦のみ	985	1,170	1,343	1,503
夫婦とこども	1,895	2,198	2,370	2,630
男親とこども	71	79	98	112
女親とこども	330	385	400	513
夫婦とひとり親から成る世帯	73	93	80	92
三世代世帯	678	577	487	383
その他の世帯	120	179	182	195
一般世帯数(合計)	5,075	6,179	6,775	7,640

資料：国勢調査（世帯の類型「不詳」を除く）

(5) こどものいる世帯数

18歳未満のこどもがいる世帯について、6歳未満の親族がいる世帯は、微増となっています。
18歳未満の親族がいる世帯は、令和2年の調査で2,155世帯であり、年々増加している状況です。

■こどものいる世帯数



資料：国勢調査

(6) ひとり親世帯の状況

18歳未満のこどもがいる世帯について、ひとり親世帯の状況は、母子世帯及び父子世帯共に増加傾向です。特に18歳未満親族のいる母子世帯の増加が著しく、平成27年調査と令和2年調査では63世帯増加しています。

■ひとり親世帯の状況

		(世帯)			
		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
母子世帯	6歳未満親族のいる世帯	12	17	17	19
	18歳未満親族のいる世帯	47	57	73	136
父子世帯	6歳未満親族のいる世帯	5	1	0	2
	18歳未満親族のいる世帯	14	11	16	25

資料：国勢調査

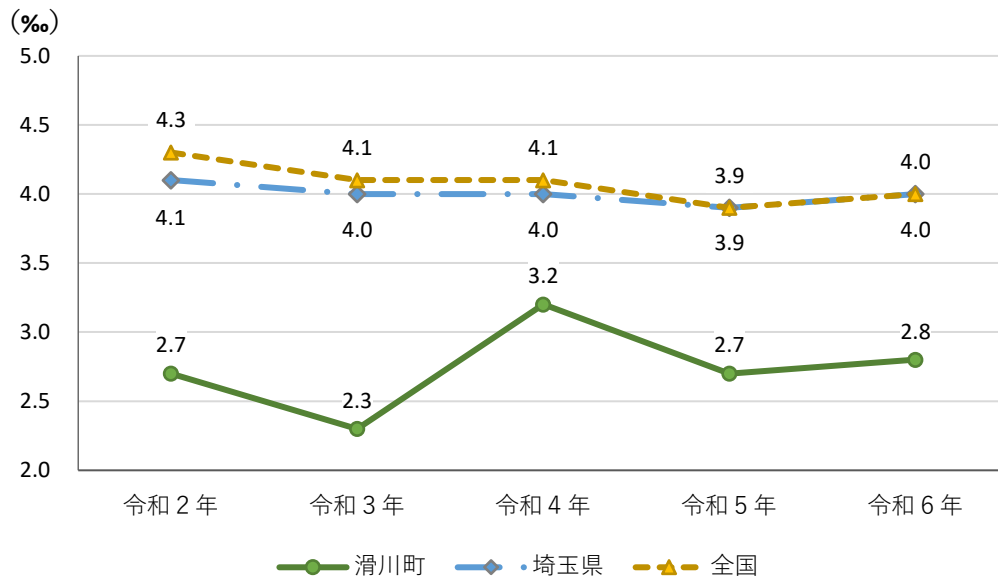
3 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚

年間の人口千人に対する婚姻件数の割合である婚姻率は、埼玉県や全国より下回って推移していますが、令和3年から令和4年にかけては増加しています。

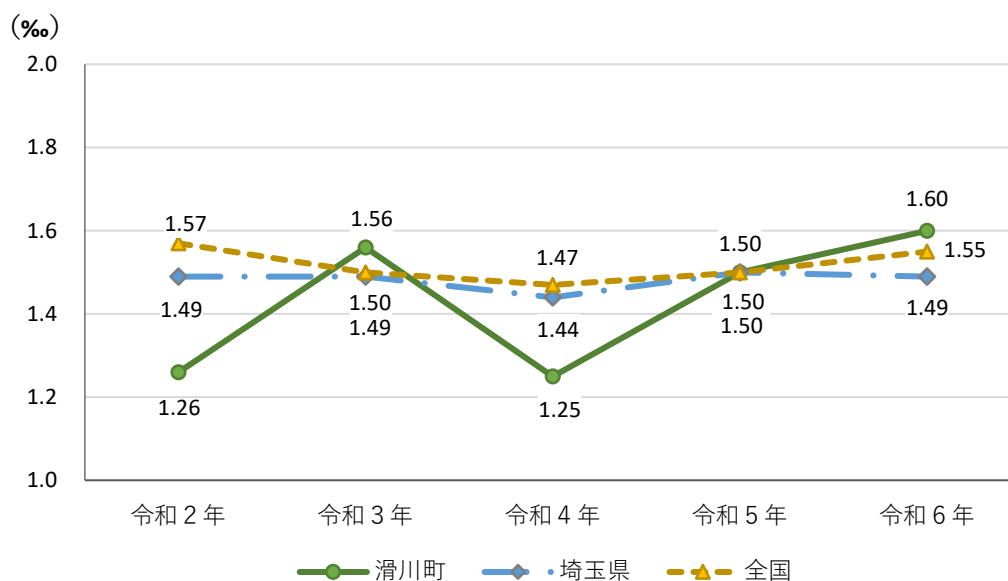
年間の人口千人に対する離婚件数の割合である離婚率は、埼玉県や全国と比較すると増減の幅が大きく、令和6年は全国や埼玉県を上回っています。

■婚姻率



資料：人口動態概況（埼玉県保健医療部 保健医療政策課）

■離婚率

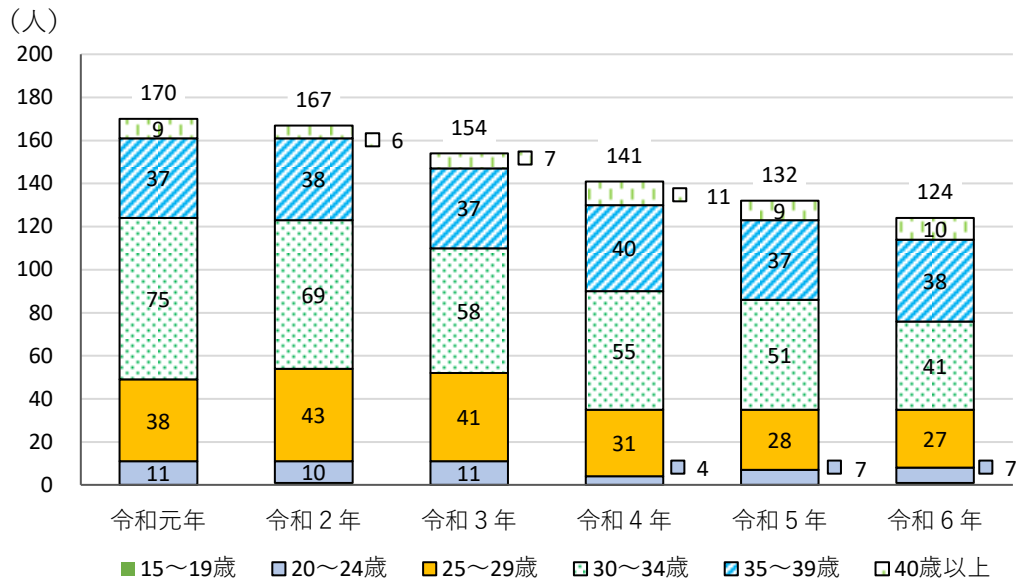


資料：人口動態概況（埼玉県保健医療部 保健医療政策課）

(2) 出生数

本町の出生数は、徐々に減少傾向です。母親の年齢別出生数では、30～39歳の占める割合が特に多く推移しています。

■母親の年齢別出生数

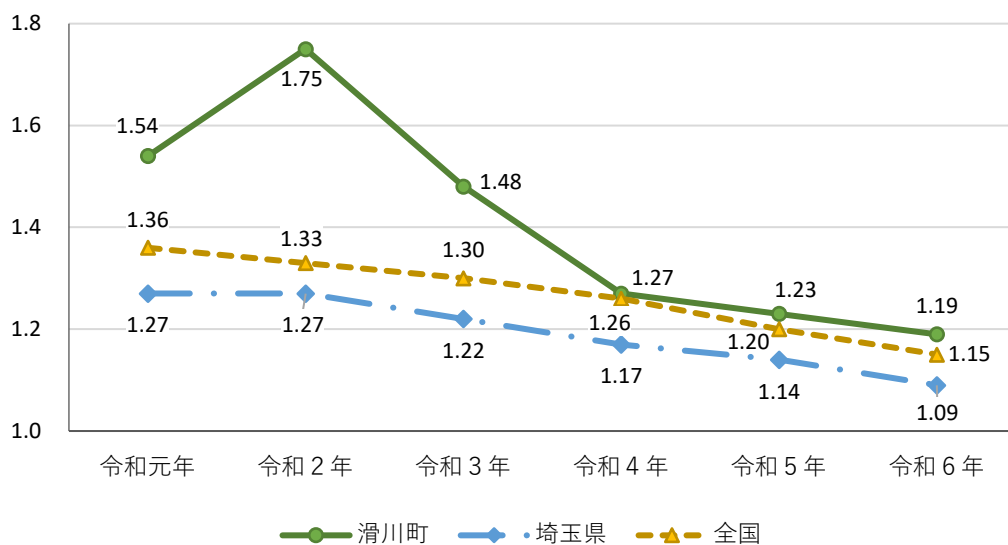


資料：人口動態調査

(3) 合計特殊出生率

本町の合計特殊出生率（その年における各年齢（15～49歳）の女性の出生率を合計したもの）は、全国や埼玉県平均と比較して高い状態にはありますが、徐々に低下しています。

■合計特殊出生率



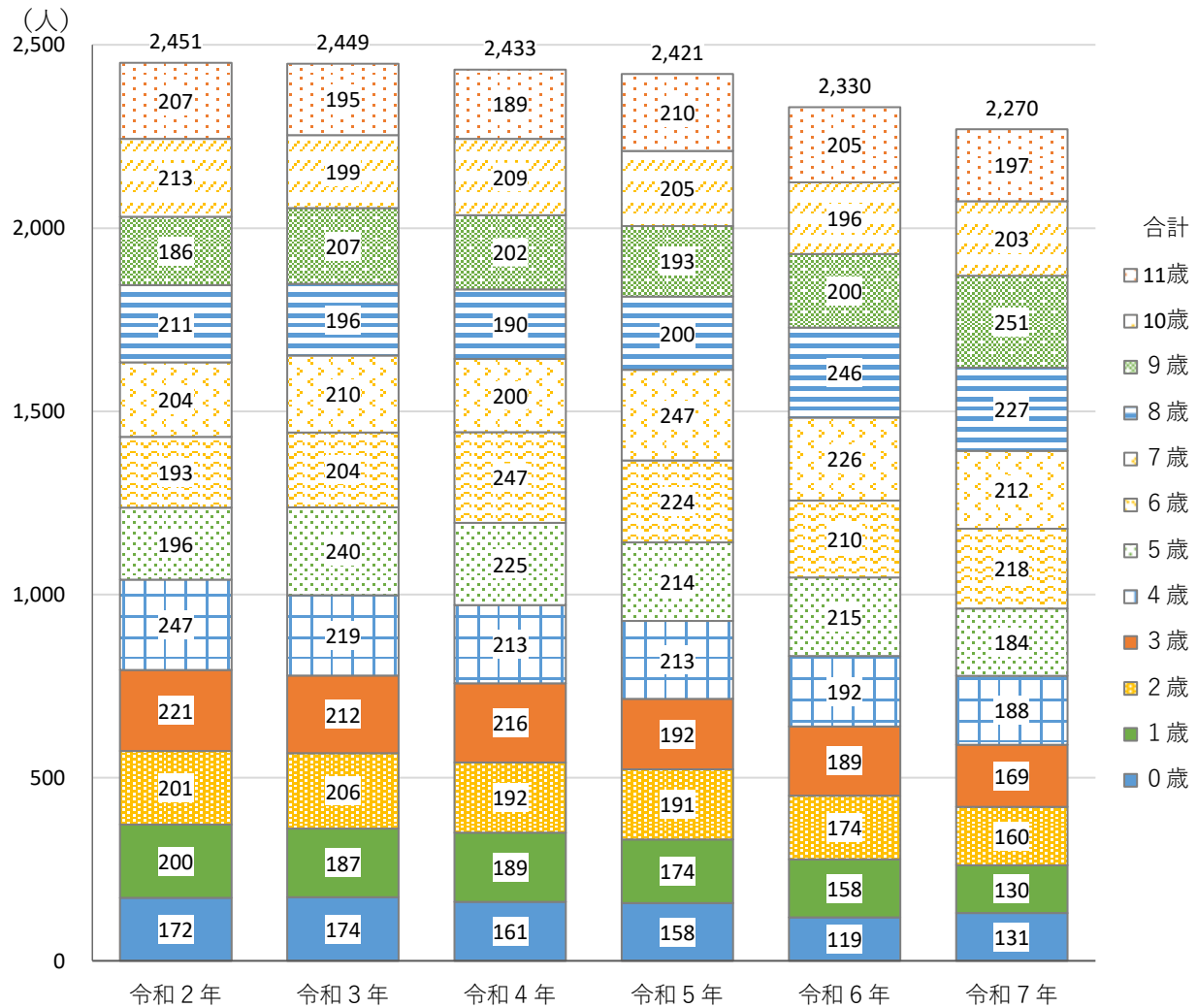
資料：人口動態概況（埼玉県保健医療部 保健医療政策課）

(4) こどもや若者の人数

12歳未満の児童数は、減少傾向にあり、令和7年4月1日現在で2,270人となっています。

令和2年と比較すると、4歳以下の年齢層が全体的に減少しています。5歳以上の年齢層は増減しながら横ばい傾向にあります。

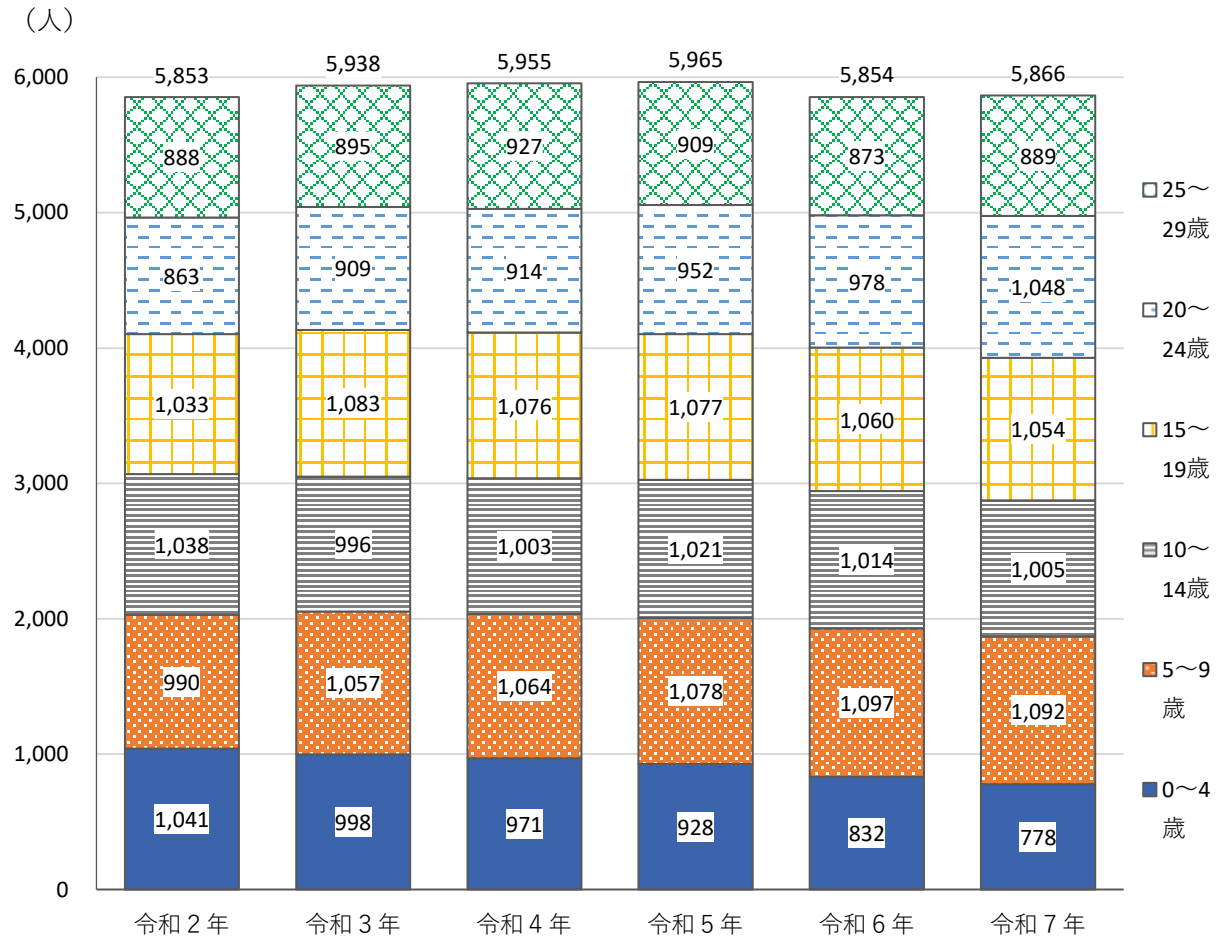
■12歳未満の人数（各年齢別）



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

30歳未満のこどもや若者の人数の推移を5歳毎に合計し、令和2年と令和7年で比較したところ、総数に大きな変化はないものの、20～24歳は185人、5～9歳は102人増加しており、0～4歳は263人減少しています。その他の区分は横ばいの傾向です。

■30歳未満のこどもや若者の人数（5歳年齢別）



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

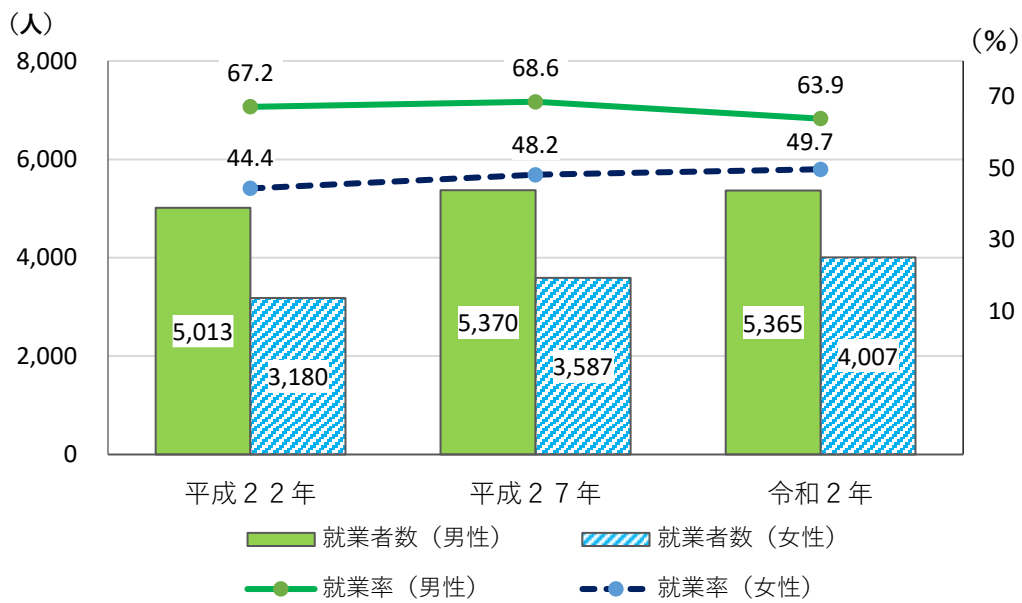
4 就業の状況

(1) 就業者数・就業率

就業者数は、男女共に増加しており、令和2年では、男性が5,365人、女性が4,007人となっています。

就業率は、男性においては減少の傾向である一方、女性の就業率は平成22年から令和2年では5.3ポイント上昇しています。

■就業者数と就業率

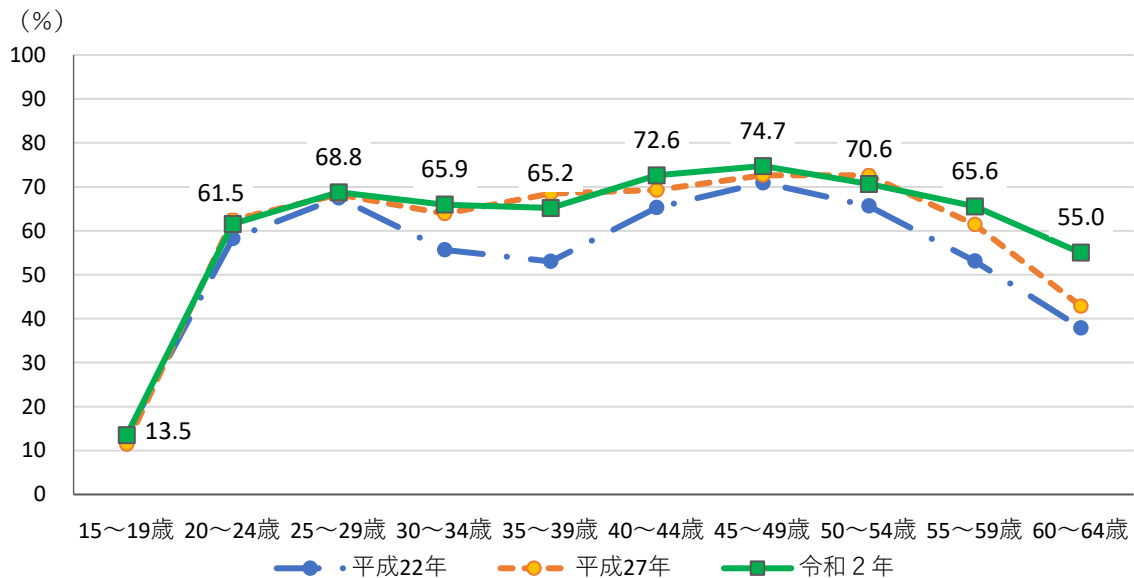


資料：国勢調査

(2) 年齢別就業率

令和2年の年齢別就業率について、女性では平成22年に25～39歳が一時的に減少し、その後40歳を超えると再び高くなる「M字曲線」を描いていましたが、平成27年や令和2年にはその差が小さくなり曲線がなだらかになっています。男性では25歳から59歳までを通してほぼ横ばいです。

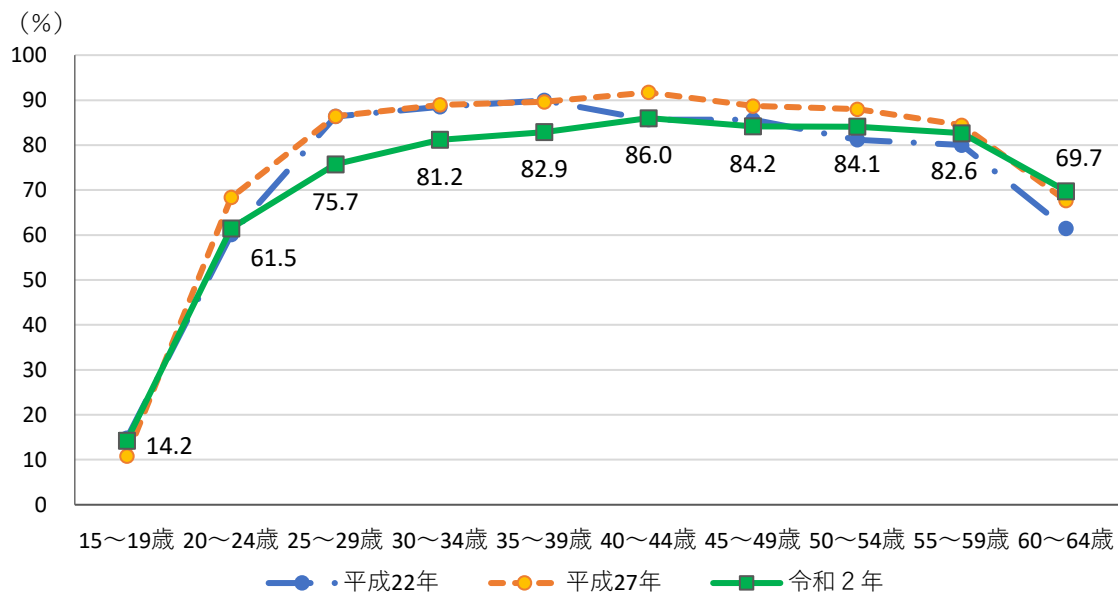
■女性の年齢別就業率



※グラフの数値は令和2年のみ表示しています

資料：国勢調査

■男性の年齢別就業率



※グラフの数値は令和2年のみ表示しています

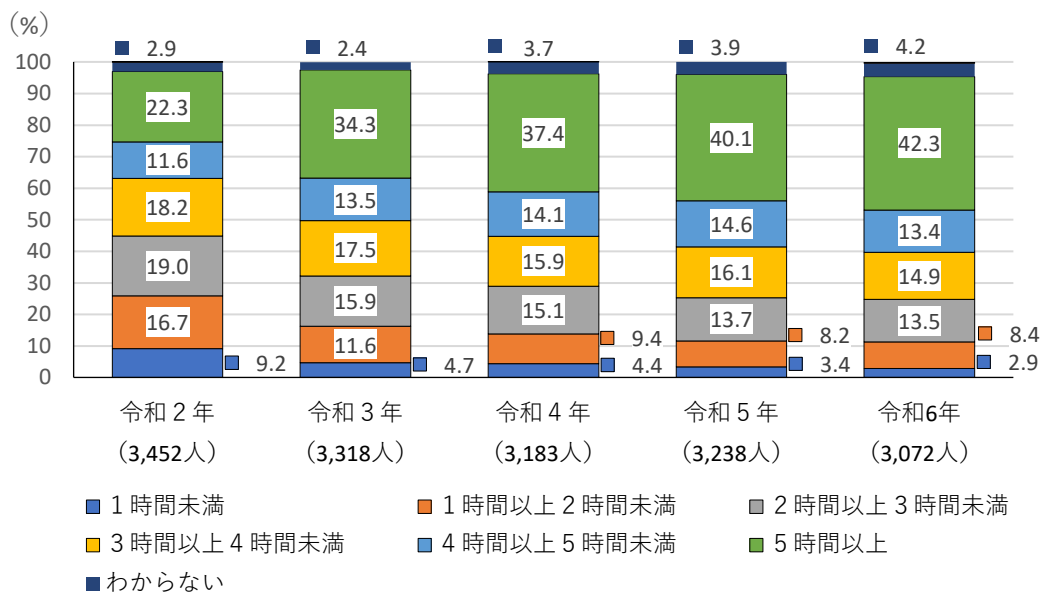
資料：国勢調査

5 こども・若者をめぐる状況

(1) こども・若者のインターネット利用の状況（全国）

①インターネットの利用時間

平日（土日祝を除く）1日に平均してどのくらいの時間インターネットを利用しているか、機器ごとにそれぞれ回答した結果の合計では、5時間以上の長時間利用していると回答した割合が年を追うごとに増加しています。

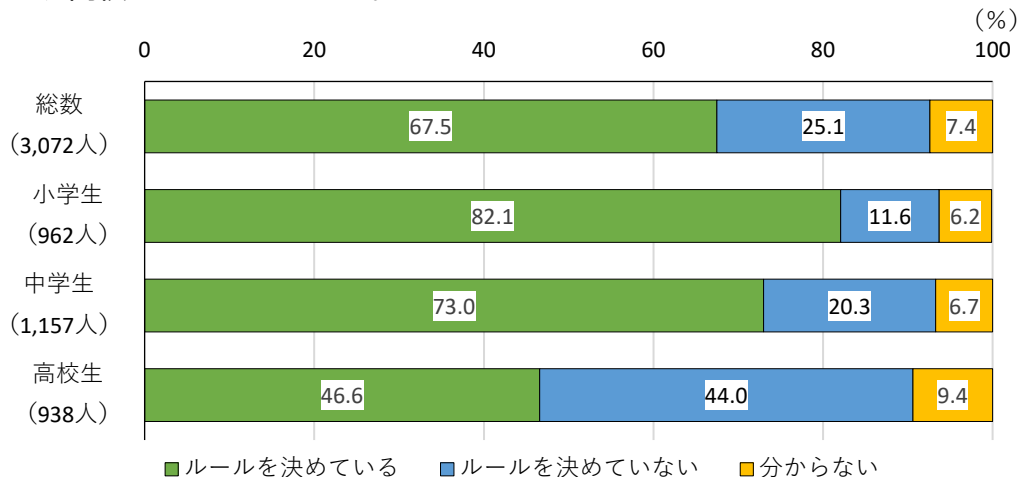


資料：こども家庭庁「青少年のインターネット利用環境実態調査」報告書

②家庭でのルールの有無

インターネットを使っている青少年（3,072人）に、家庭では、インターネットの使い方について何かルールがあるかを聞いた結果、「ルールを決めている」は67.5%、「ルールを決めていない」は25.1%でした。

学校種別にみると、「ルールを決めている」と答えた者の割合は、小学生が82.1%、中学生が73.0%、高校生が46.6%でした。

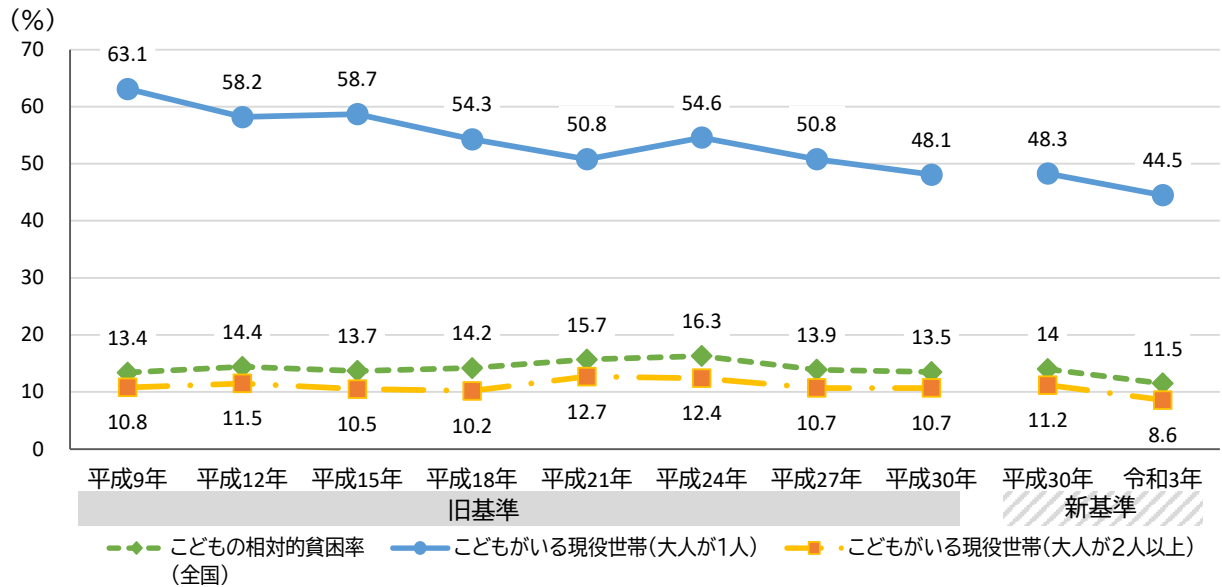


資料：こども家庭庁「青少年のインターネット利用環境実態調査」報告書

(2) こどもの貧困率（全国）

こどもの貧困率（相対的貧困率）は、全国において令和3年が11.5%です。約8.7人に1人が貧困状態にあるといわれています。ひとり親の世帯においては44.5%が相対的貧困（その国や地域の水準の中で比較して、大多数よりも貧しい状態のこと）の状態にあります。

■こどもの相対的貧困率



※旧基準・新基準：経済協力開発機構（OECD）の所得定義の基準で、2015年に改定された新基準は従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの。

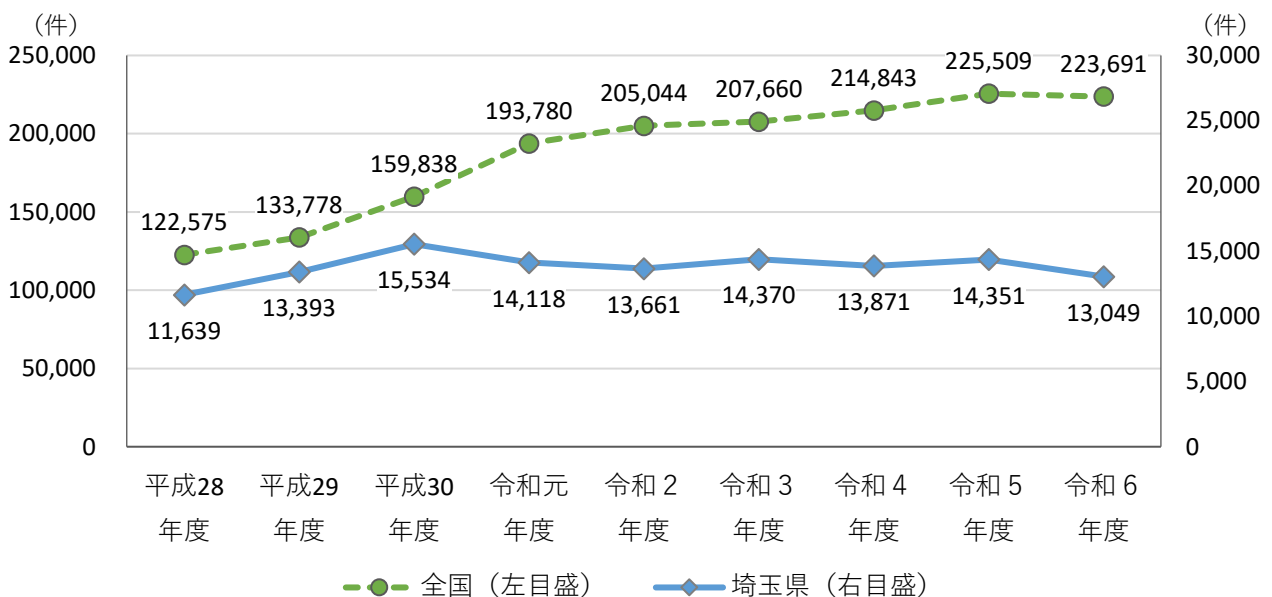
資料：国民生活基礎調査

(3) 児童虐待の相談対応件数

児童相談所における児童虐待相談対応件数は、全国では増加が続いています。埼玉県では令和元年度以降は横ばいに推移しています。

児童虐待の内容は、身体的虐待・ネグレクト・性的虐待・心理的虐待等が含まれています。

■児童虐待の相談対応件数



資料：こども家庭庁

6 教育・保育事業の状況

(1) 認可保育施設

認可保育所施設は、第2期計画期間に計2か所が整備され、保育所が7園、幼保連携型認定こども園が1園の計8か所となっています。

在所児童数は、令和5年以降減少に転じ、令和7年は565人です。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
施設数(か所)	6	7	7	8	8	8
定員(人)	502	562	572	656	636	628
在所児童数(人)	521	567	578	596	572	565
0歳	31	26	34	30	30	29
1歳	82	91	91	99	86	92
2歳	100	101	108	104	113	104
3歳	103	119	109	123	107	115
4歳	116	109	125	112	125	104
5歳	89	121	111	128	111	121

資料：滑川町（各年4月1日現在）

(2) 認可外保育施設

認可外保育施設として企業主導型保育事業所が1園あり、預かりを行っています。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
施設数(か所)	1	1	1	1	1	1
定員(人)	11	11	11	11	11	11
在所児童数(人)	11	0	8	10	2	5

資料：滑川町（各年4月1日現在）

(3) 幼稚園

幼稚園は町内に1園あります。

在所児童数は徐々に減少しています。令和7年は122人と令和2年の232人と比べて110人減少しています。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
施設数(か所)	1	1	1	1	1	1
定員(人)	380	380	380	185	185	185
在所児童数(人)	232	198	174	137	143	122
3歳	72	47	54	30	48	36
4歳	85	72	50	58	36	51
5歳	75	79	70	49	59	35

資料：滑川町（各年5月1日現在）

(4) 小学校

小学校は町内に3校あります。

在校児童数とともに学級数は増加傾向で推移しており、令和7年は53学級、在校児童数1,291人となりました。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
施設数(か所)	3	3	3	3	3	3
学級数(学級)	48	49	50	52	53	53
在校児童数(人)	1,197	1,199	1,233	1,270	1,276	1,291
1年生	195	202	246	219	208	212
2年生	201	194	199	246	221	210
3年生	207	201	191	201	246	222
4年生	188	207	201	193	202	249
5年生	204	189	206	204	196	201
6年生	202	206	190	207	203	197

資料：滑川町（各年5月1日現在）

(5) 放課後児童クラブ

学童保育室は第2期期間中に5か所整備され、町内に13か所となっています。
登録児童数は年々増加しており、令和7年には486名と定員に達しています。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
施設数(か所)	8	9	11	13	13	13
定員(人)	270	334	426	462	462	486
登録児童数(人)	246	251	354	416	440	486
総指導員数(人)	34	45	42	51	47	51

7 アンケート調査結果の概要

本計画を策定するにあたり、こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえ実効性のある計画とするために、こどもとその保護者を対象としたアンケートを実施しました。また、令和6年度に本町が実施した町民意向調査の青少年アンケートの結果も取り入れました。

(1) こどもの生活と意識に関するWEBアンケート調査

【目的】

本調査は、すべてのこどもたちが生まれ育った環境によって左右されることなく健やかに育つことのできる「こどもまんなか社会」の実現をめざす「こども計画」の策定のために、当事者であるこどもの意見とその保護者の意見を反映するため、居場所や困りごとなどの課題を明らかにすることを目的として実施しました。

【調査期間】

令和7年9月12日から令和7年10月7日

【調査対象者】

種類	調査対象者
こどもの生活と意識に関する調査	滑川町に在住で、滑川町立小学校の小学5年生および滑川町立滑川中学校の中学2年生を対象に、各学校にてWEBアンケートを実施しました。
子育て世帯の生活実態調査	滑川町に在住で、滑川町立小学校の小学5年生および滑川町立滑川中学校の中学2年生の保護者を対象に、各学校を通じて調査を依頼し、WEBアンケートを実施しました。

【回収結果】

対象		配布数		有効回収数		有効回収率	
小学生・中学生	小学5年生	404	201	380	189	94.1%	94.0%
	中学2年生		203		191		94.1%
小学5年生・中学2年生の保護者		404		85		21.0%	

◆アンケート調査結果の概要をみるにあたっての注意点

- ①単数回答の設問における各選択肢の回答割合（構成比）は、非該当者を除いた回答者数（「n」で表す当該設問での該当者数）を基数とした百分率（%）で示しています。各数値は、小数点以下第二位を四捨五入して算出しているため、構成比の合計は100%にならない場合があります。
- ②複数回答の設問における各選択肢の回答割合（比率）は、非該当者を除いた回答者数（「n」で表す当該設問での該当者数）を基数とした百分率（%）で示しています。したがって、比率の合計値は100%以上となります。
- ③図や表、本文では、選択肢の一部や数値の一部を省略している場合があります。

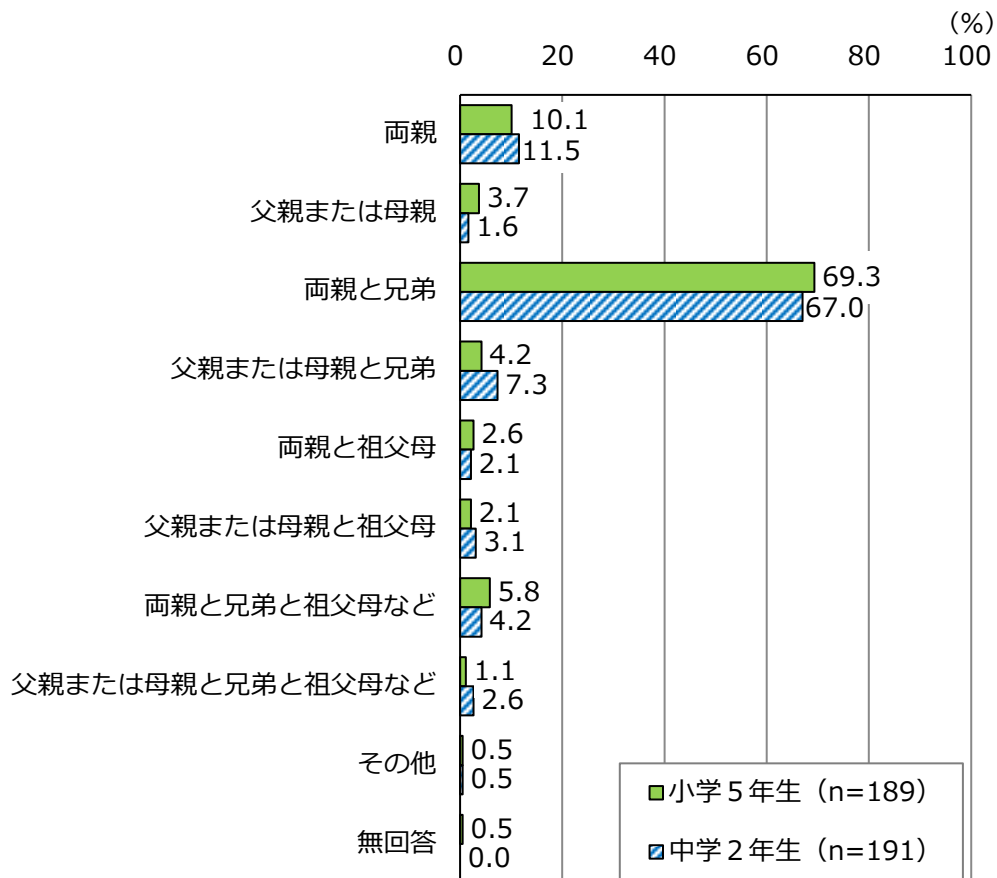
こどもの生活と意識に関する調査

①家族構成

現在一緒に住んでいる人は、小学5年生は「両親と兄弟」が69.3%、次いで「両親」が10.1%、でした。

中学2年生では、「両親と兄弟」が67.0%、次いで「両親」が11.5%でした。

■現在一緒に住んでいる人（複数回答から集計）

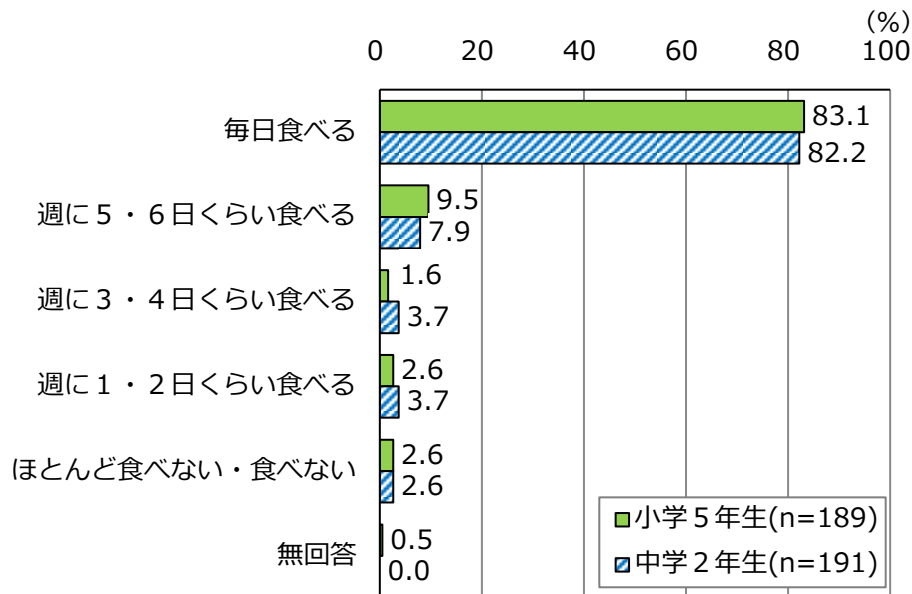


②生活について

ふだんの食事（朝食）の状況のうち、小学5年生の朝ごはんを食べる頻度は「毎日食べる」が83.1%と最も多く、次いで「週に5・6日くらい食べる」が9.5%となっています。

中学2年生では、「毎日食べる」が82.2%と最も多く、次いで「週に5・6日くらい食べる」が7.9%となっています。

■朝ごはんを食べる頻度（単数回答）



「毎日食べる」以外の回答の理由について、小学5年生は「食べる時間がないから」が31件中16件、次いで「いつも食べていないから」6件、「準備されていないから」が2件となっています。

中学2年生は「食べる時間がないから」が34件中21件、次いで「いつも食べていないから」4件、「準備されていないから」が3件となっています。

■朝食を食べないことがある場合の理由（単数回答）

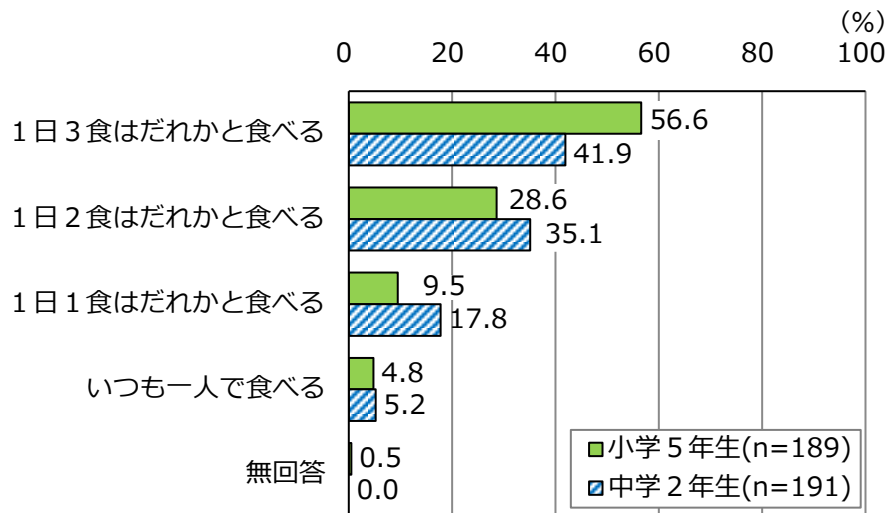
項目	小学5年生	中学2年生
いつも食べていないから	6	4
食べる時間がないから	16	21
準備されていないから	2	3
その他	5	6
無回答	2	0
回答者数	31	34

第2章 こどもをめぐる本町の状況

家での食事の状況では、小学5年生は「1日3食はだれかと食べる」が56.6%と最も多く、次いで「1日2食はだれかと食べる」が28.6%、「1日1食はだれかと食べる」が9.5%となっています。

中学2年生は「1日3食はだれかと食べる」が41.9%と最も多く、次いで「1日2食はだれかと食べる」が35.1%、「1日1食はだれかと食べる」が17.8%となっています。

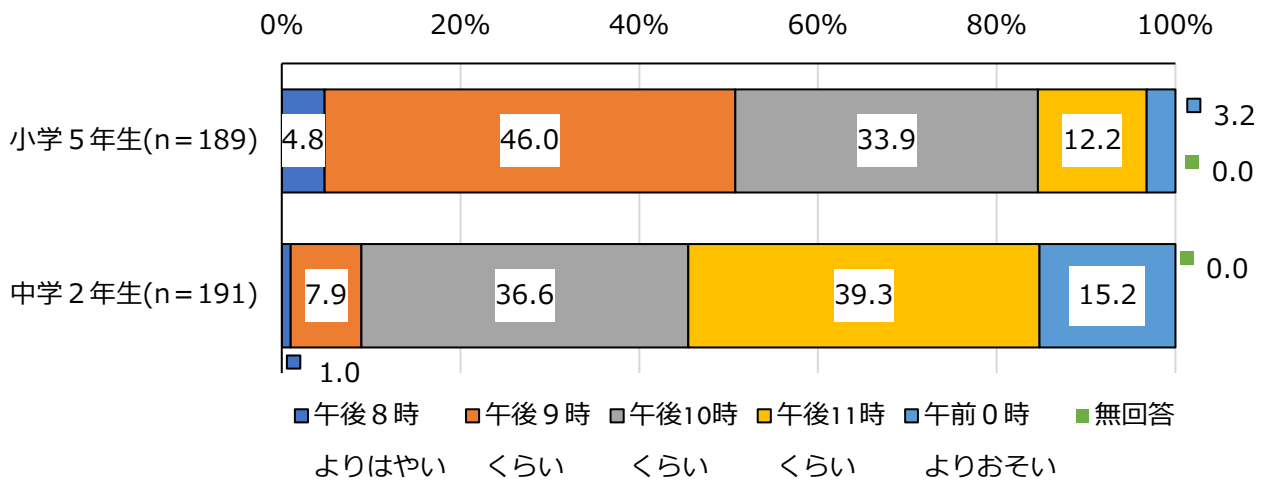
■家で食事をするときの状況（単数回答）



小学5年生の学校に行く日の前日の就寝時刻については、「午後9時くらい」が46.0%と最も多く、次いで「午後10時くらい」が33.9%、「午後11時くらい」が12.2%となっています。

中学2年生では「午後11時くらい」が39.3%と最も多く、次いで「午後10時くらい」が36.6%、「午前0時よりおそい」が15.2%となっています。

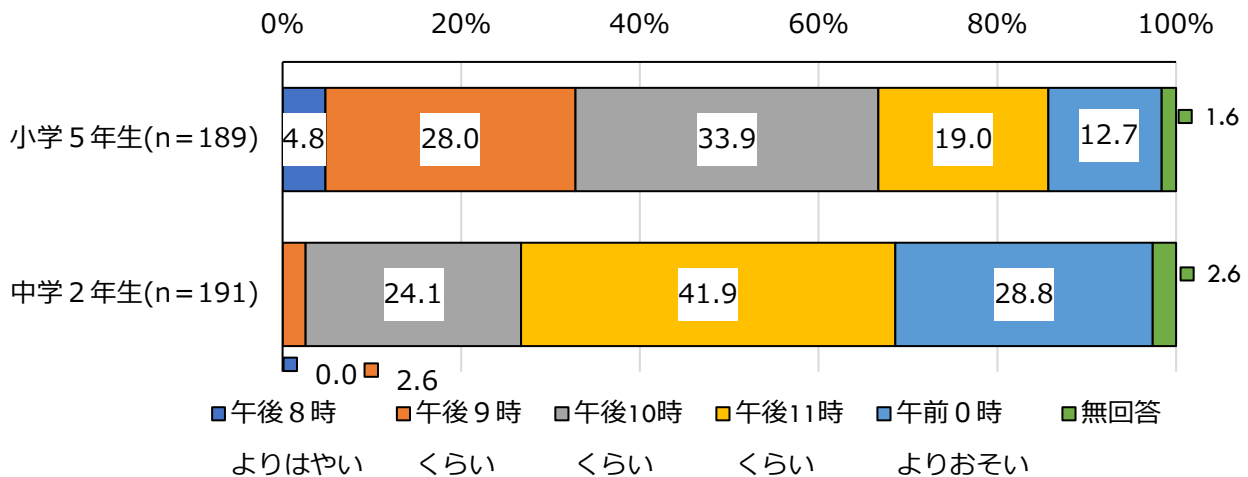
■学校に行く日の前日の就寝時間（単数回答）



小学5年生の学校に行かない日の前日の就寝時刻については、「午後10時くらい」が33.9%と最も多く、次いで「午後9時くらい」が28.0%、「午後11時くらい」が19.0%となっています。

中学2年生では、「午後11時くらい」が41.9%と最も多く、次いで「午前0時よりおそい」が28.8%、「午後10時くらい」が24.1%となっています。

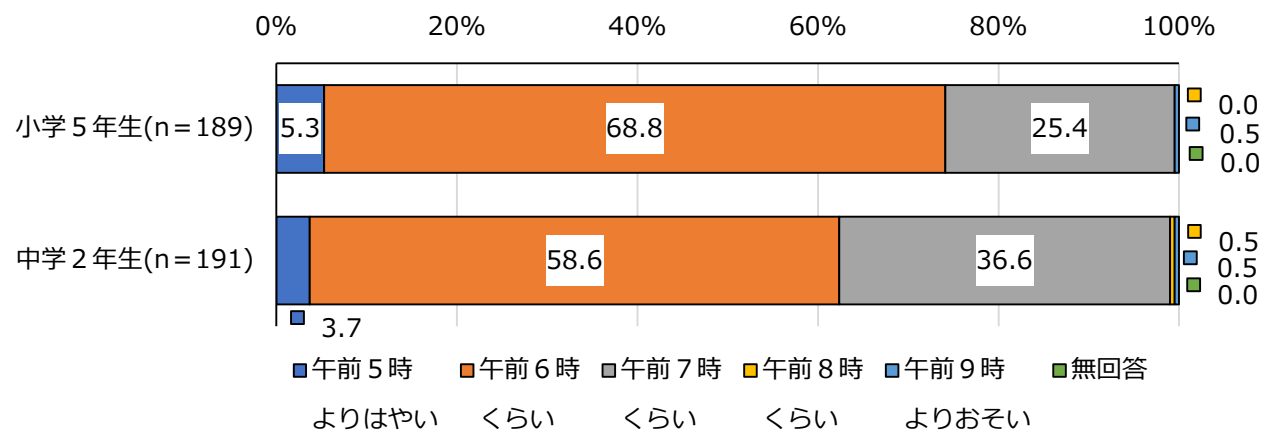
■学校に行かない日の前日の就寝時間（単数回答）



小学5年生の学校に行く日の起床時刻については、「午前6時くらい」が68.8%と最も多く、次いで「午前7時くらい」が25.4%となっています。

中学2年生では「午前6時くらい」が58.6%と最も多く、次いで「午前7時くらい」が36.6%となっています。

■学校に行く日の起床時刻（単数回答）

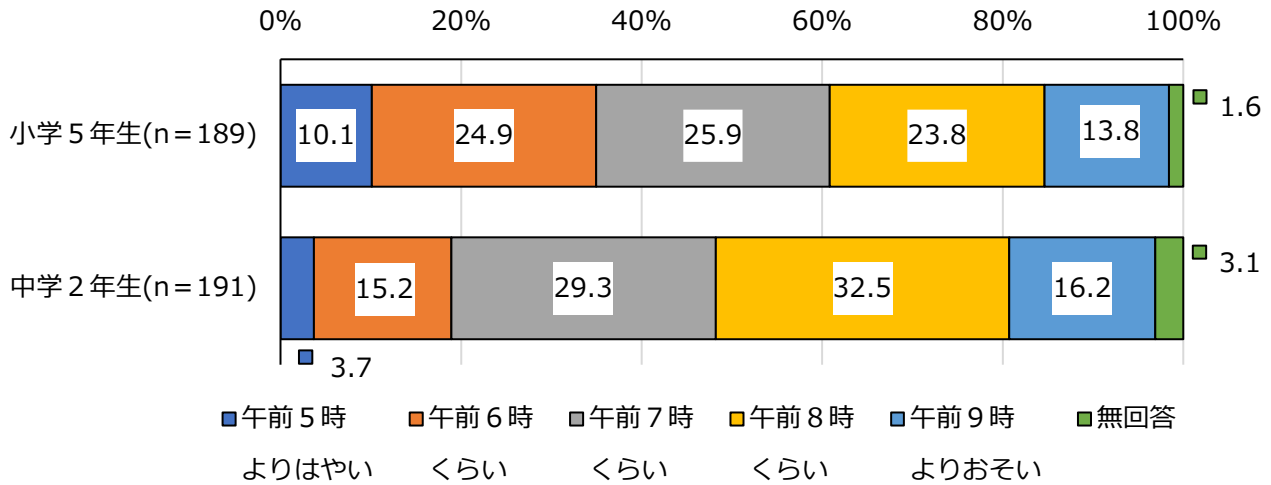


第2章 こどもをめぐる本町の状況

小学5年生の学校に行かない日の起床時刻については、「午前7時くらい」が25.9%と最も多く、次いで「午前6時くらい」が24.9%、「午前8時くらい」が23.8%となっています。

中学2年生では「午前8時くらい」が32.5%と最も多く、次いで「午前7時くらい」が29.3%、「午前9時よりおそい」が16.2%となっています。

■学校に行かない日の起床時刻（単数回答）

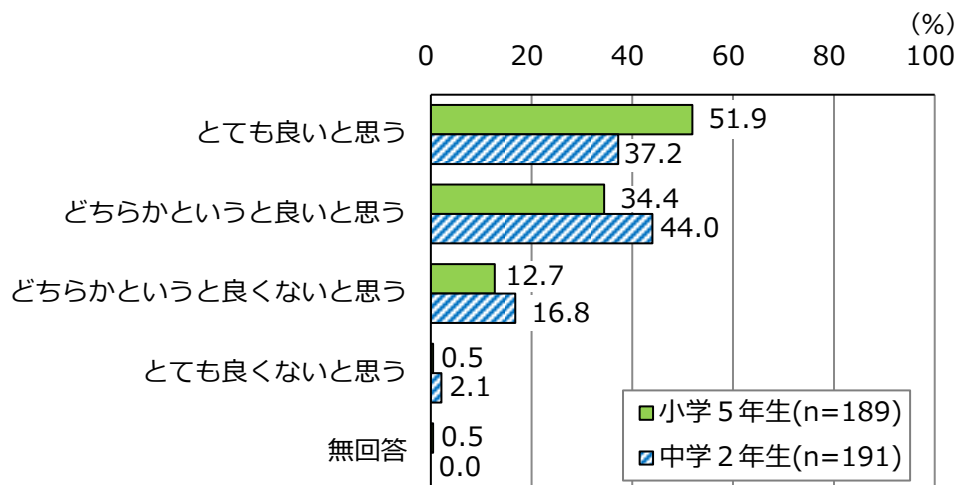


③暮らしの意識について

小学5年生の普段の暮らしの満足度は、「とても良いと思う」と「どちらかというの良いと思う」を合わせた『良いと思う』が86.3%となっています。一方、「どちらかというの良くないと思う」と「とても良くないと思う」を合わせた『良くないと思う』は、13.2%となっています。

中学2年生では『良いと思う』が81.2%となっています。一方、『良くないと思う』は、18.9%となっています。

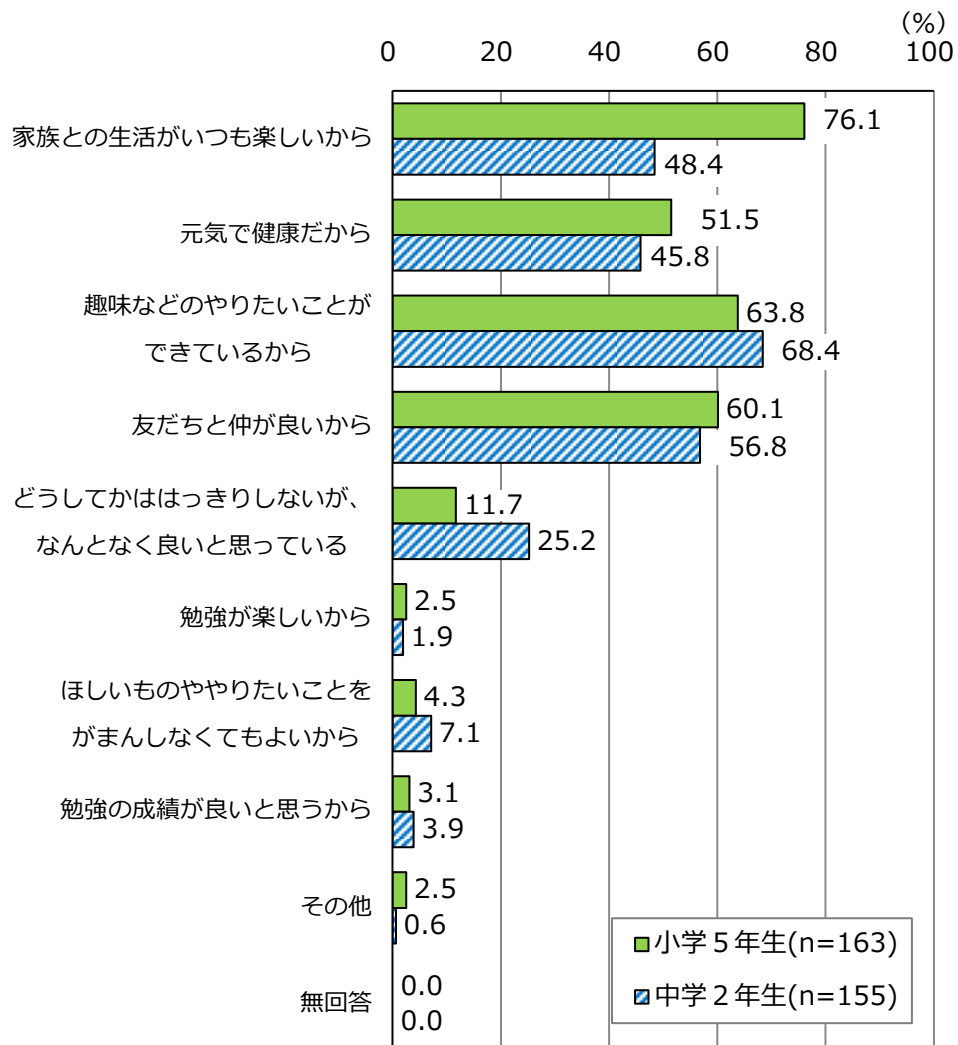
■普段の暮らしの満足度（単数回答）



「いまの暮らしが良い」と思う理由は、小学5年生では「家族との生活がいつも楽しいから」が76.1%と最も多く、次いで「趣味などのやりたいことができているから」が63.8%、「友だちと仲が良いから」が60.1%となっています。

中学2年生では「趣味などのやりたいことができているから」が68.4%と最も多く、次いで「友だちと仲が良いから」が56.8%、「家族との生活がいつも楽しいから」が48.4%となっています。

■ 「いまの暮らしが良い」と思う理由（複数回答）

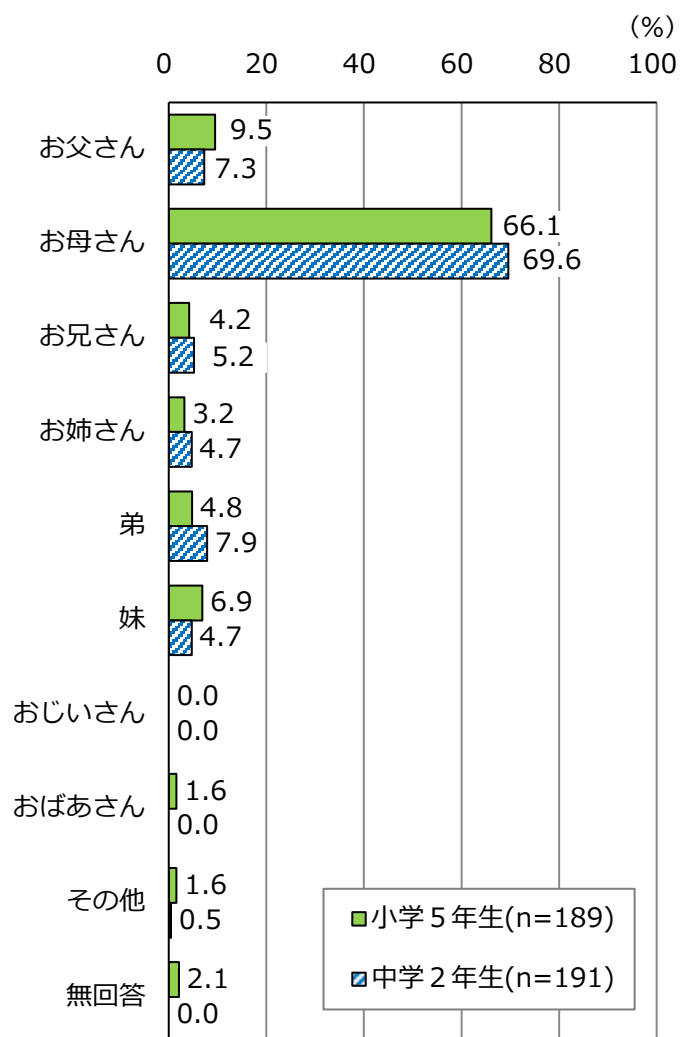


第2章 こどもをめぐる本町の状況

家族の中で一番よく話す人は、小学5年生では「お母さん」が66.1%と最も多く、次いで「お父さん」が9.5%、「妹」が6.9%となっています。

中学2年生では家族の中で一番よく話す人については、「お母さん」が69.6%と最も多く、次いで「弟」が7.9%、「お父さん」が7.3%となっています。

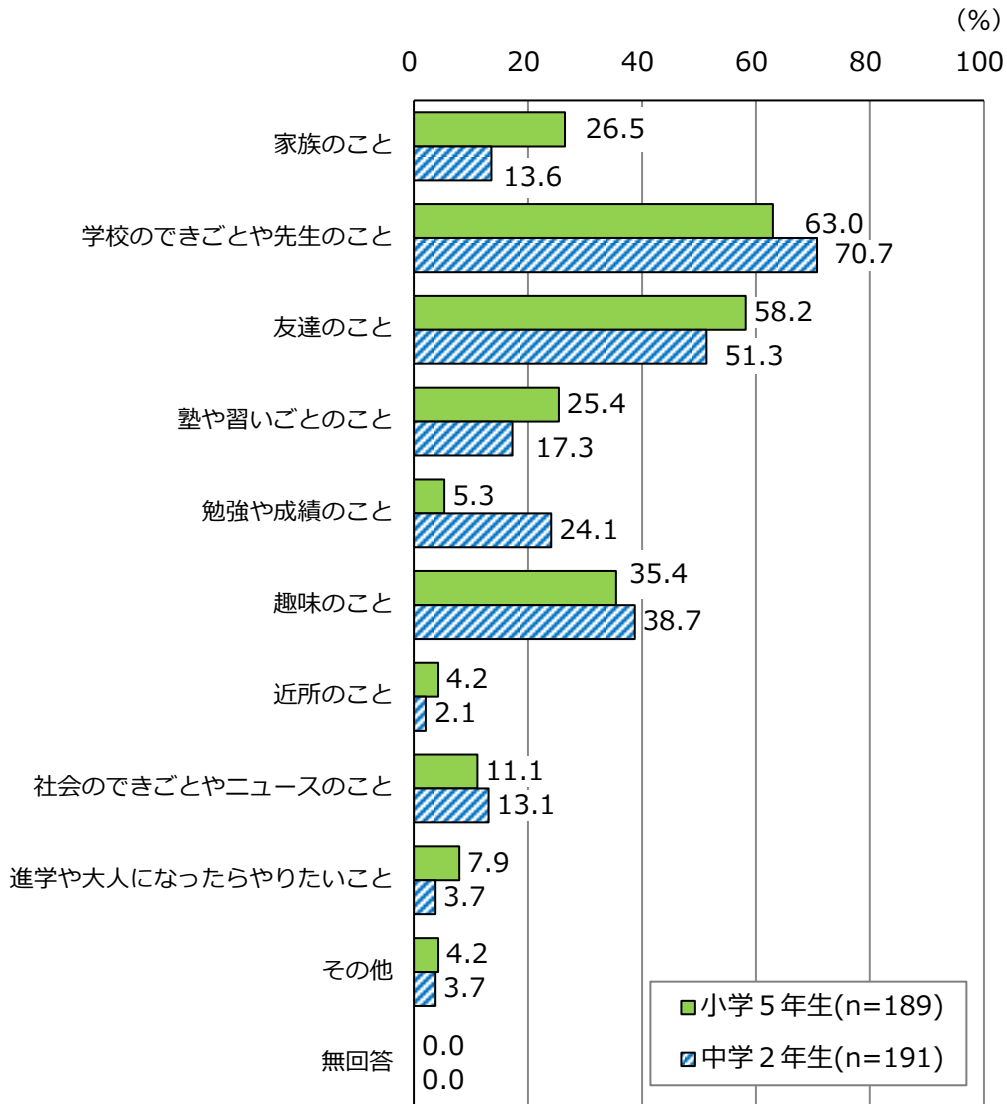
■家族で一番よく話す人（単数回答）



家族と話をするときの内容は、小学5年生では「学校のできごとや先生のこと」が63.0%と最も多く、次いで「友達のこと」が58.2%、「趣味のこと」が35.4%となっています。

中学2年生では「学校のできごとや先生のこと」が70.7%と最も多く、次いで「友達のこと」が51.3%、「趣味のこと」が38.7%となっています。

■家族と話をするときの内容（複数回答）

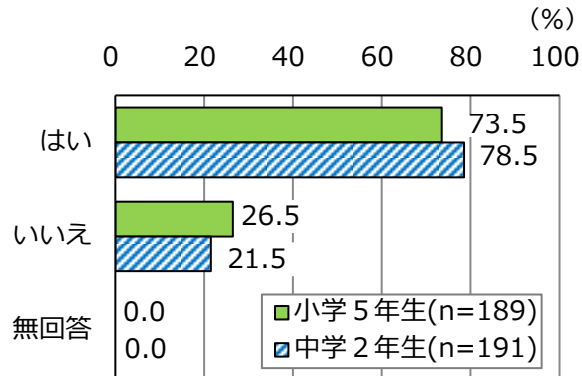


第2章 こどもをめぐる本町の状況

学校や家のこと、友人関係などで、悩みや心配ごとを相談できる人がいるかについては、小学5年生では「はい」が73.5%、「いいえ」が26.5%となっています。

中学2年生では「はい」が78.5%、「いいえ」が21.5%となっています。

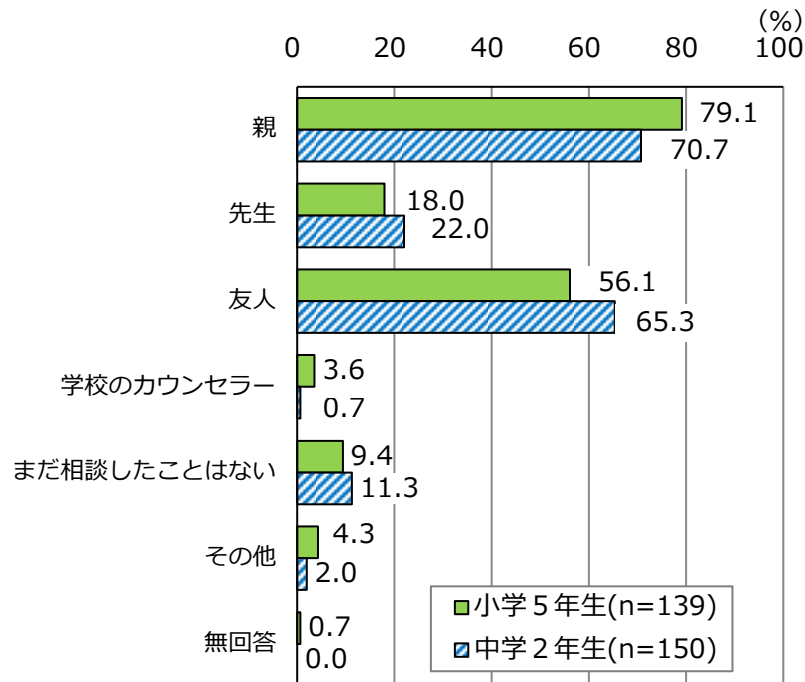
■悩みや心配ごとを相談する人の有無（単数回答）



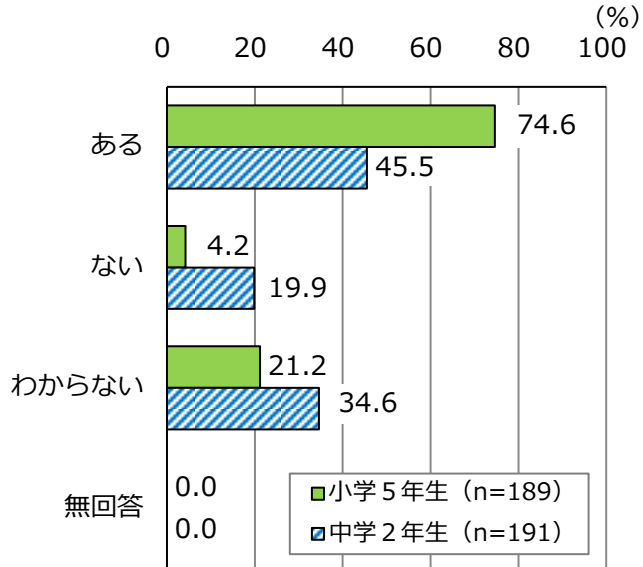
だれに相談したかについては、小学5年生では「親」が79.1%と最も多く、次いで「友人」が56.1%、「先生」が18.0%となっています。

中学2年生では「親」が70.7%と最も多く、次いで「友人」が65.3%、「先生」が22.0%となっています。小学生と比較して友人の比率が高くなっています。

■悩みや心配ごとを相談する人（複数回答）

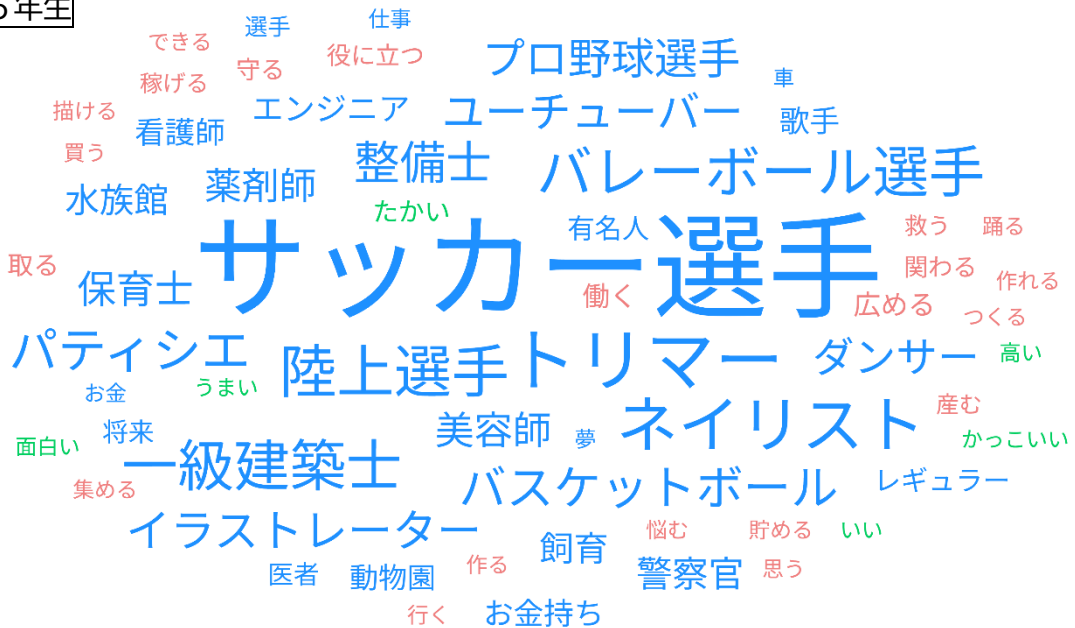


中学2年生では「ある」が45.5%、「ない」が19.9%、「わからない」が34.6%となっています。



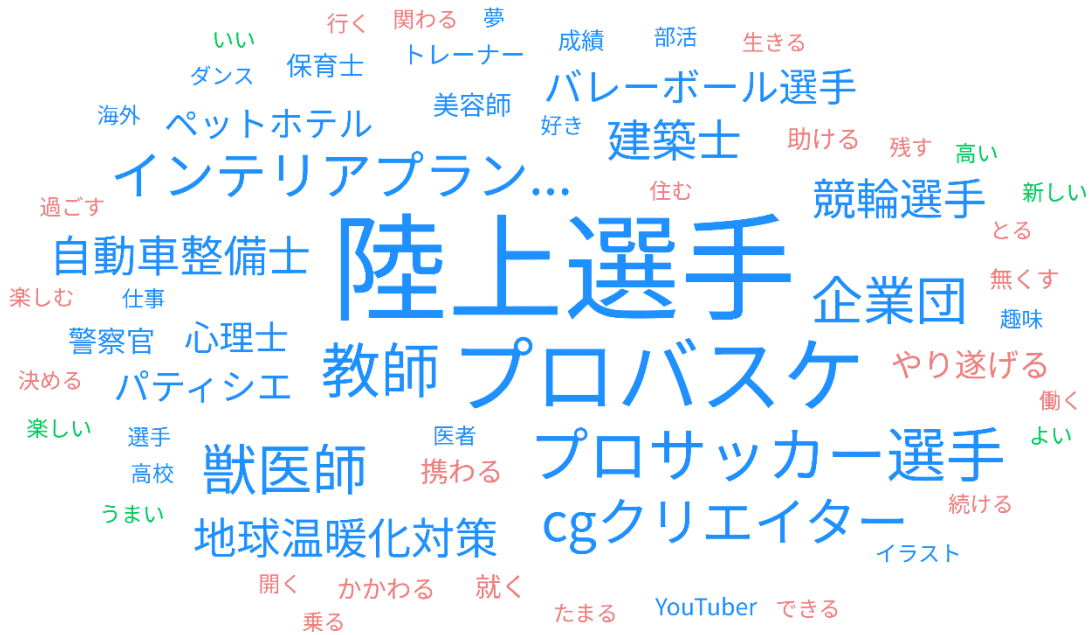
※ユーザーローカル テキストマイニングツール (<https://textmining.userlocal.jp/>) を使用
出現頻度が高いワードを集めた図であり、出現回数や出現の仕方が分析され、色と大きさで
表現されています。

小学5年生



第2章 こどもをめぐる本町の状況

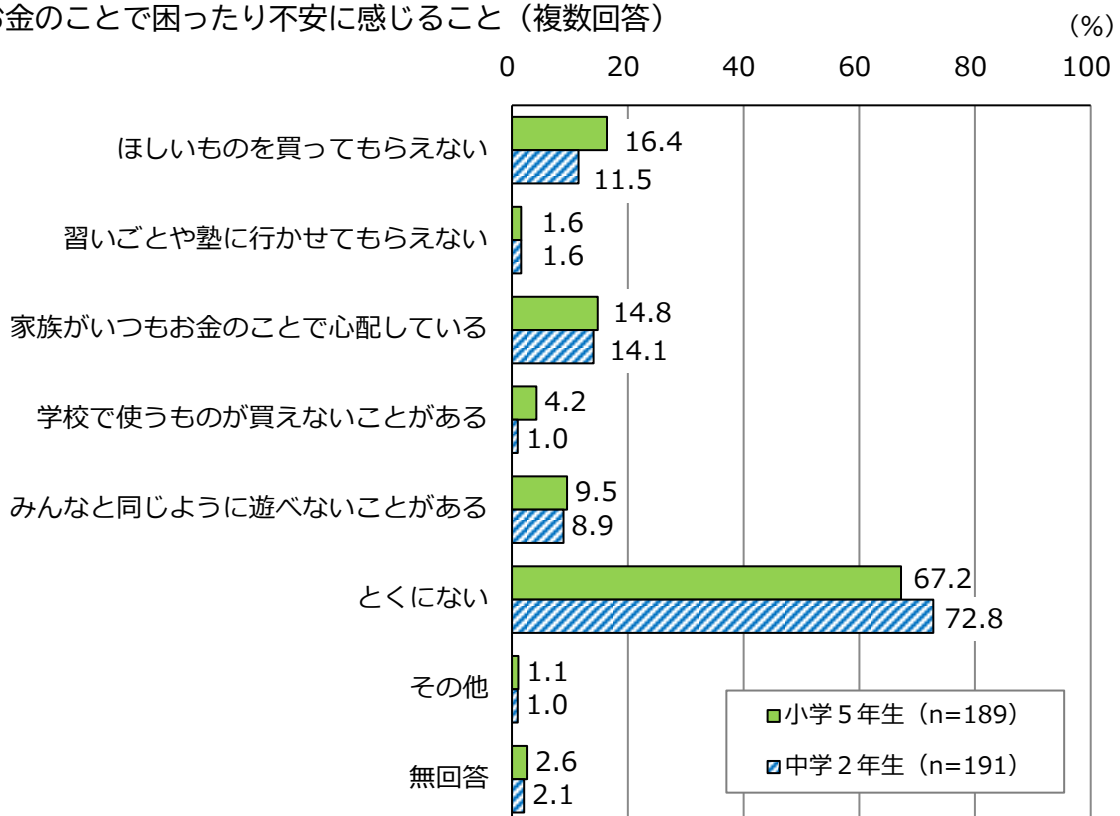
中学2年生



お金のことで、困ったり、不安に感じたりすることは、小学5年生では「とくにない」が67.2%と最も多くなっていますが、一方で「ほしいものを買ってもらえない」が16.4%、「家族がいつもお金のことで心配している」が14.8%となっています。

中学2年生では「とくにない」が72.8%と最も多くなっていますが、一方で「家族がいつもお金のことで心配している」が14.1%、「ほしいものを買ってもらえない」が11.5%となっています。

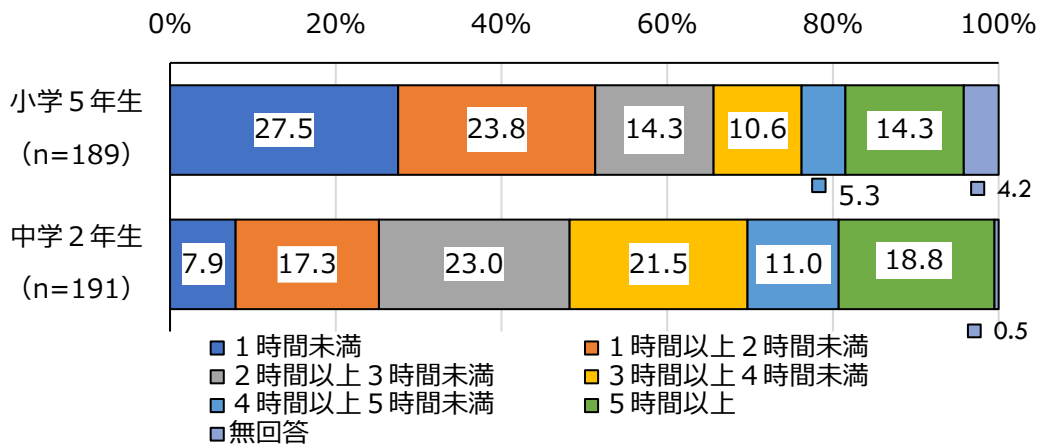
■お金のことで困ったり不安に感じること（複数回答）



1日にスマートフォンやタブレット、パソコンなどを楽しみのために使っている時間（勉強や習いごとのための時間は除く）は、小学5年生では「1時間未満」が27.5%と最も多く、次いで「1時間以上2時間未満」が23.8%、「2時間以上3時間未満」と「5時間以上」が14.3%となっています。

中学2年生では「2時間以上3時間未満」が23.0%と最も多く、次いで「3時間以上4時間未満」が21.5%、「5時間以上」が18.8%となっています。

■スマートフォンやタブレット、パソコンなどを楽しみのために使っている時間（単数回答）



④居場所について

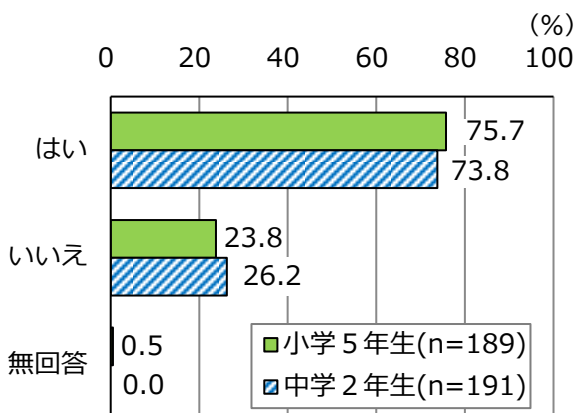
ふだん生活する家や学校のほかに、「ここにいたい・ほっとできる」と思える居場所がほしいと思っているかは、小学5年生では「はい」が75.7%、「いいえ」が23.8%となっています。

中学2年生では「はい」が73.8%、「いいえ」が26.2%となっています。

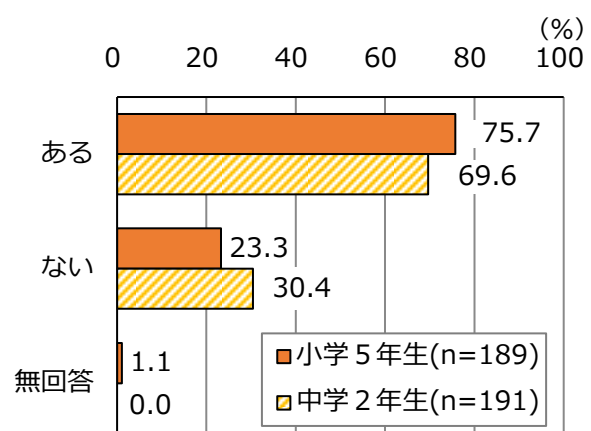
居場所があるかは、小学5年生では「ある」が75.7%、「ない」が23.3%となっています。

中学2年生では「はい」が69.6%、「いいえ」が30.4%となっています。

■居場所がほしいと感じているか（単数回答）



■居場所があるか（単数回答）

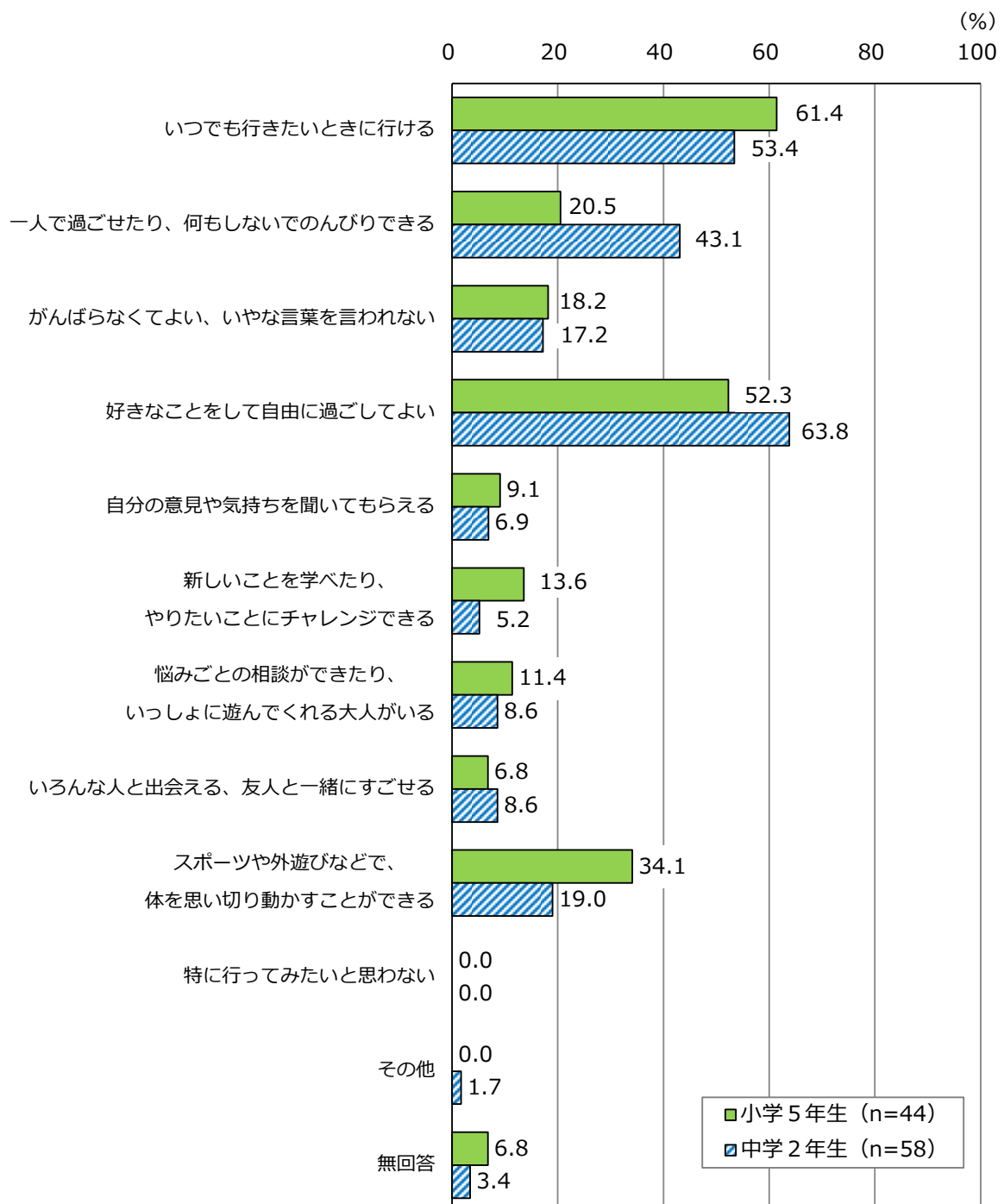


第2章 こどもをめぐる本町の状況

ふだん生活する家や学校のほかに居場所があるかで「ない」と答えた方に、どのような場所があれば行ってみたいと思うかを聞いたところ、小学5年生では「いつでも行きたいときに行ける」が61.4%と最も多く、次いで「好きなことをして自由に過ごしてよい」が52.3%、「スポーツや外遊びなどで、体を思い切り動かすことができる」が34.1%となっています。

中学2年生では「好きなことをして自由に過ごしてよい」が63.8%と最も多く、次いで「いつでも行きたいときに行ける」が53.4%、「一人で過ごせたり、何もしないでのんびりできる」が43.1%となっています。

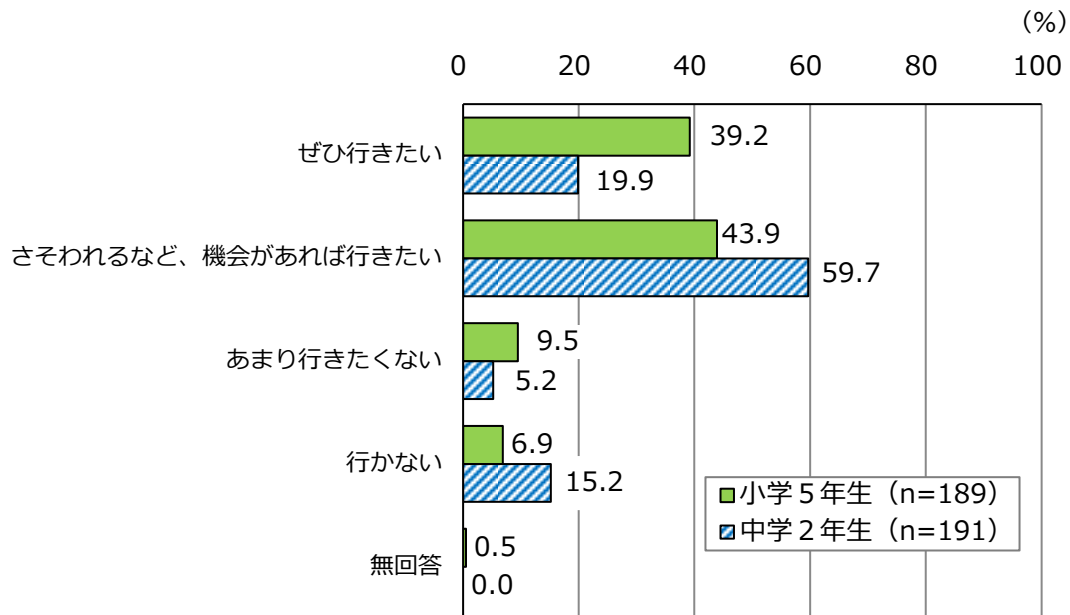
■どのような場所があれば行ってみたいと思うか（複数回答）



無料または少しのお金で食事ができたり、遊んだりできる場所（子ども食堂など）が近くにある
 ばいきたいと思うかについて、小学5年生では『行きたい』が 83.1%となっています。一方、
 『行かない』は、16.4%となっています。

中学2年生では『行きたい』が 79.6%となっています。一方、『行かない』は、20.4%となっ
 ています。

■子ども食堂を利用したいと思うか（単数回答）

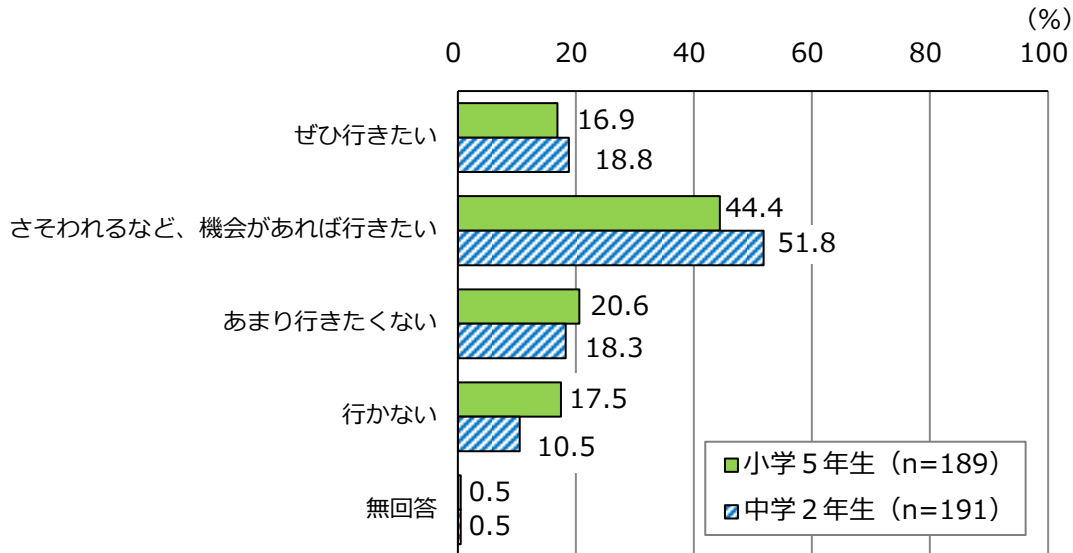


第2章 こどもをめぐる本町の状況

無料で勉強を教えてくれる場所が近くにあれば行きたいと思うかについて、小学5年生では『行きたい』が61.3%となっています。一方、『行かない』は、38.1%となっています。

中学2年生では『行きたい』が70.6%となっています。一方、『行かない』は、28.8%となっています。

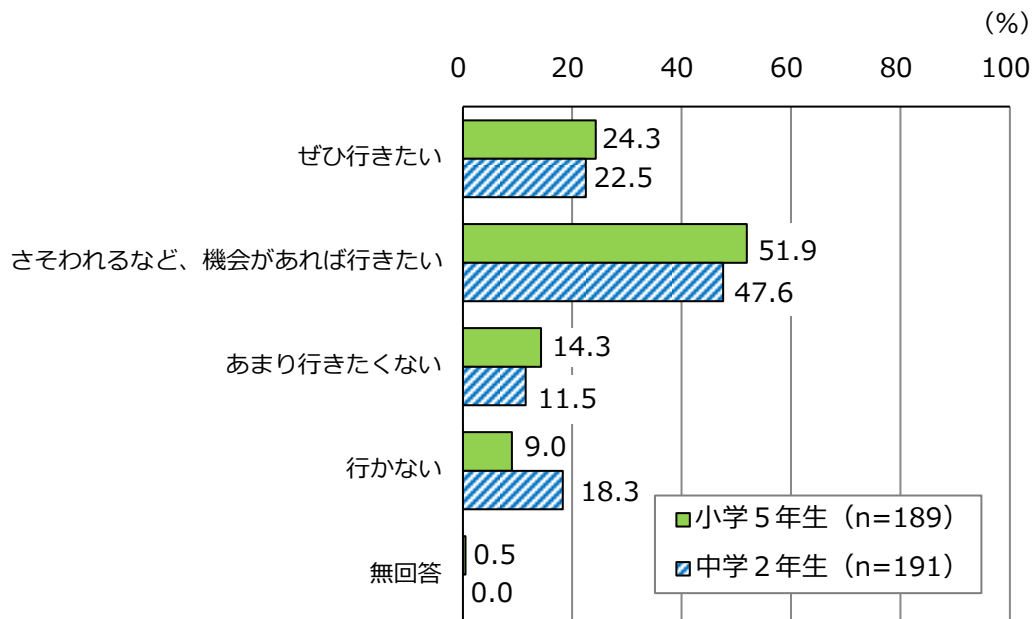
■無料で勉強を教えてくれる場所があれば行きたいと思うか（単数回答）



住んでいる地域の集会所が、放課後や夏休み・冬休み・春休みなどの長期休暇に開いていれば、宿題や友達と過ごす場所として使いたいと思うかについて、小学5年生では『行きたい』が76.2%となっています。一方、『行かない』は、23.3%となっています。

中学2年生では『行きたい』が70.1%となっています。一方、『行かない』は、29.8%となっています。

■放課後や長期休暇に過ごす地域の場所があれば行きたいと思うか（単数回答）

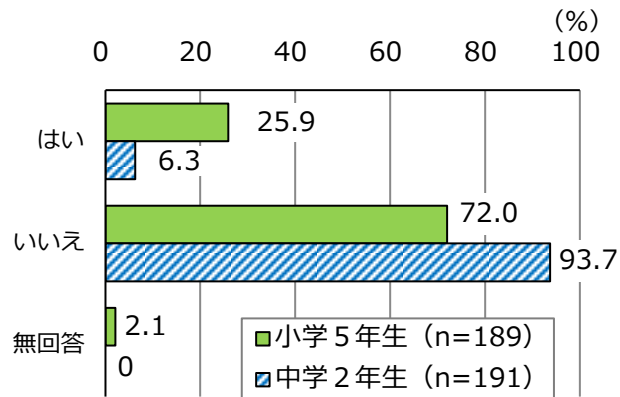


⑤家族のお世話や介護について

ふだんの生活で家族のお世話や介護をしているかについては、小学5年生では「はい」が25.9%、「いいえ」が72.0%となっています。

中学2年生では「はい」が6.3%、「いいえ」が93.7%となっています。

■家族の世話や介護を普段の生活で行っているか（単数回答）



お世話や介護をすることで、困っていることやつらいと感じているかについては、小学5年生では「つかれてしまう」が49件中9件、「友だちと遊びたいときにがまんしている」が6件となっています。

中学2年生では「勉強をする時間が足りない」が12件中3件、「普段の生活で我慢することがある」が2件となっています。

■家族の世話や介護で辛いと感じること（複数回答）

項目	小学5年生	中学2年生
勉強をする時間が足りない	1	3
眠る時間が足りない	2	1
友だちと遊びたいときにがまんしている	6	0
普段の生活で我慢することがある	4	2
つかれてしまう	9	1
お金が足りないと思う	4	0
とくにない	37	9
その他	0	0
無回答	0	0
回答者数	49	12

第2章 こどもをめぐる本町の状況

お世話や介護について困ったことを、学校の先生や友人など身近な人に相談したことがあるかについては、小学5年生で「ある」が49件中8件、「ない」が40件となっています。

中学2年生では「ない」が12件中12件となっています。

■家族の世話や介護で困ったときに相談をしたことがあるか（単数回答）

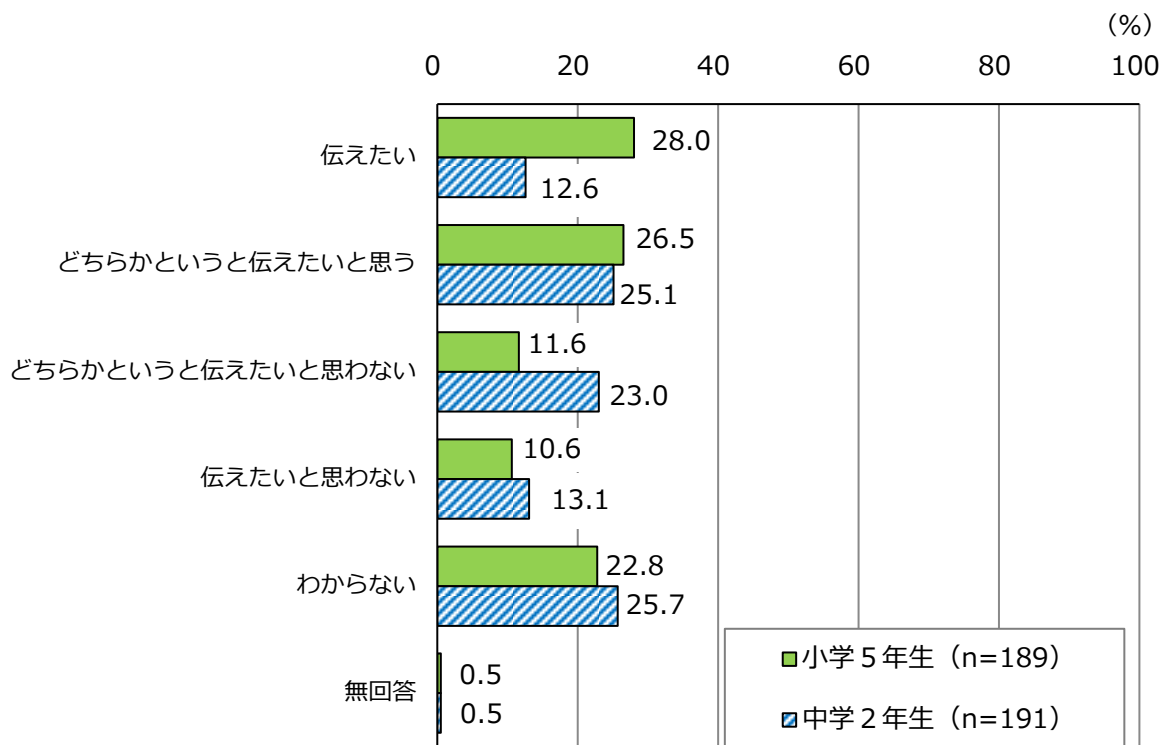
項目	小学5年生	中学2年生
ある	8	0
ない	40	12
無回答	1	0
回答者数	49	12

⑥社会とのつながり

大人たちに自分の考えや意見を伝えたいと思うかについては、小学5年生で「伝えたい」「どちらかという伝えたいと思う」を合わせた『伝えたい』が54.5%となっています。

中学2年生では「伝えたい」「どちらかという伝えたいと思う」を合わせた『伝えたい』が37.7%となっています。

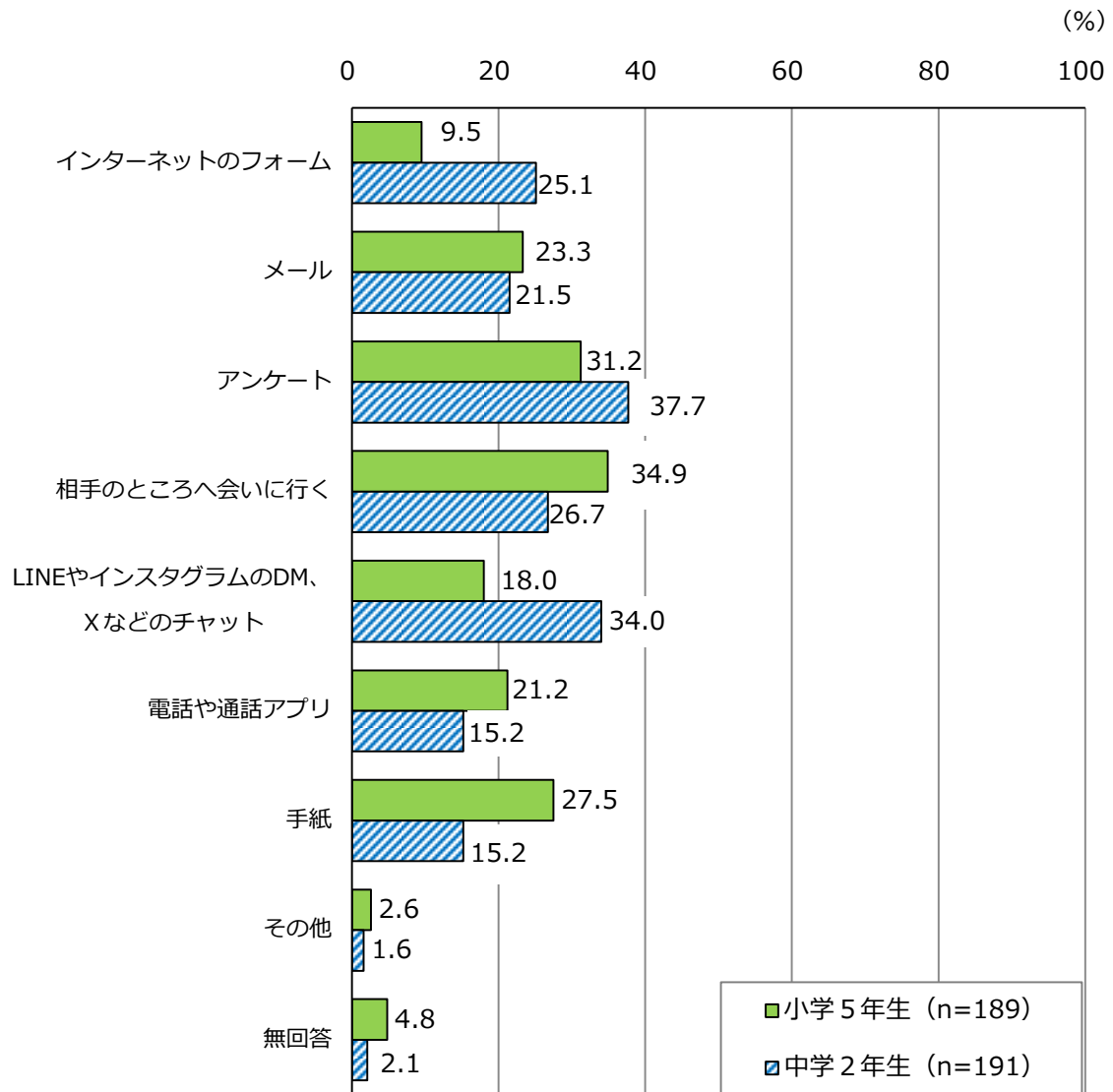
■大人たちに自分の考えや意見を伝えたいと思うか（単数回答）



自分の意見を大人たちへ伝えやすい方法については、小学5年生で「相手のところへ会いに行く」が34.9%と最も多く、次いで「アンケート」が31.2%、「手紙」が27.5%となっています。

中学2年生では「アンケート」が37.7%と最も多く、次いで「LINEやInstagramのDM、Xなどのチャット」が34.0%、「相手のところへ会いに行く」が26.7%となっています。

■大人たちに自分の考えや意見を伝える手段（複数回答）

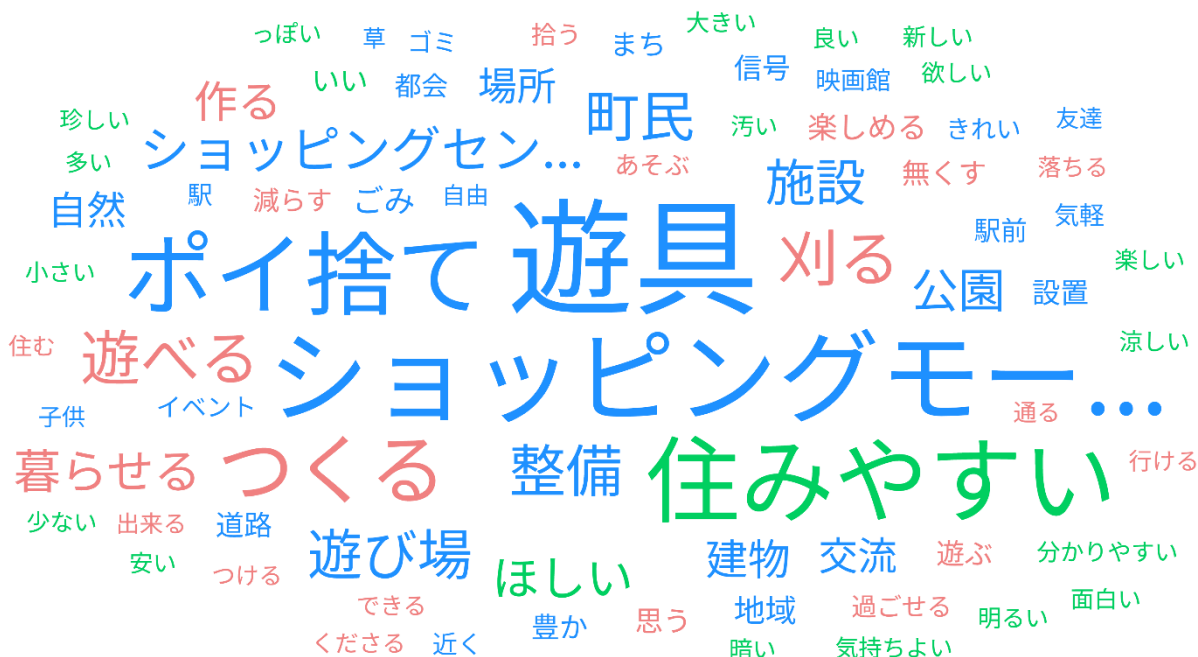


■滑川町がさらに住みやすい町になるためのアイデア

小学5年生と中学2年生が自由に考えたアイディアからは、暮らしやすさや楽しさを増やして欲しいといった要望もありながら、ごみのポイ捨てを改善したいという願いや自然環境などへの意見もありました。

※ユーザーローカル テキストマイニングツール (<https://textmining.userlocal.jp/>) による分析

出現頻度が高いワードを集めた図です。出現回数や出現の仕方を図にしています。大きい文字は出現回数が多く、同じ色や近くにある文字は近い関係性を示しています。

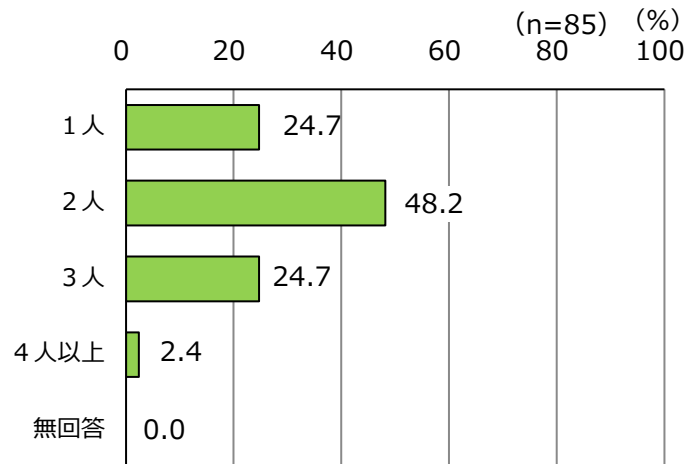


子育て世帯の生活実態調査

①こどもの人数

こどもの人数は、2人が48.2%と最も多く、1人と3人はともに24.7%となっています。

■こどもの人数（単数回答）

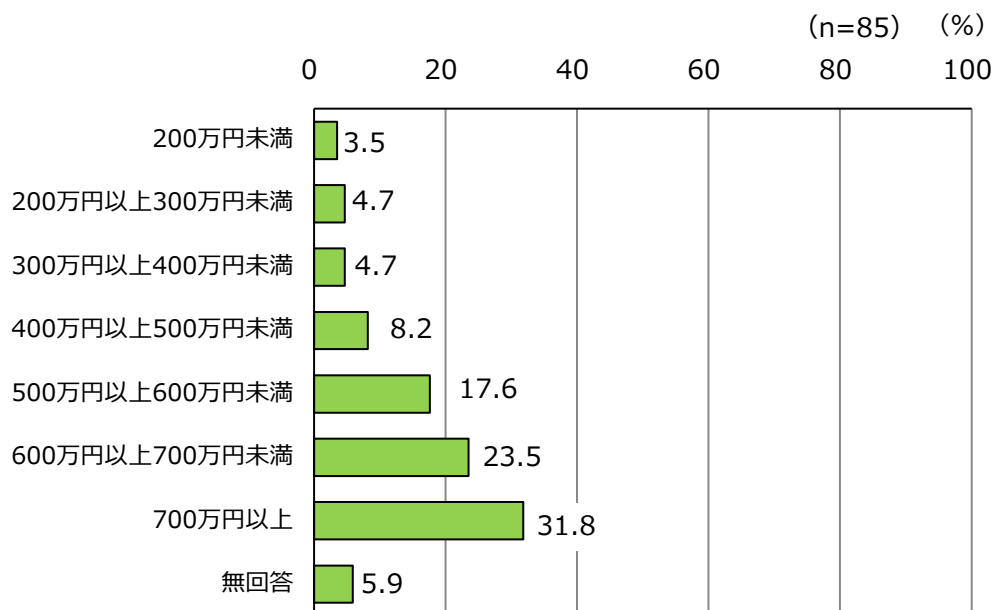


②世帯全体の年間収入

世帯全体の年間収入については、「700万円以上」が31.8%と最も多く、次いで「600万円以上700万円未満」が23.5%、「500万円以上600万円未満」が17.6%となっています。

※「児童のいる世帯」の所得の中央値は、2023年「国民生活基礎調査」によると731万円（所得総額ベース）です。

■世帯年収（単数回答）

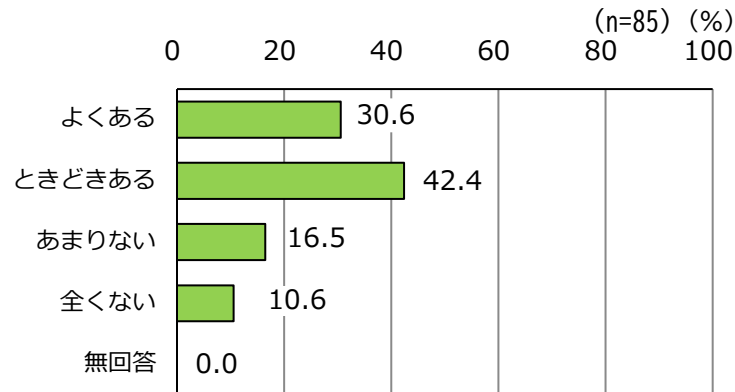


③生活の状況について

ここ1年間で、食費を切り詰めるために、必要な食料品の購入を控えたことがあるかについて「よくある」、「ときどきある」を合わせた『ある』が73.0%となっています。

一方、「あまりない」、「全くない」を合わせた『ない』は、27.1%となっています。

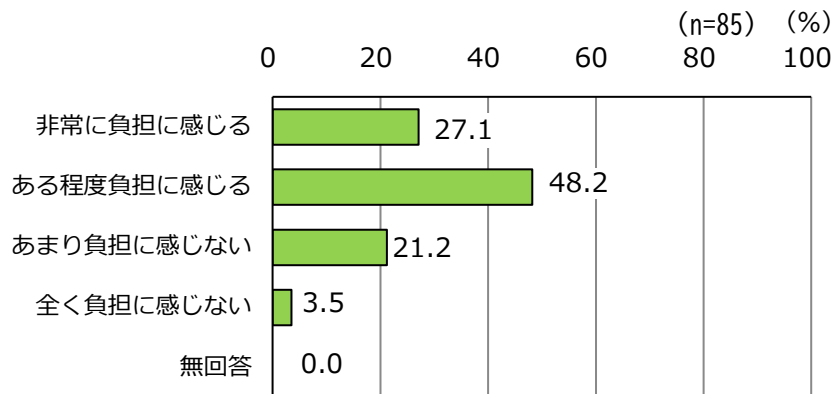
■食料品の購入について（単数回答）



お子さんの教育費（学費、塾代、習い事代など）について、負担に感じるかどうかについては、「非常に負担に感じる」、「ある程度負担に感じる」を合わせた『負担に感じる』が75.3%となっています。

一方、「あまり負担に感じない」、「全く負担に感じない」を合わせた『負担に感じない』が24.7%となっています。

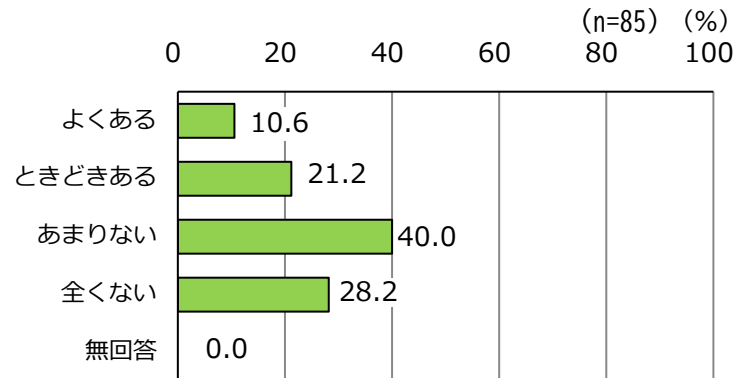
■教育費の負担感（単数回答）



お子さんが希望する習いごとや塾、部活動などに、経済的な理由で参加を諦めさせたことについての「よくある」、「ときどきある」を合わせた『ある』が31.8%となっています。

一方、「あまりない」、「全くない」を合わせた『ない』が68.2%となっています。

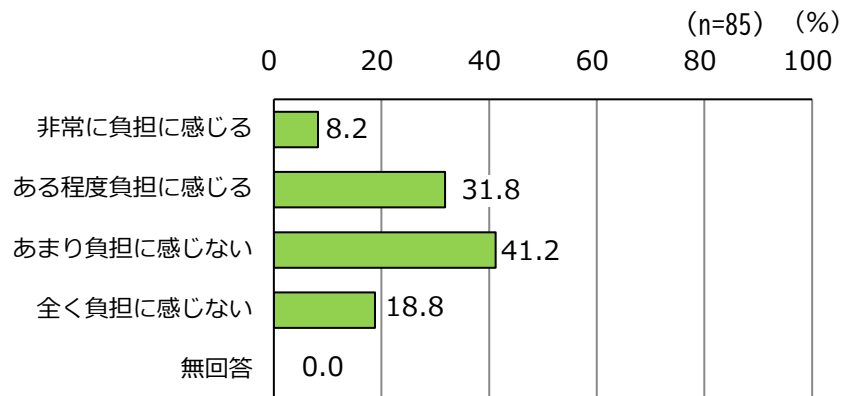
■こどもの塾や習いごと、部活動の経済的負担（単数回答）



お子さんの学校行事（修学旅行、遠足、PTA活動費など）にかかる費用について、負担に感じることがあるかについて、「非常に負担に感じる」、「ある程度負担に感じる」を合わせた『負担に感じる』が40.0%となっています。

一方、「あまり負担に感じない」、「全く負担に感じない」を合わせた『負担に感じない』が60.0%となっています。

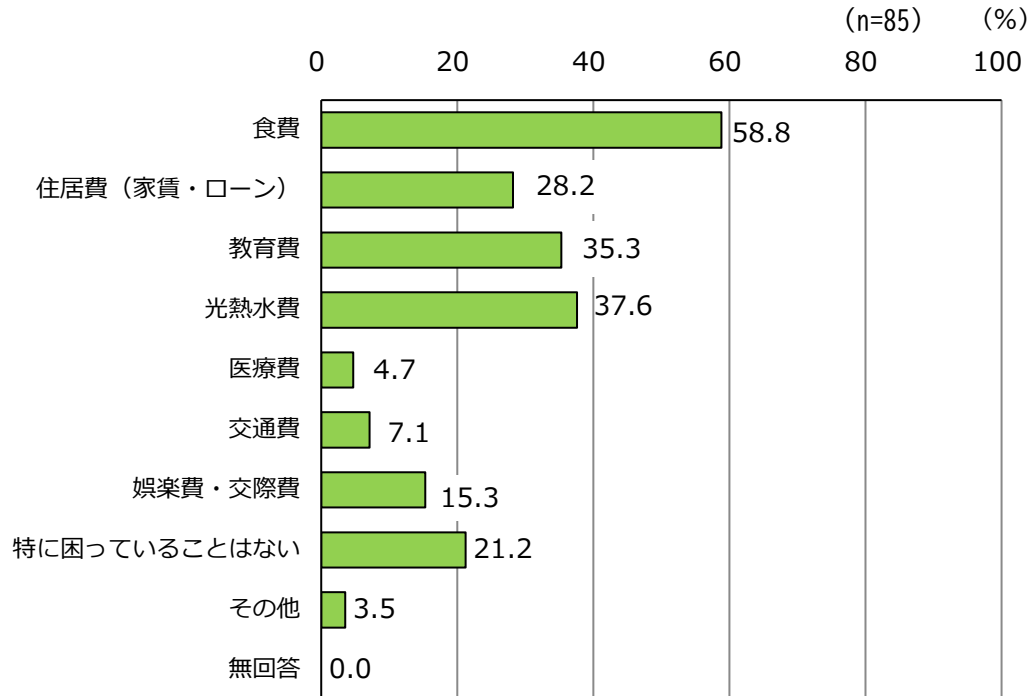
■学校行事等の費用に対する負担感（単数回答）



第2章 こどもをめぐる本町の状況

現在の生活で、経済的な面で特に困っていることについては、「食費」が 58.8%と最も多く、次いで「光熱水費」が 37.6%、「教育費」が 35.3%となっています。

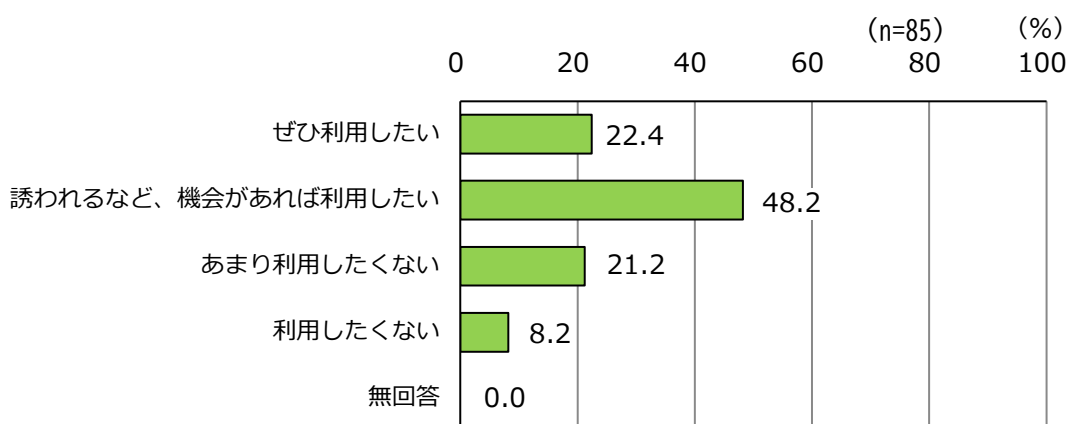
■生活の経済的な面で特に困っていること（複数回答）



近隣に食事を無料か安く食べることのできる場所（子ども食堂など）があれば利用したいと思うかについての「ぜひ利用したい」「誘われるなど、機会があれば利用したい」を合わせた『利用したい』が 70.6%となっています。

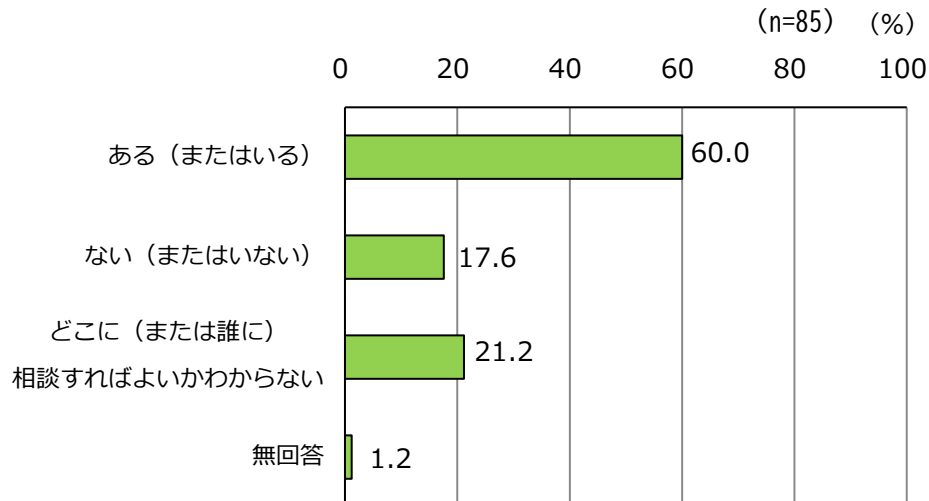
一方、「あまり利用したくない」「利用したくない」を合わせた『利用したくない』は、29.4%となっています。

■食事を無料か安く食べることのできる場所の利用意向（単数回答）



生活の困りごとを誰かに相談したいとき、気軽に相談できる場所（または相談できる人）があるかについては、「ある（またはいる）」が60.0%、「ない（またはいない）」が17.6%、「どこに（または誰に）相談すればよいかわからない」が21.2%となっています。

■生活の困りごとを気軽に相談できる場所または人はいるか（単数回答）



気軽に相談できる（または相談できる人）具体的な場所や人については、51件中「家族」が50件、「友人」が17件、「県や町の相談窓口」「学校の先生」がともに3件となっています。

■気軽に相談できる（または相談できる）具体的な人や場所（複数回答）

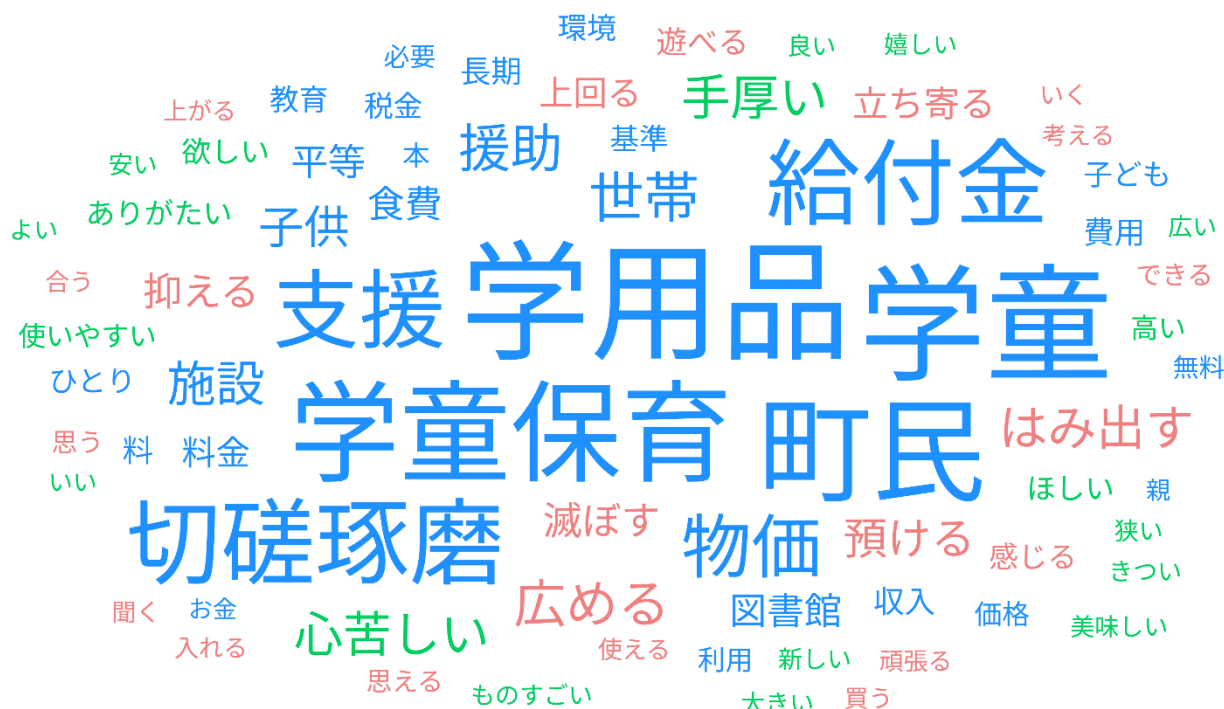
項目	件数
家族	50
友人	17
県や町の相談窓口	3
学校の先生	3
地域のNPO団体	0
その他	0
無回答	0
回答者数	51

第2章 こどもをめぐる本町の状況

■生活支援において滑川町に期待すること

こども達が安心して生活することができる環境を求める意見が多く寄せられました。

※ユーザーローカル テキストマイニングツール (<https://textmining.userlocal.jp/>) による分析
出現頻度が高いワードを集めた図です。出現回数や出現の仕方を図にしています。大きい文字は出現回数が多く、同じ色や近くにある文字は近い関係性を示しています。



(2) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

【目的】

本調査は、保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に整備するとともに、地域の子ども・子育て支援施策の充実を図るために、子育て世帯の生活実態や要望・意見等を把握することを目的として実施しました。

【調査期間】

令和6年1月25日～令和6年2月16日

【調査対象】

種類	調査対象者	配布数
子育て支援に関するアンケート調査	小学校修了までのこどもを持つ保護者の全世帯	1,528 世帯

【回収結果】

種類	有効回収数	有効回収率
子育て支援に関するアンケート調査	715	46.8%

◆アンケート調査結果の概要をみるにあたっての注意点

- ①単数回答の設問における各選択肢の回答割合（構成比）は、非該当者を除いた回答者数（「n」で表す当該設問での該当者数）を基数とした百分率（%）で示しています。各数値は、小数点以下第二位を四捨五入して算出しているため、構成比の合計は100%にならない場合があります。
- ②複数回答の設問における各選択肢の回答割合（比率）は、非該当者を除いた回答者数（「n」で表す当該設問での該当者数）を基数とした百分率（%）で示しています。したがって、比率の合計値は100%以上となります。
- ③図や表、本文では、選択肢の一部や数値の一部を省略している場合があります。
- ④本文中の「前回調査」は第2期滑川町子ども・子育て支援事業計画策定時（平成30年度）に実施した調査です。

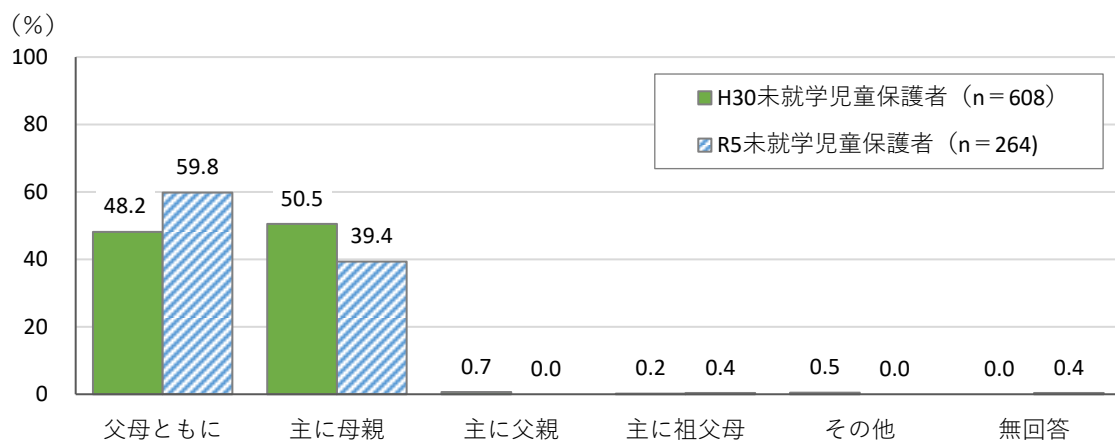
①主に子育てをしている人

主に子育てをしている人について、未就学児童の保護者では「父母ともに」が59.8%で最も多く、次いで「主に母親」が39.4%となっています。

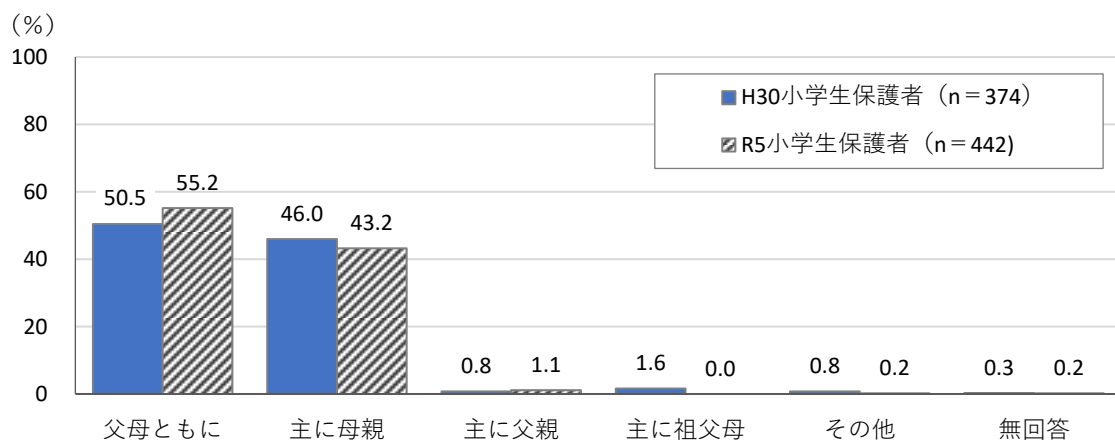
小学生の保護者においても、「父母ともに」が55.2%と最も多く、次いで「主に母親」が43.2%となっています。

前回調査と比較すると、未就学児童保護者と小学生保護者ともに「父母ともに」が大きく増加しています。

■未就学児童保護者（単数回答）



■小学生保護者（単数回答）



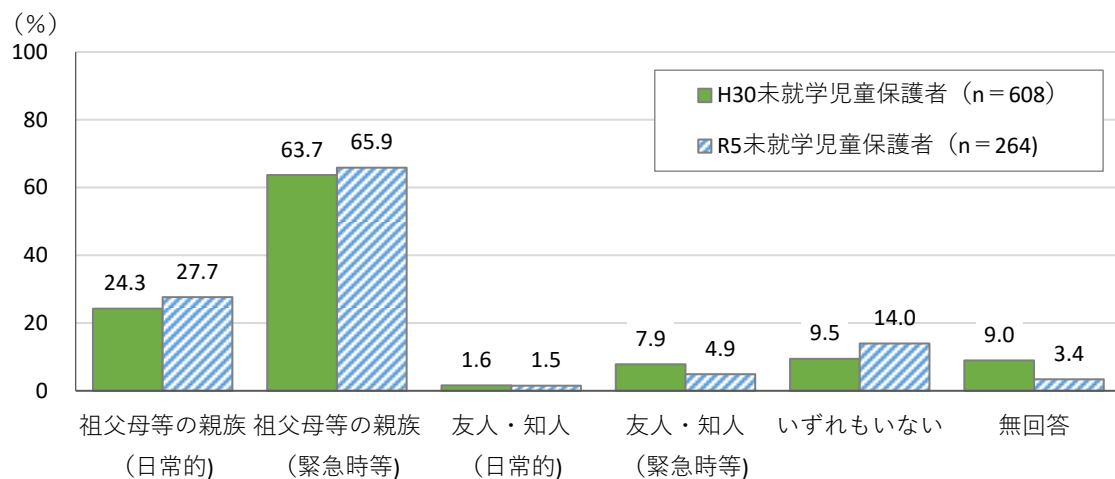
②こどもをみてもらえる親族・知人

日頃、こどもをみてもらえる親族・知人について、未就学児童の保護者では「祖父母等の親族（緊急時等）」が65.9%で最も多く、次いで「祖父母等の親族（日常的）」が27.7%となっています。「いずれもない」と回答した方が14.0%と前回調査より4.5%増加しています。

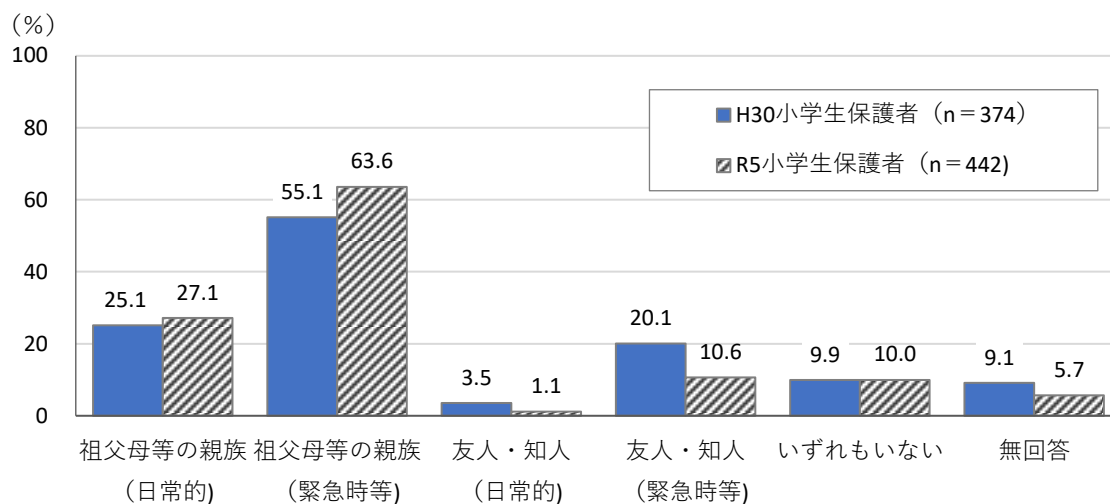
小学生保護者も同様に、「祖父母等の親族（緊急時等）」が63.6%で最も多く、次いで「祖父母等の親族（日常的）」が27.1%となっています。「いずれもない」と回答した方は10.0%となっています。

前回調査と比較すると、「友人・知人（日常的・緊急時等）」と回答した方が減少しています。

■未就学児童保護者（複数回答）



■小学生保護者（複数回答）



③気軽に相談できる人・場所

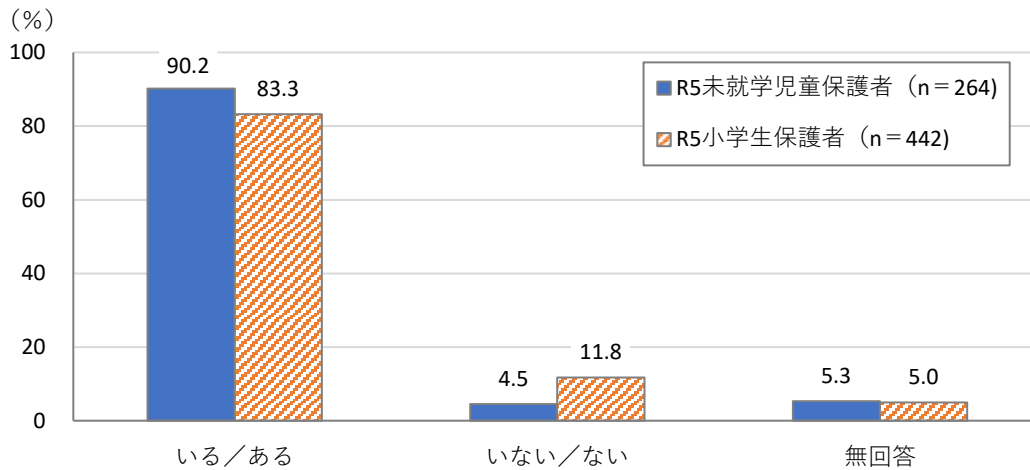
気軽に相談できる人や場所について、未就学児童の保護者では「いる／ある」が90.2%、小学生の保護者では83.3%を占めています。

気軽に相談できる人や場所が「いる／ある」と回答した方の相談先は、「祖父母等の親族」が未就学児童の保護者84.9%、小学生の保護者79.6%と最も多く、次いで「友人や知人」が未就学児童の保護者68.9%、小学生の保護者74.5%となり、身近な人が大半を占めました。

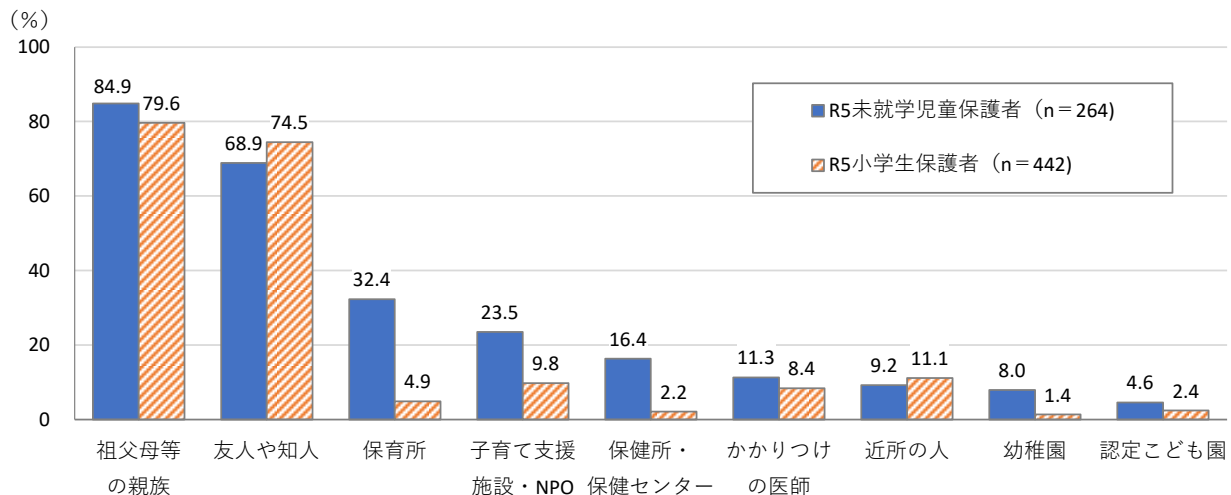
未就学児童の保護者については、「保育所」、「子育て支援施設・NPO」についても、20～30%の回答がありました。

なお、気軽に相談できる人・場所が「いない／ない」と回答した保護者は、未就学児童の保護者が4.5%、小学生の保護者が11.8%となっています。

■気軽に相談できる人・場所の有無（単数回答）



■気軽に相談できる人・場所（複数回答）※上位9項目を掲載



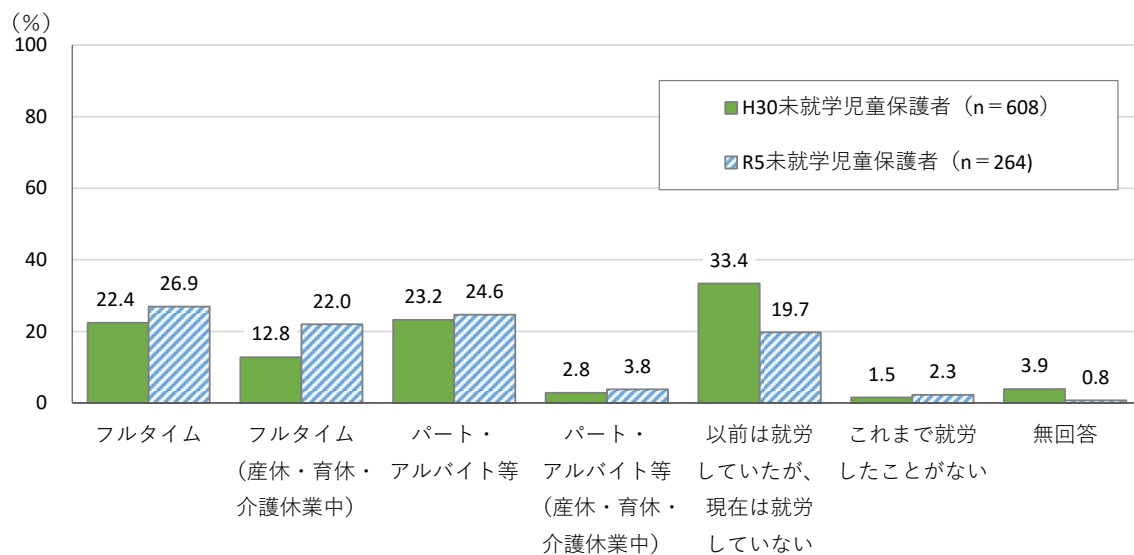
④母親・父親の就労状況

未就学児童の母親の就労状況は、「フルタイム」が26.9%、「パート・アルバイト等」が24.6%で、産休・育休・介護中と合わせると、77.3%となっています。

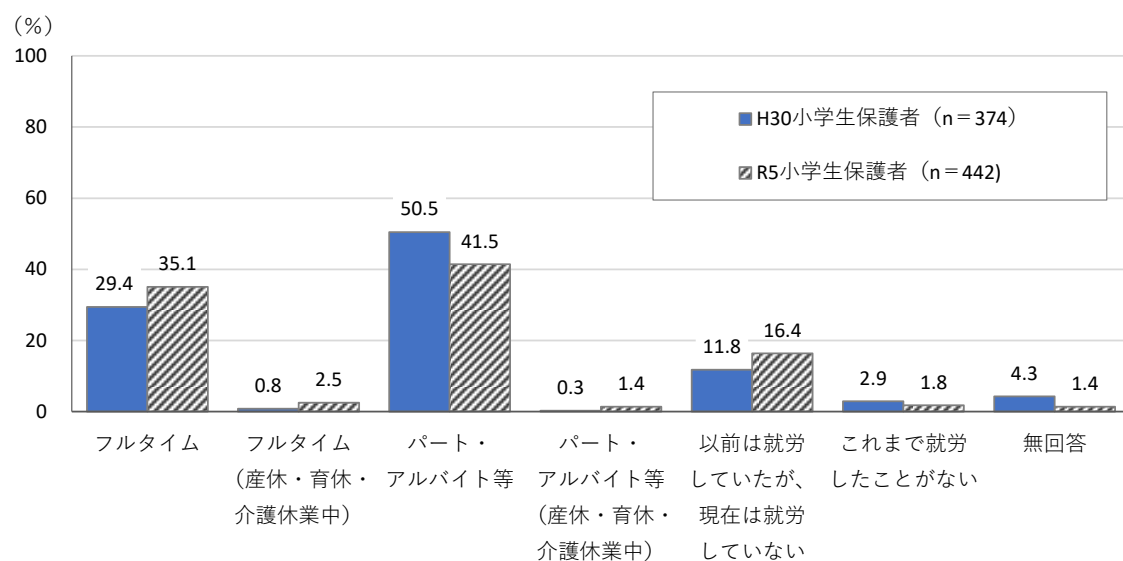
小学生の母親の就労状況は、「フルタイム」が35.1%、「パート・アルバイト等」が41.5%で、産休・育休・介護中と合わせると、80.5%となっています。

前回調査と比較すると、未就学児の就労している母親は16.1ポイント増加しています。小学生の就労している母親は0.5ポイント減少であり、ほぼ同程度となっています。

■未就学児童の母親の就労状況（単数回答）



■小学生の母親の就労状況（単数回答）



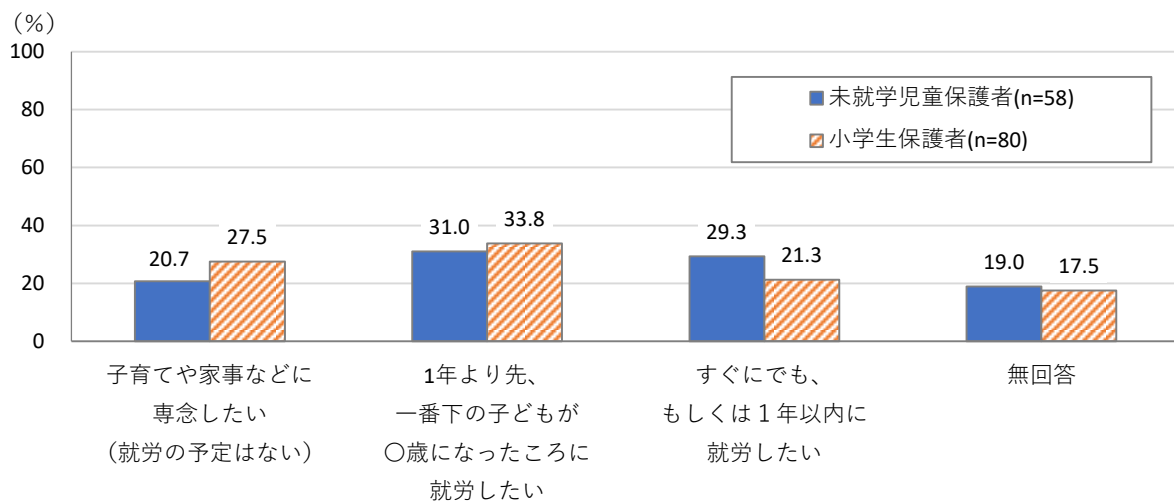
⑤現在就労していない母親の就労意向

現在就労していない母親の就労意向について、未就学児童の保護者では、「1年より先、一番下のこどもが〇歳になったところに就労したい」が31.0%で最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が29.3%となっています。

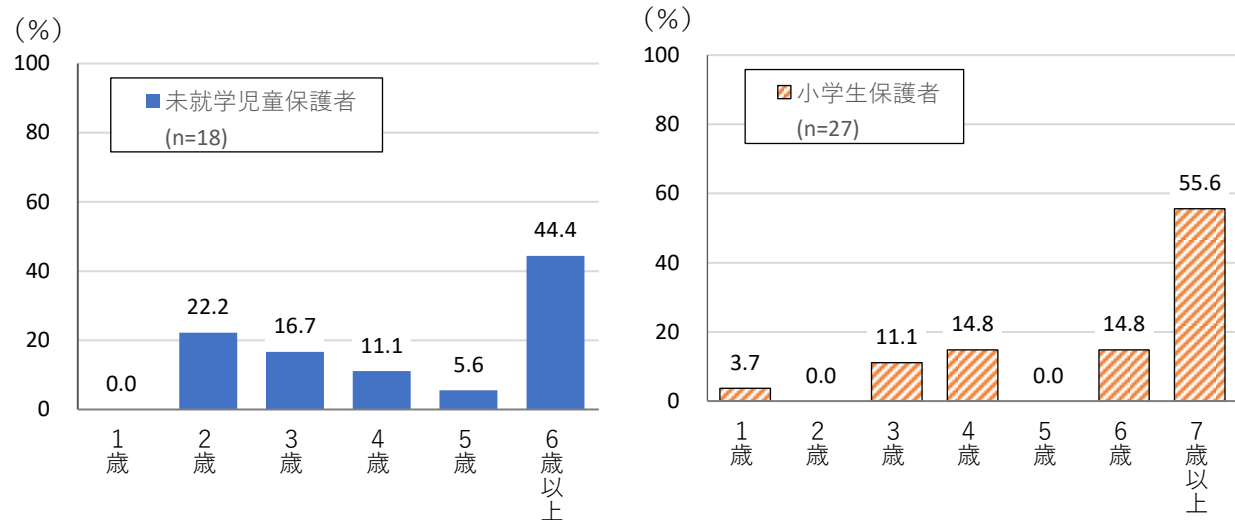
小学生の保護者では「1年より先、一番下のこどもが〇歳になったところに就労したい」が33.8%で最も多く、次いで「子育てや家事等に専念したい（就労の予定はない）」が27.5%となっています。

「1年より先、一番下のこどもが〇歳になったところに就労したい」と回答した方のこどもの年齢は、未就学児童の母親では「6歳以上」が44.4%と最も多く、小学生の母親では「7歳以上」が55.6%と最も多くなっています。

■現在就労していない母親の就労意向（単数回答）



■就労したい時期のこどもの年齢（単数回答）



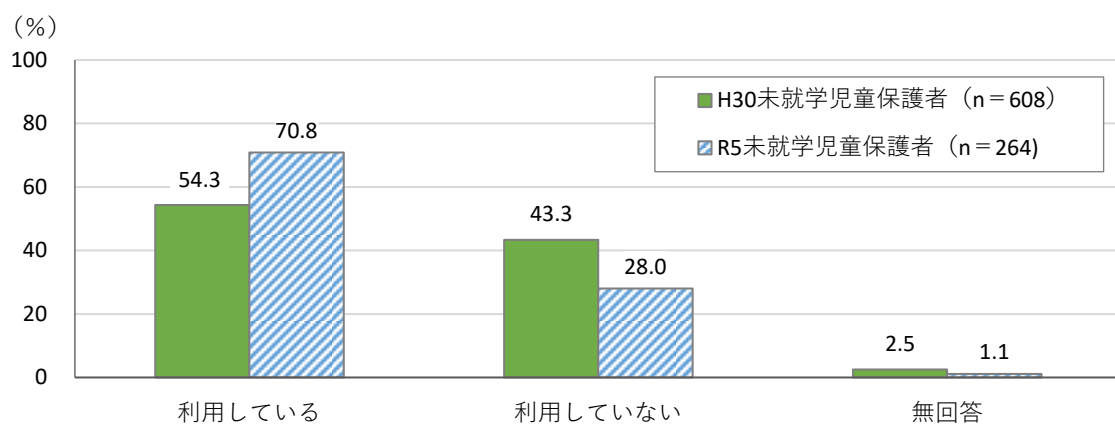
⑥平日の教育・保育事業の利用状況

平日の教育・保育事業の利用について、「利用している」が70.8%を占めており、前回調査から16.5ポイント増加しています。

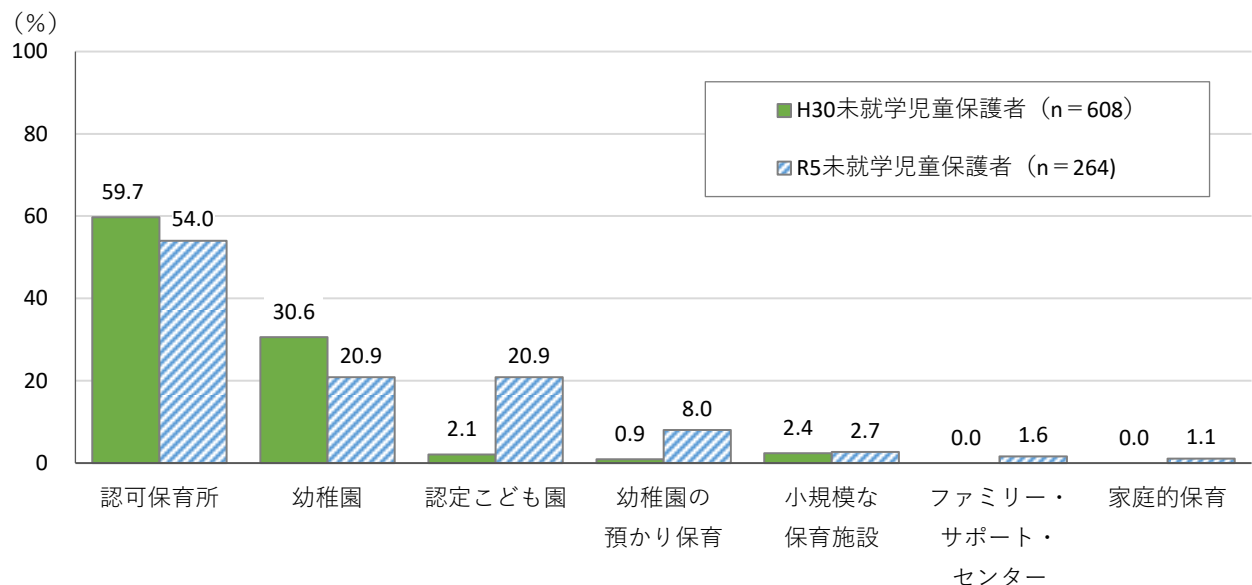
「利用している」と回答した方の利用している教育・保育事業は、「認可保育所」が54.0%で最も多く、次いで「幼稚園」と「認定こども園」が20.9%となっています。

前回調査と比較すると、認定こども園や幼稚園の預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業等の利用が増加しています。

■教育・保育事業の利用状況（単数回答）



■利用している教育・保育事業（複数回答）

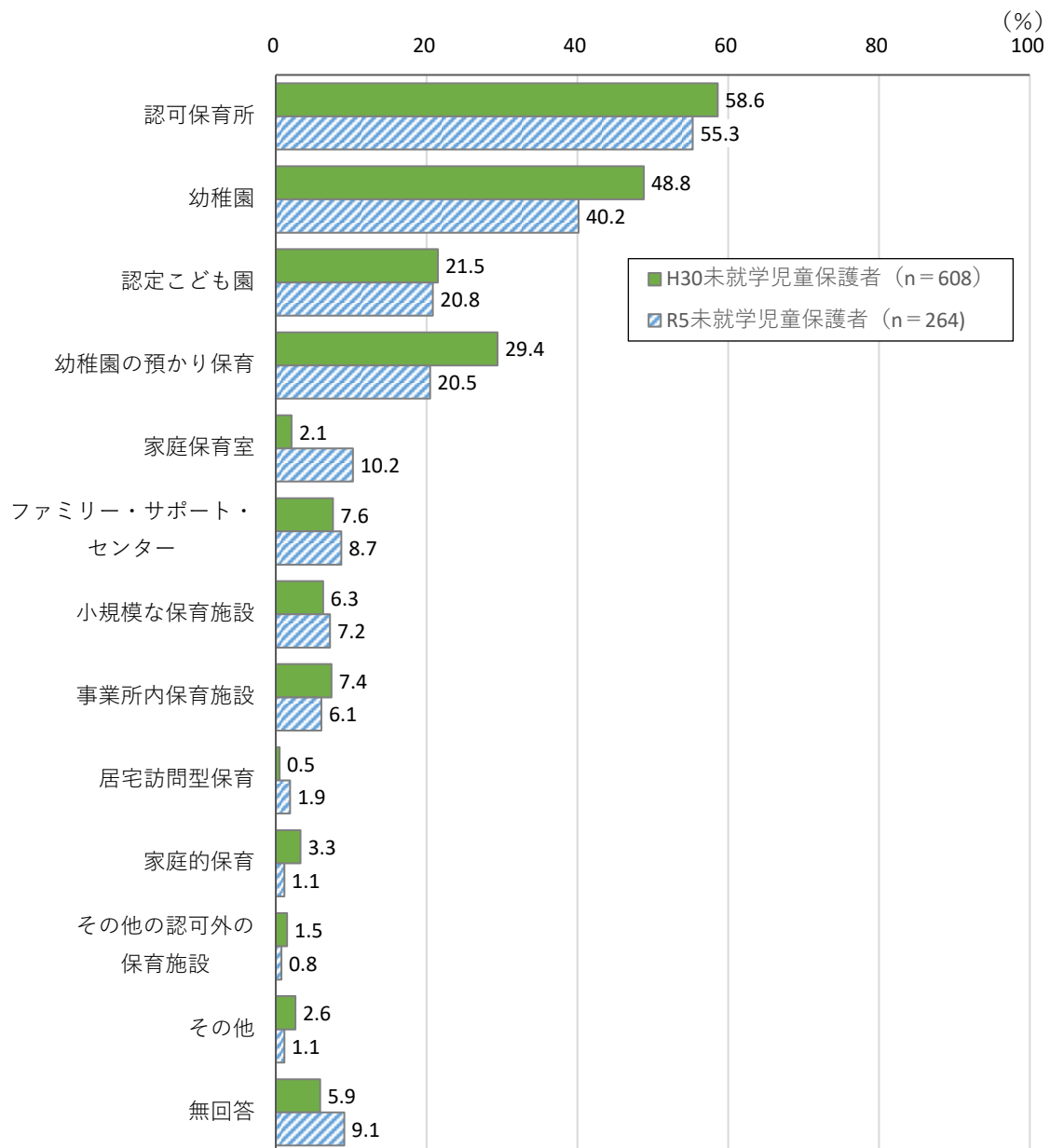


⑦平日の教育・保育事業の利用希望

利用を希望する平日の教育・保育事業は、「認可保育所」が55.3%で最も多く、次いで「幼稚園」が40.2%、「認定こども園」が20.8%、「幼稚園の預かり保育」が20.5%となっています。

前回調査と比較すると、上位の項目についていずれも利用希望は減少していますが、少ない割合ながらも「家庭保育室」が8.1ポイント増加したほか、「ファミリー・サポート・センター事業」や「小規模保育施設」の利用等にも利用希望が挙げられています。

■利用を希望する教育・保育事業（複数回答）

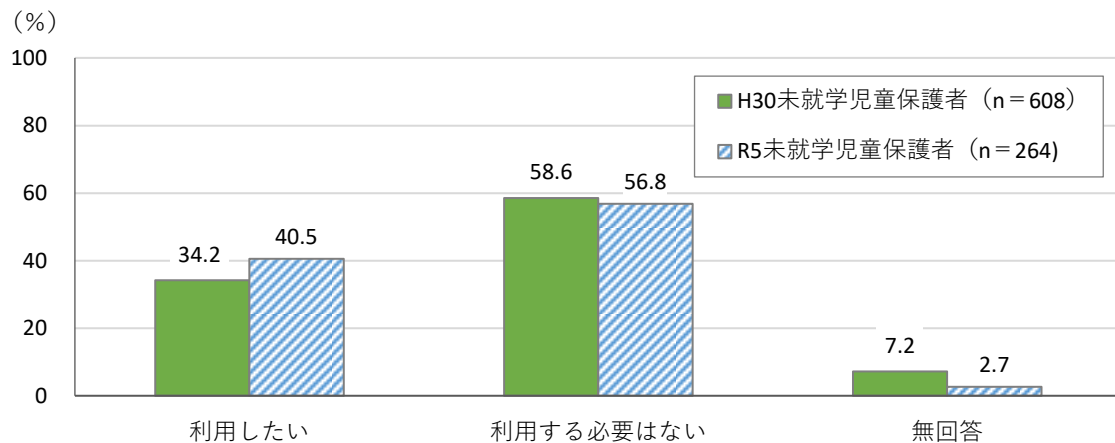


⑧一時保育の利用希望

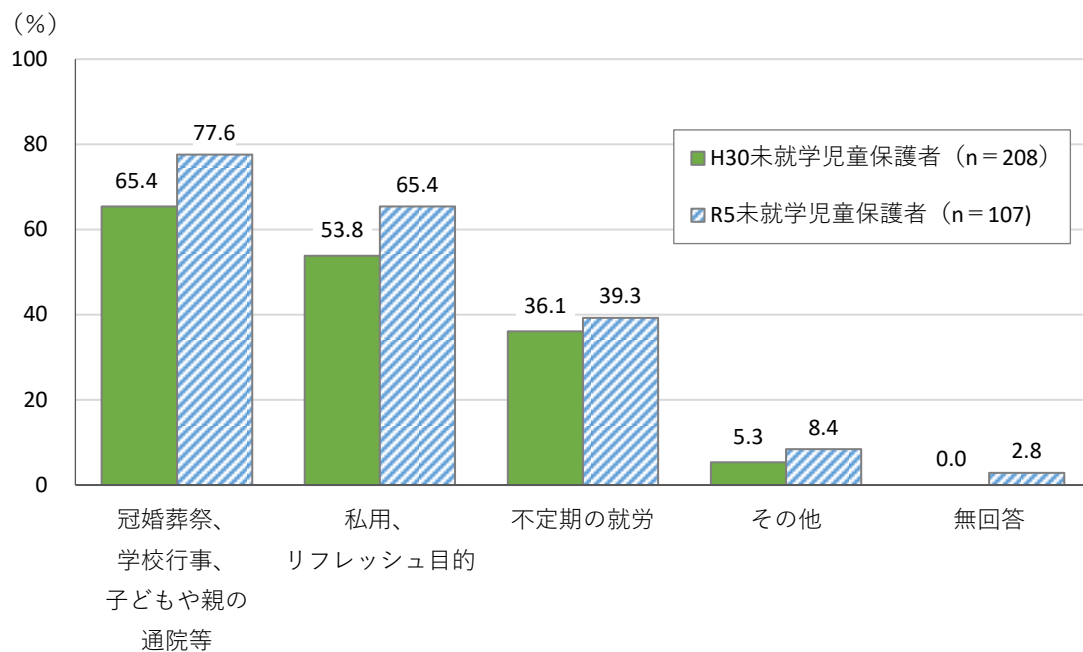
私用等の目的での一時保育の利用は、「利用したい」が40.5%となっており、前回調査から6.3ポイント増加しています。

利用目的としては、「冠婚葬祭、学校行事、こどもや親の通院等」が77.6%、「私用、リフレッシュ目的」が65.4%と過半数を占めています。前回調査と比較するといずれの理由も増加しています。

■一時保育の利用希望（単数回答）



■一時保育を希望する理由（複数回答）

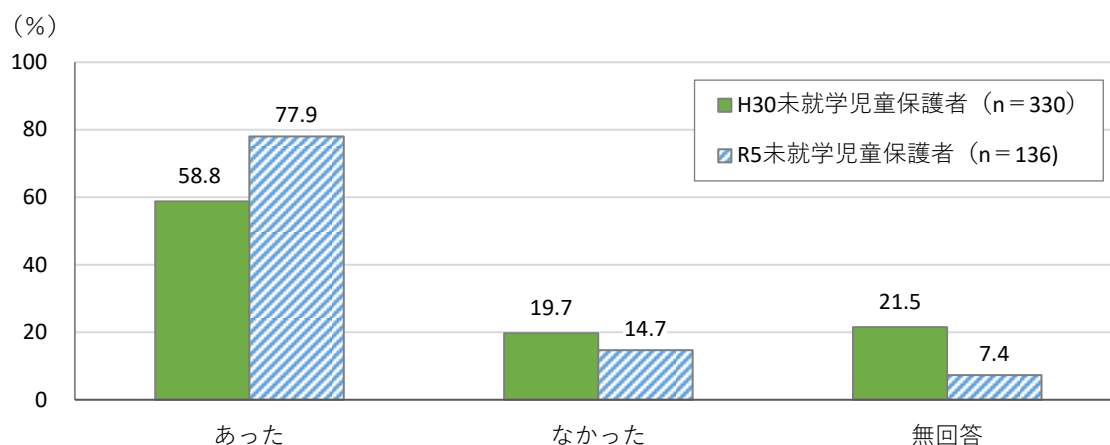


⑨病気やけがの場合の対処方法

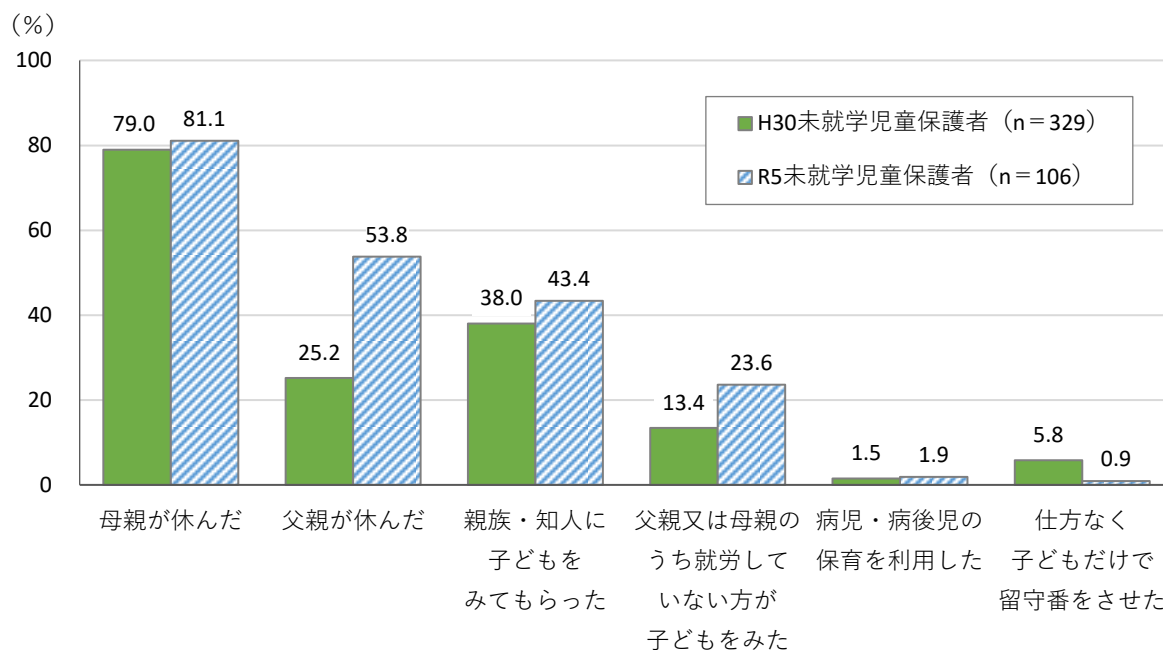
平日の教育・保育事業を利用している家庭において、こどもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが「あった」が77.9%、「なかった」が14.7%で、前回調査から「あった」が19.1ポイント増加しています。

そのうち、「母親が休んだ」が81.1%を占めました。「父親が休んだ」は53.8%と前回調査から28.6ポイント増加しています。

■教育・保育事業が利用できなかったこと（単数回答）



■教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法（複数回答・上位6項目）

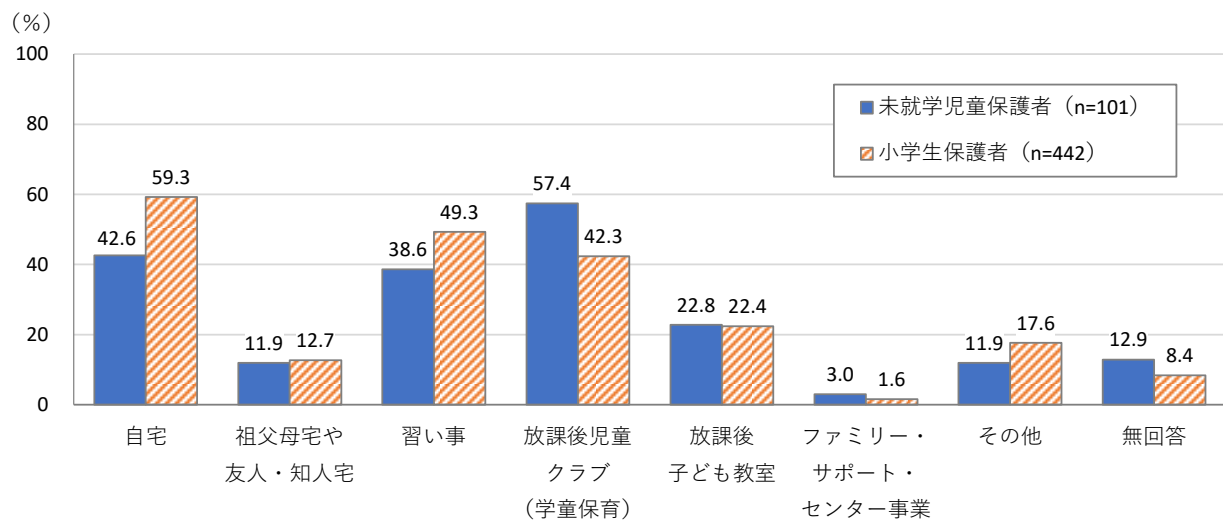


⑩放課後の過ごし方

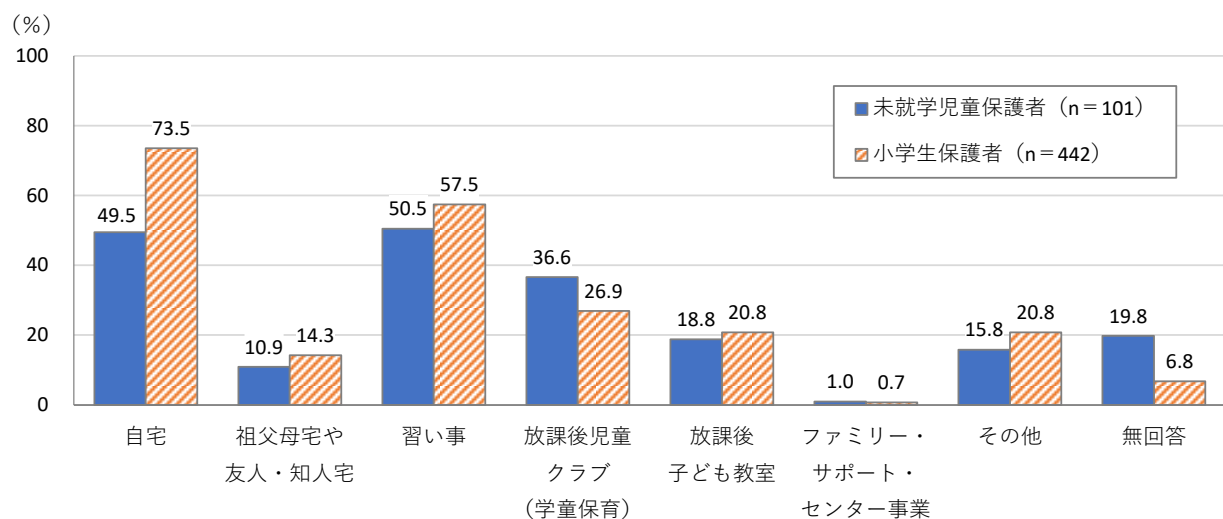
低学年の放課後の過ごし方について、5歳以上の未就学児童の保護者では「放課後児童クラブ（学童保育）」が57.4%、次いで「自宅」が42.6%となりました。小学生の保護者では「自宅」が59.3%、次いで「習い事」が49.3%となりました。

高学年の放課後の過ごし方について、5歳以上の未就学児童の保護者では「習い事」が50.5%、次いで「自宅」が49.5%となりました。小学生の保護者では「自宅」が73.5%、次いで「習い事」が57.5%となりました。

■希望する低学年時の放課後の過ごし方（複数回答）



■希望する高学年時の放課後の過ごし方（複数回答）



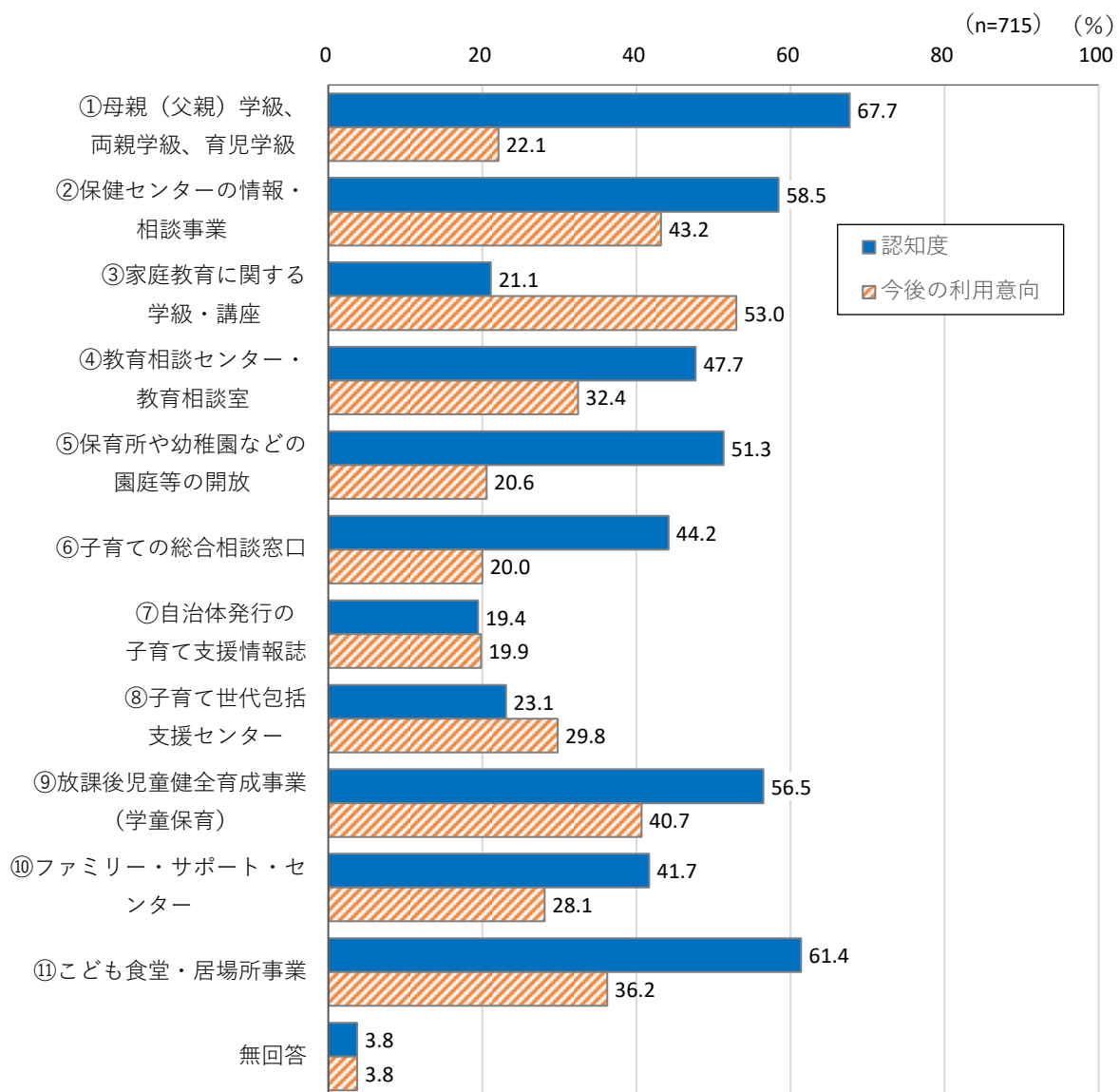
⑪各種事業等の認知度と利用意向

各種事業の認知度は、割合が高い順に「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」、「こども食堂・居場所事業」、「保健センターの情報・相談事業」、「放課後児童健全育成事業（学童保育）」、「保育所や幼稚園等の園庭等の開放」となっており、過半数を超えています。

利用意向は、割合が高い順に「家庭教育に関する学級・講座」、「保健センターの情報・相談事業」、「放課後児童健全育成事業（学童保育）」、「こども食堂・居場所事業」となっています。

「家庭教育に関する学級・講座」や「子育て世代包括支援センター」等は、認知度が低いものの、今後の利用意向が高くなっています。

■各種事業等の認知度・利用意向（複数回答）



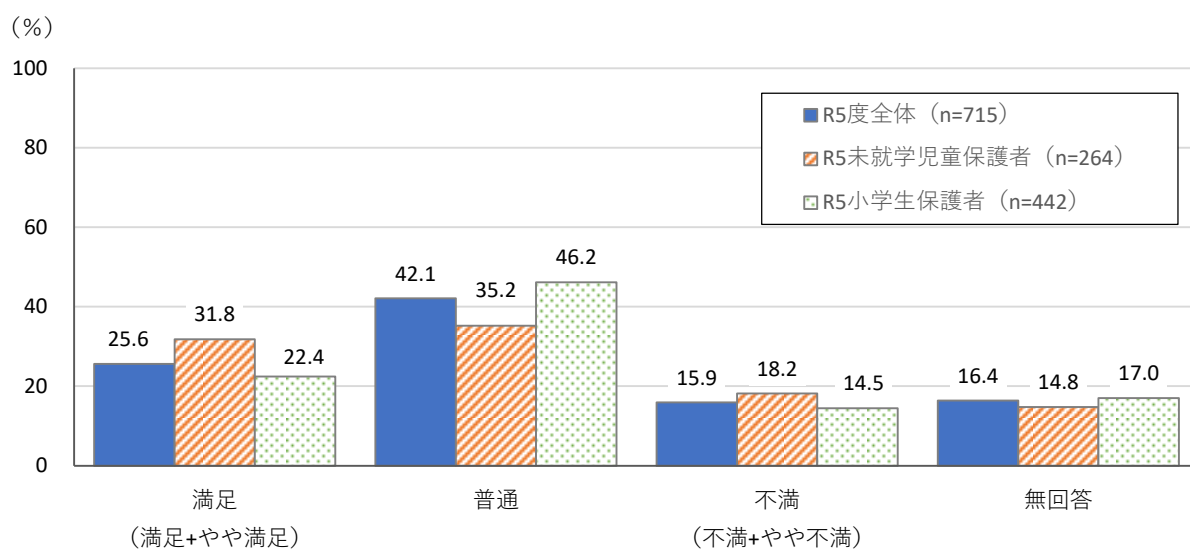
⑫子育て環境や支援の満足度

子育て環境や支援の満足度は、全体では「普通」が42.1%で最も多く、次いで「満足」が25.6%、「不満」が15.9%となっています。

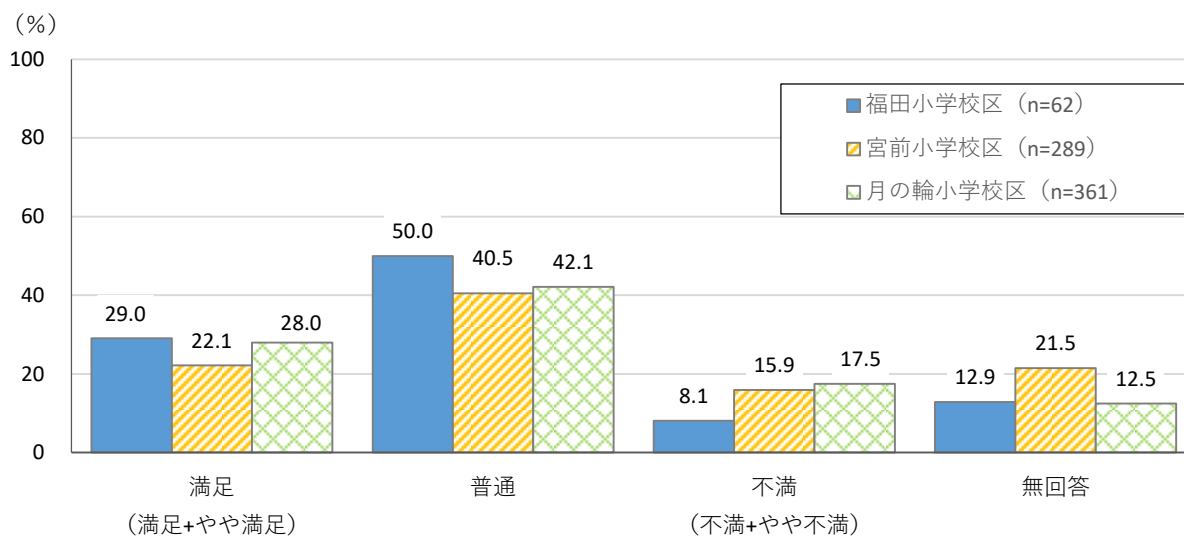
未就学児童の保護者と小学生の保護者を比較すると、未就学児童の保護者の満足度がやや高くなっています。

また、小学校区で比較すると、福田小学校区の満足度がやや高くなっています。

■子育て環境や支援の満足度（単数回答）



■子育て環境や支援の満足度・学区別（単数回答）



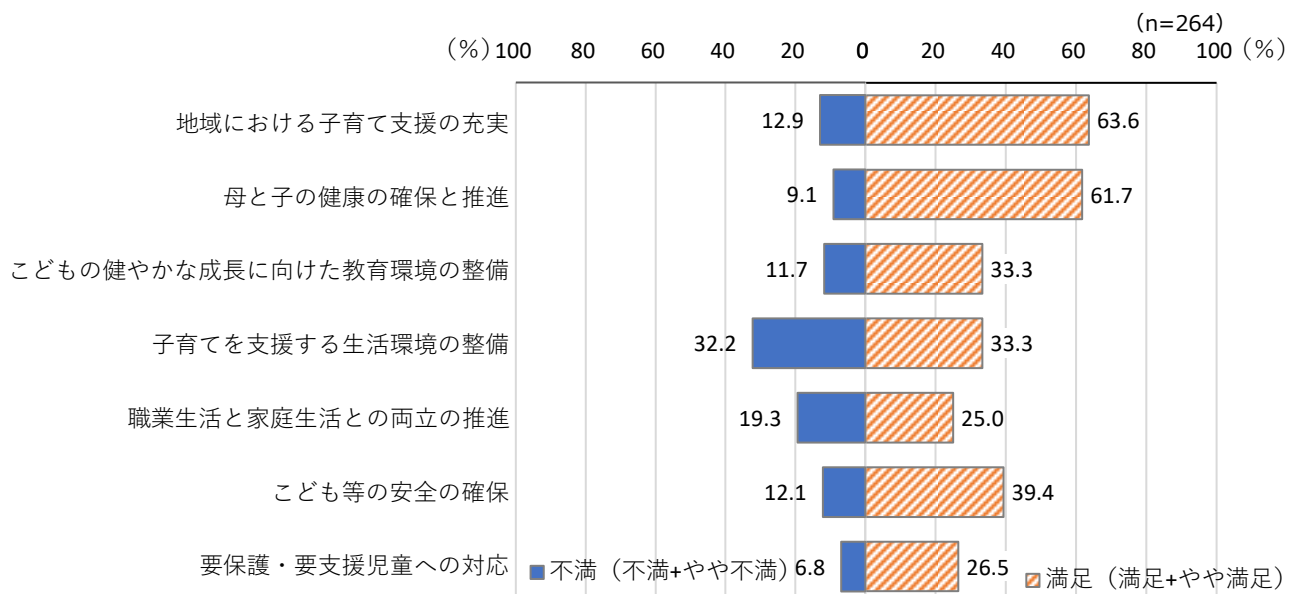
⑬子育て支援施策の満足度と重要度

子育て環境や支援への満足度と重要度について、未就学児童の保護者では「地域における子育て支援の充実」が63.6%、「母と子の健康の確保と推進」が61.7%と満足度が高くなっています。一方で、「子育てを支援する生活環境の整備」は32.2%、「職業生活と家庭生活との両立の推進」は19.3%が「不満（+やや不満）」と回答しています。

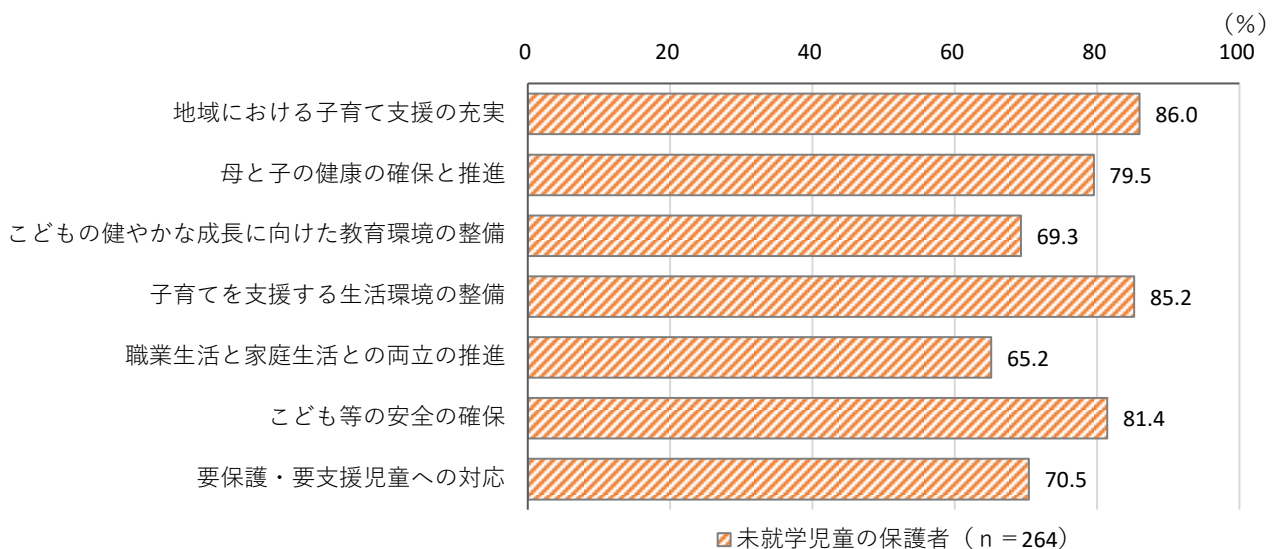
今後の重要度は、「地域における子育て支援の充実」、「子育てを支援する生活環境の整備」、「こども等の安全の確保」がいずれも80%以上です。

「子育てを支援する生活環境の整備」は満足度が低く、重要度が高い最優先施策として位置づけられます。

■未就学児童保護者の子育て支援施策の満足度



■未就学児童保護者の子育て支援施策の今後の重要度（「重要」＋「まあ重要」の割合）

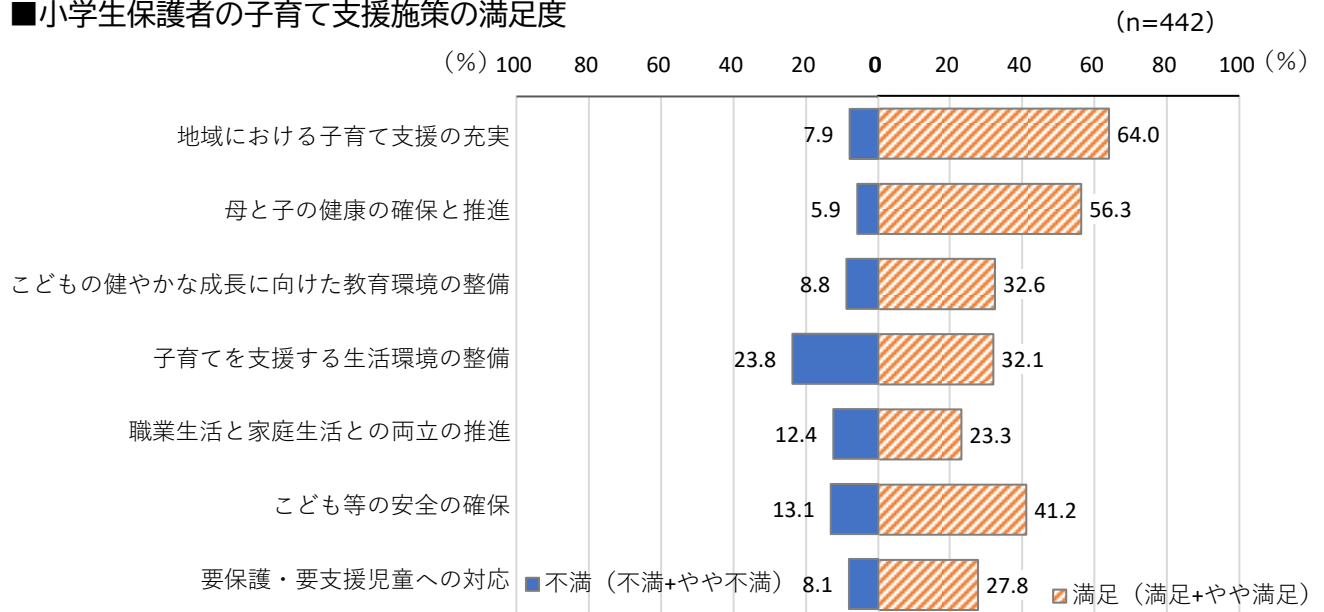


子育て環境や支援への満足度と重要度について、小学生の保護者では「地域における子育て支援の充実」が64.0%、「母と子の健康の確保と推進」が56.3%と満足度が高くなっています。一方で、「子育てを支援する生活環境の整備」は23.8%が「不満（+やや不満）」と回答しています。

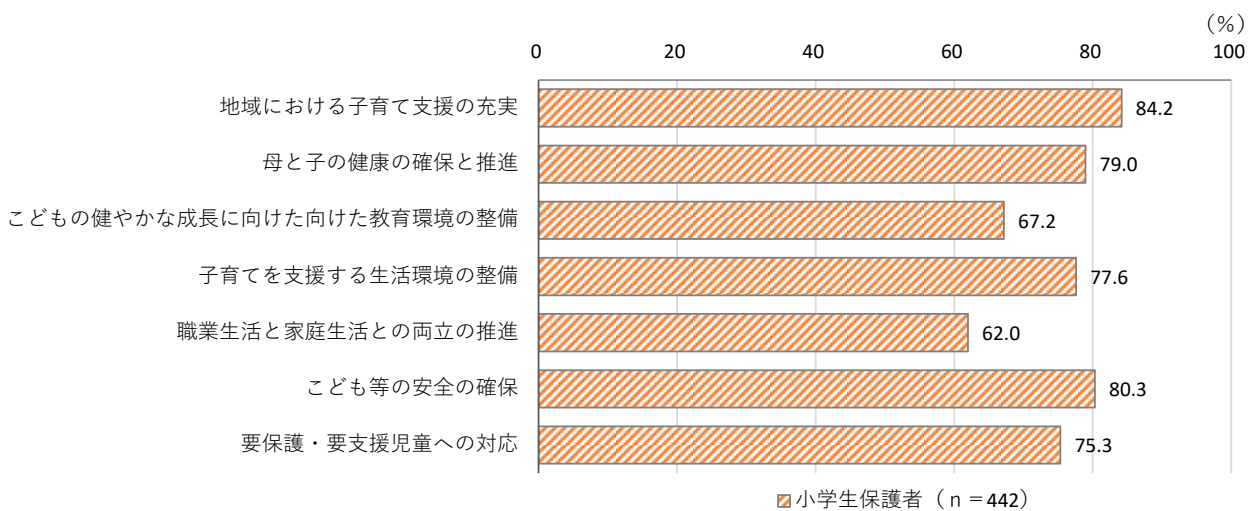
今後の重要度は、「地域における子育て支援の充実」、「こども等の安全の確保」がいずれも80%以上です。

未就学児童の保護者と同様に「子育てを支援する生活環境の整備」は満足度が低く、重要度が高い最優先施策として位置づけられます。

■小学生保護者の子育て支援施策の満足度



■小学生保護者の子育て支援施策の今後の重要度（「重要」＋「まあ重要」の割合）



(3) 青少年アンケート調査結果

【目的】

本調査は、「第6次滑川町総合振興計画 前期基本計画」を策定準備にあたって、青少年の皆様計画策定に関する意識やご意見・ご要望等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

本計画では調査結果の一部を掲載します。

【調査期間】

令和6年11月15日から令和6年12月24日

【調査対象者】

種類	調査対象者・調査方法
青少年アンケート	町内に居住する15～18歳（全数）を対象に、郵送による配付を行い、郵送またはWEBサイトでの回収を行いました。

【回収結果】

配付数	有効回収数	有効回収率
614	202票 (郵送87票、WEB115票)	32.9%

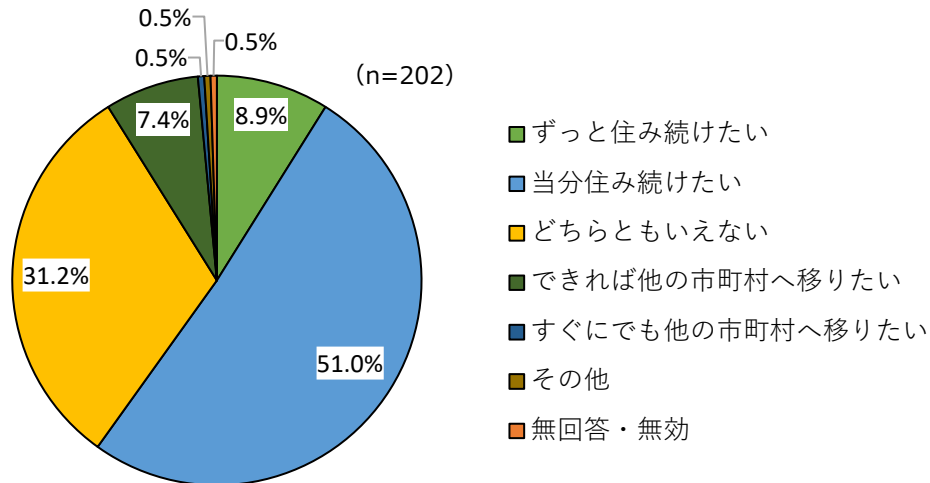
◆アンケート調査結果の概要をみるにあたっての注意点

- ①単数回答の設問における各選択肢の回答割合（構成比）は、非該当者を除いた回答者数（「n」で表す当該設問での該当者数）を基数とした百分率（%）で示しています。各数値は、小数点以下第二位を四捨五入して算出しているため、構成比の合計は100%にならない場合があります。
- ②複数回答の設問における各選択肢の回答割合（比率）は、非該当者を除いた回答者数（「n」で表す当該設問での該当者数）を基数とした百分率（%）で示しています。したがって、比率の合計値は100%以上となります。
- ③図や表、本文では、選択肢の一部や数値の一部を省略している場合があります。

①住み続けたいと感じているか

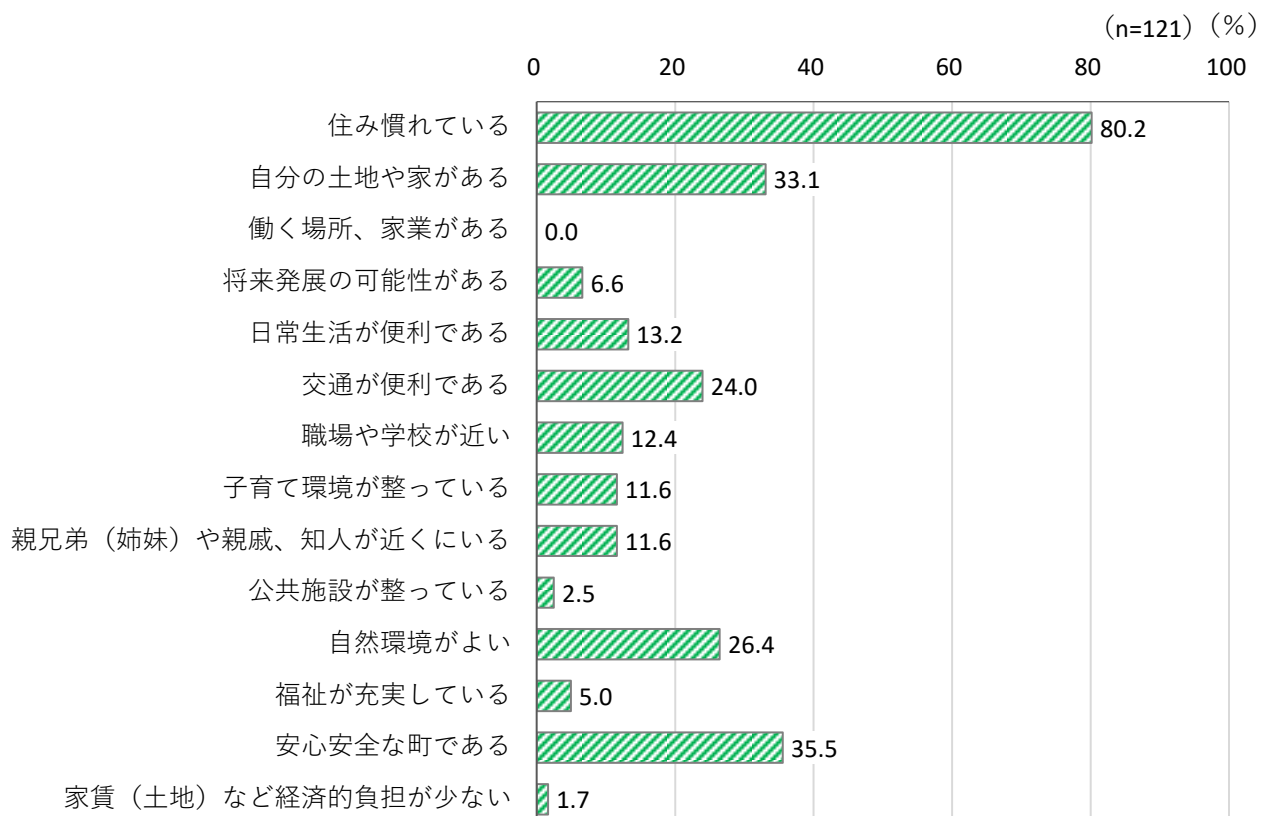
滑川町に今後も住み続けたいと思っているかについて、「当分住み続けたい」が51.0%で最も多く、次いで「どちらともいえない」が31.2%でした。「ずっと住み続けたい」、「当分住み続けたい」を合わせると、約6割が住み続けたいと思っています。

■今後も滑川町に住み続けたいと思いますか。（単数回答）



「ずっと住み続けたい」、「当分住み続けたい」と答えた方の理由としては、「住み慣れている」が80.2%と最も多く、次いで「安心安全な町である」が35.5%、「自分の土地や家がある」が33.1%でした。

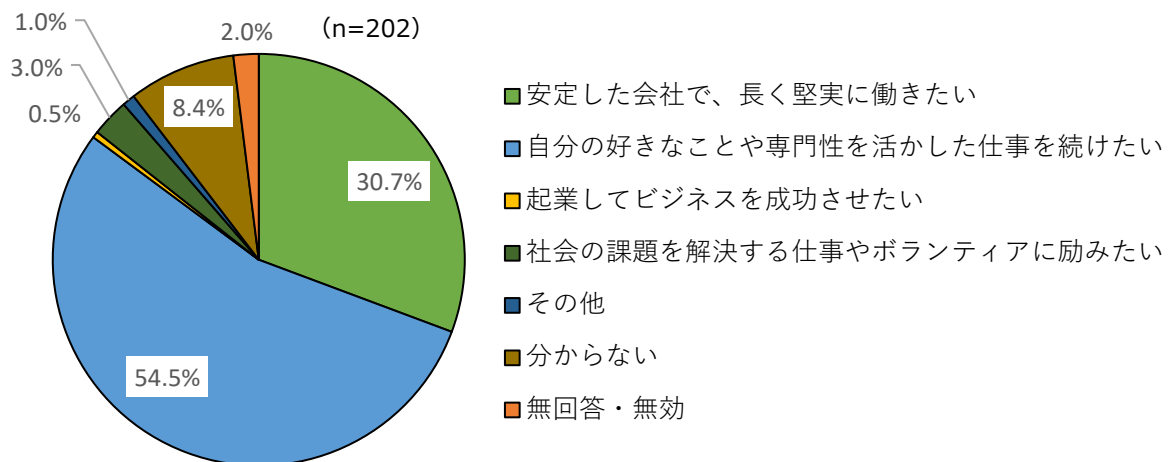
■住み続けたいと思っている理由（複数回答）



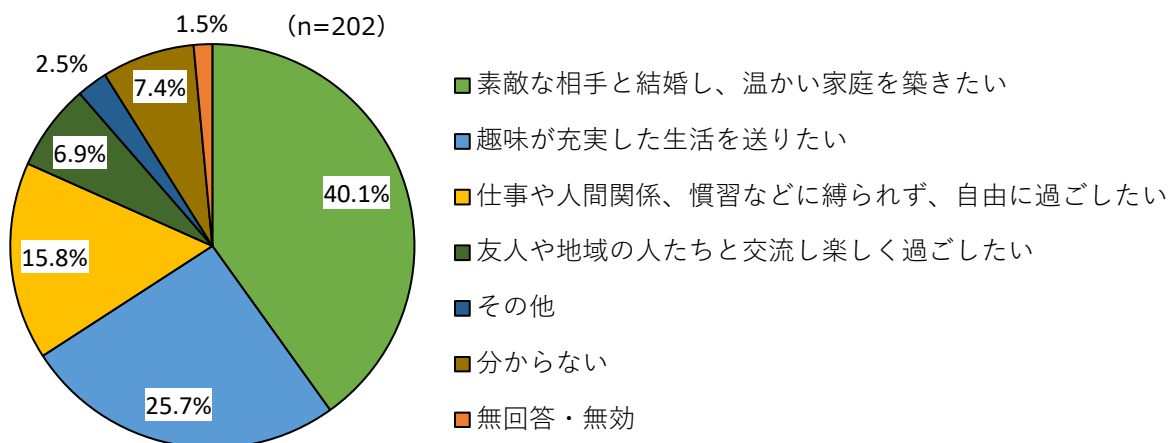
②自分の将来について

将来どのような人生を送りたいのかについて、「仕事」と「生活」に分けて聞いたところ、仕事については、「自分の好きなことや専門性を活かした仕事を続けたい」が 54.5%と半数以上の回答があり、次いで「安定した会社で、長く堅実に働きたい」が 30.7%となりました。生活については、「素敵な相手と結婚し、温かい家庭を築きたい」が最も多く 40.1%、次いで「趣味が充実した生活を送りたい」が 25.7%でした。

■どんな仕事をしたいか（単数回答）



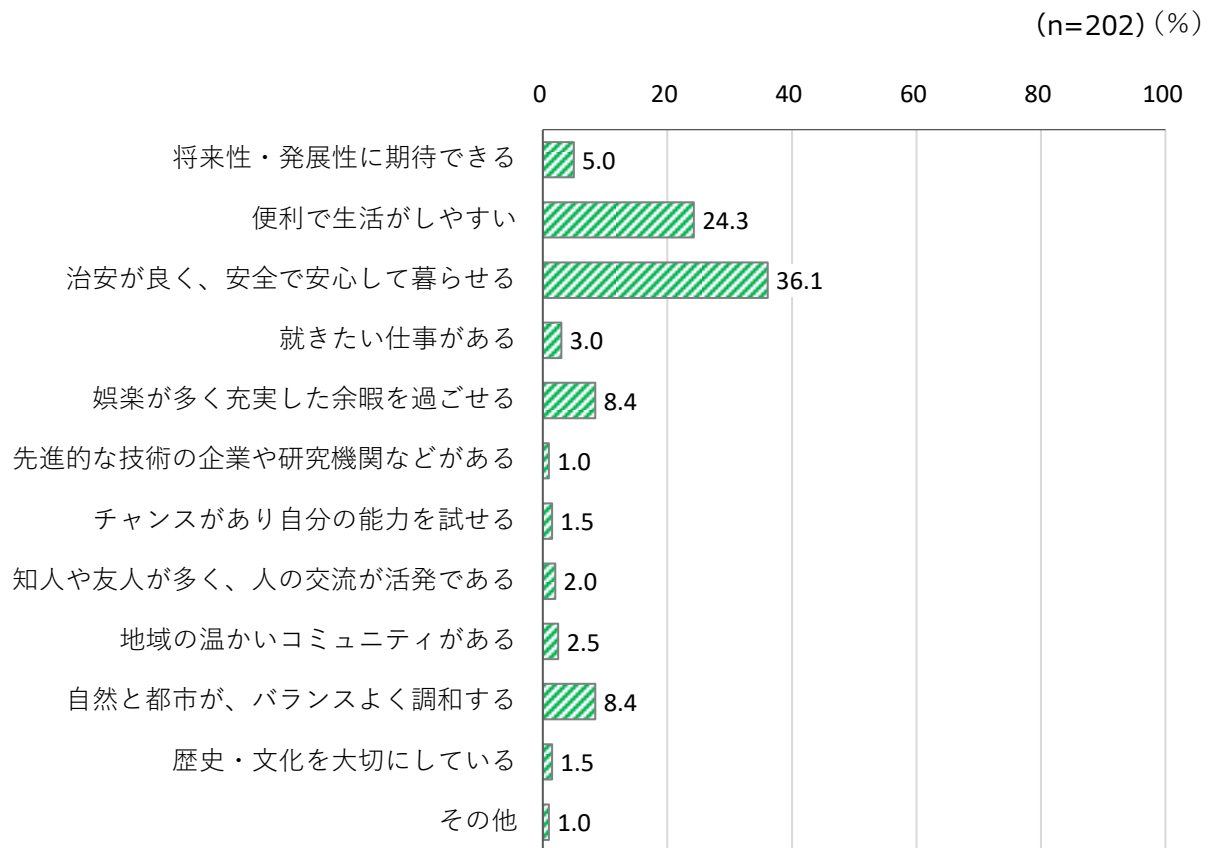
■どんな生活をしていきたいか（単数回答）



③魅力的だと思う町のイメージ

魅力を感じ、住みたいと思う町のイメージで重要なことについては、「治安が良く、安全で安心して暮らせる」が最も多く 36.1%、次いで「便利で生活がしやすい」が 24.3%でした。

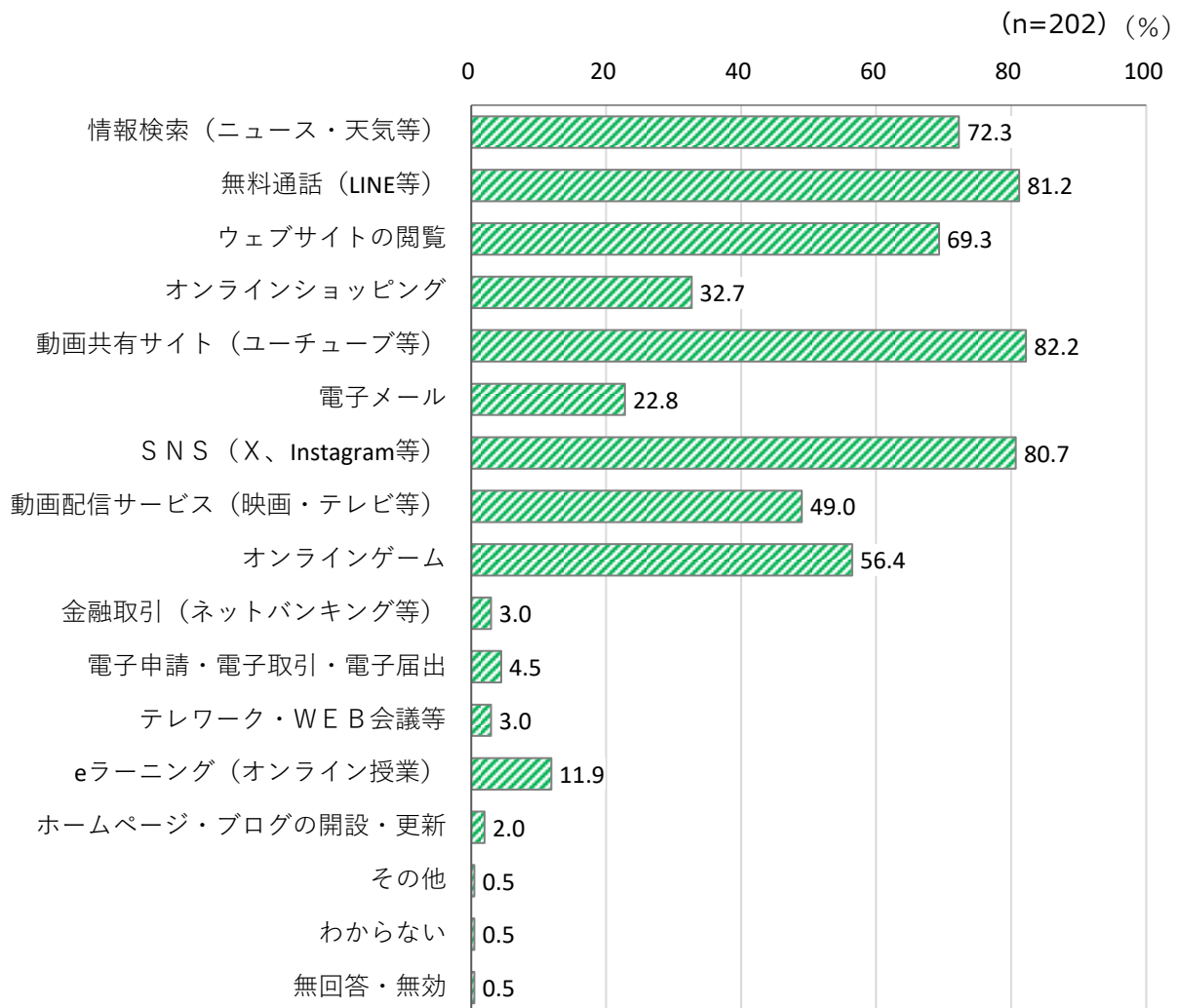
■魅力を感じ、住みたいと思う町のイメージとして重要なこと（単数回答）



④インターネットの利用状況

日常的なインターネットの利用目的については、「動画共有サイト（ユーチューブ等）」が最も多く82.2%、次いで「無料通話（LINE等）」が81.2%、「SNS（X、Instagram等）」が80.7%となりました。その他にも「情報検索（ニュース・天気等）」、「ウェブサイトの閲覧」、「オンラインゲーム」は半数を超える回答がありました。

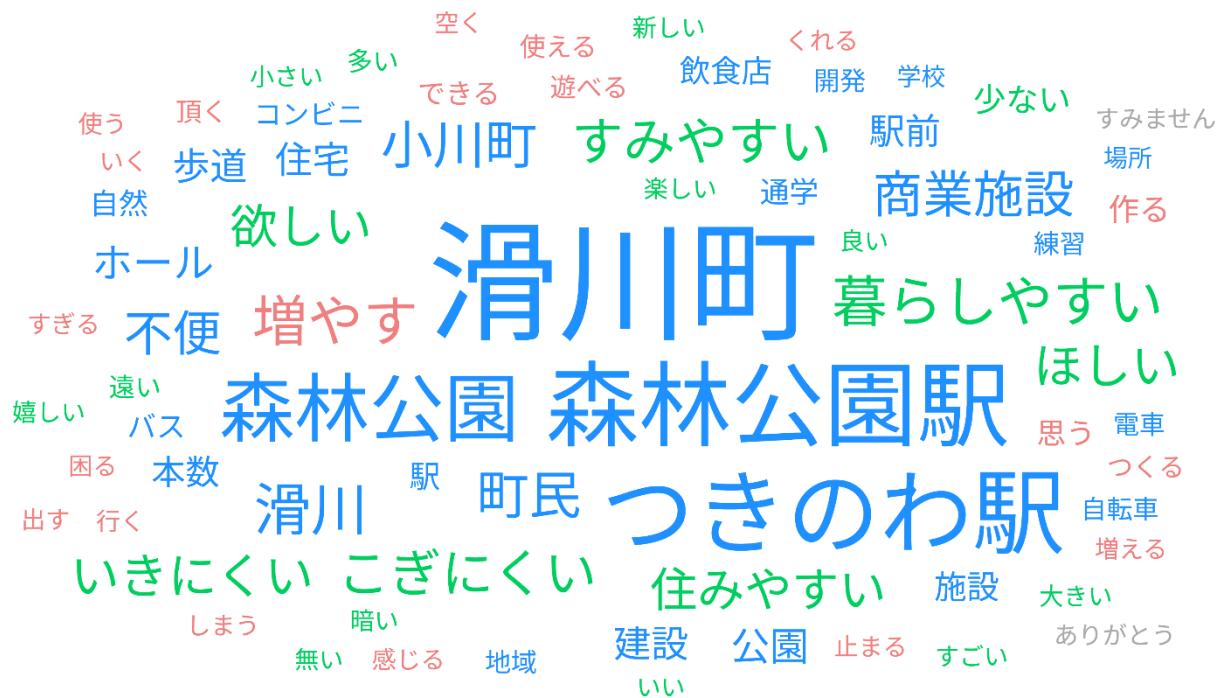
■日常的なインターネットの利用目的（複数回答）



⑤青少年の意見や提案（アイディア）、夢など

滑川町の発展や町民の暮らしを豊かにするための意見や提案（アイディア）、夢などを自由に回答していただきました。単語の出現件数や関係性を図として視覚化したところ、駅周辺のにぎわいや住みやすさ、道路や交通環境についてのご意見が多く寄せられました。

※ユーザーローカル テキストマイニングツール (<https://textmining.userlocal.jp/>) による分析
出現頻度が高いワードを集めた図です。出現回数や出現の仕方を図にしています。大きい文字は出現回数が多く、同じ色や近くにある文字は近い関係性を示しています。



8 こども・若者まちづくり委員からの意見

滑川町では令和7年度から、次世代を担う概ね15歳以上25歳以下の方で、滑川町のまちづくりに強い関心がある方を「こども・若者まちづくり委員」に任命し、斬新な発想と豊かな想像力から発せられる意見を、政策に反映したいと考えています。

任命後、初めて開催された「滑川町こども・若者まちづくり委員会議」では、各委員から次の意見をいただきました。

本計画案に対する主な意見

意見の一部を要約しています。

町の取組が町民に十分知られておらず、活用されていない

委員の声

- ・町で行われている事業を、もっと多くの人に知ってもらえるような周知の方法を考えることを検討するべき。
- ・町の行政の取組を滑川町に知ってもらうために SNS 発信、手紙の配布などを拡大する。
- ・地域全体で相談しやすい雰囲気づくりや情報発信を強化する必要がある。
- ・誰に相談したらよいかわからない人に向けて、滑川町の相談内容別の窓口の設置、または、相談窓口の利用できる場所の発信。

安心・安全（治安・交通・防犯）の充実

委員の声

- ・もう少し街灯をつけた方がいいと思います。特に大通りなどではなく、住宅街の角が多い道につけた方がいいと思います。
- ・防犯カメラがあると言うだけで不安を和らげると思います。自分は普段生活している時も防犯カメラがあるだけで結構安心します。
- ・こどもや高齢者の移動するツールとして安い値段で、町のどこへでも楽に移動できるバスなどがあるとより暮らしやすいと思いました。
- ・こどもが安全に自転車で町内を移動できるように、歩道の整備（コンクリートがガタガタしている道、雑草の整備）もしていただきたいと思います。
- ・暗い道の街灯の設置や曲がり角の見えない場所へのカーブミラーの設置。
- ・事故多発地点の地図箇所を一覧にした地図の作成。
- ・防犯意識を高めるための小学生、中学生への授業。
- ・中学生にとって生活の足である自転車利用の状況を伝え、大人たちに車の運転時における理解を深める。

居場所づくりを期待する声と利用促進

委員の声

- ・公園遊具の維持管理に力を入れて欲しいと思います。
- ・（こどもの居場所へ）長期休暇の方が行きたいと思う人が多く、さらに誘われるならという意見が1番多いので、新しい居場所の利用促進のために、長期休暇の時だけでも利用者には無料の飲み物やお菓子などを配布する旨をチラシなどで作り、長期休暇前に学校に配り、掲示する。
- ・こどものための相談窓口の設置。
- ・居場所となる施設を、町にある児童支援施設のように各所に設置できれば、地域ごとで最も交通の便がよいところに行けるのではないかな。

学び・相談・支援体制への意見

委員の声

- ・学校や地域の相談窓口、NPOなどがほとんど利用されていない点からも、相談先の存在が十分に知られていないのではないかと思います。
- ・相談できる人がいない、または誰に相談したらよいかわからない人に向けて、滑川町の相談内容別の窓口の設置や、相談窓口の利用できる場所の発信。
- ・こどもお悩み相談の滑川町独自のインターネットフォームをつくる。または悩み相談のアンケートボックスの設置。
- ・小学校、中学校のタブレット端末を活用した、学校に来られない生徒(起立成長性障害、行き渋り)へのTeams授業をもっと充実させて欲しいです。
- ・ヤングケアラーの認識の拡大、勉強会など。
- ・小学生、中学生を対象に授業を通して滑川町の未来についての調べ学習発表会の実施。

体験・参加・地域との関わり

委員の声

- ・こども、若者世代が祖父世代の、知識、体験を通して米作り野菜作り滑川町の農業作物を維持できるようにしていき、未来の子供達に向けて届けたいなと思います。
- ・こどもが大人と協力して屋台を開いて（料理以外のものでも）こどもが作ったものを販売することも祭りというのはどうでしょうか。
- ・桜まつりや滑川祭りでの行政ブースを設置して行政の内容を知ることができる機会を作るのが良いと思います。
- ・滑川町フォトコンテストなどがあると滑川町の知らない魅力が知れる機会が増えると思います。
- ・外国からも訪れる観光客に、滑川町の自然を活かしたり、周囲の町と連携したりして、滑川町独自のアクティビティを楽しんでいただけたらよいと思いました。
- ・習い事、塾、その他の体験や子ども食堂が利用できるこどものためのポイントを配布し、一人ひとりで使えるシステムの形成はどうでしょうか。
- ・若者が参加できる政策があってとてもうれしく感じました。こども・若者まちづくり委員は今回が初めてとのことでしたので、このような取組が増え、かつ続いてほしいと思いました。

9 本町の現状からみる課題

(1) 幼児期の教育・保育の充実

アンケート調査によると、未就学児童のいる家庭では、母親の就労している割合は5割を超え、休業中の母親を含めると7割以上となっています。また、定期的な教育・保育の事業を利用していると答えた方は7割を超えています。就労していない母親のうち2割がすぐにでも就労したいと考えています。滑川町の人口に対する1号認定の割合は減少傾向ですが、2号認定と3号認定の割合は年々増加しています。これらの状況から保育ニーズは高い状態が続くものと想定され、今後の就労ニーズ及び保育ニーズを踏まえた教育・保育事業の充実が求められます。

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で教育・保育事業を「利用したい」と回答した家庭は4割を超えており、それぞれの利用目的は「冠婚葬祭、学校行事、こどもや親の通院等」が7割以上、「私用、リフレッシュ目的」が6割以上、「不定期の就労」が4割弱と様々な理由による保育サービスの利用ニーズが高まっています。

ライフスタイルの多様化や働き方改革が進むなかで、各家庭が希望する生活を実現できるよう良質で多様な保育サービスの充実が求められます。

課題に対応する 主な施策	▶保育所等の保育サービスの充実（91 頁） ▶保育所待機児童の解消（92 頁） ▶仕事と生活の調和に向けた働き方の見直し（95 頁）
-----------------	--

(2) 地域における子育て支援の充実

アンケート調査によると、町の子育て支援の取組について、未就学児童の保護者では「地域における子育て支援の充実」が最も重要度が高い取組として選ばれています。

また、子育てのことで気軽に相談できる人や場所があるかについては、前回調査から「いる／ある」と答えた方が90.2%から83.3%へ減少しています。子育てに関する相談先は、「祖父母等の親族」、「友人や知人」が7割超、「保育所」が3割超、「子育て支援施設・NPO」が2割超ありました。

町の子育て支援の取組について「母と子の健康の確保と推進」が重要だと答えた割合は8割弱であり、今後の重要度が高い取組とされています。

病児保育の充実や休日や夜間の医療体制の整備等、緊急時の医療体制、医療費についての記述が複数あり、親子ともに安心して健康に過ごすことができる環境づくりが求められます。本町のひとり親世帯が年々増加している状況や育児、教育、親子関係、保護者の就労等、多岐にわたる相談窓口の一本化や関係機関等との連携体制の整備、分かりやすい情報提供等、包括的な支援体制の充実が求められます。

課題に対応する 主な施策	▶地域の子育て支援サービスの充実（89 頁） ▶子育て支援のネットワークの充実（92 頁） ▶こどもや母親の健康の確保（96 頁） ▶小児医療の充実（98 頁） ▶家庭や地域の教育力の向上（94 頁）
-----------------	--

(3) 仕事と子育ての両立支援の充実

国勢調査によると、本町の女性の就業率は増加しています。女性が結婚・出産期にあたる年代において一時的に労働力が低下し、育児が落ち着いた時期に上昇する「M字曲線」の差も年々小さくなっています。

保育ニーズの高まりに合わせて多様化する働き方を考慮した仕事と子育てを両立できる環境づくりが重要です。

アンケート調査によると、町の子育て支援の取組において「職業生活と家庭生活との両立の推進」の重要度は6割以上が重要だと答えており、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援の充実が求められます。

課題に対応する 主な施策	▶仕事と生活の調和に向けた働き方の見直し（95 頁） ▶仕事と子育ての両立のための基盤整備（95 頁）
-----------------	--

(4) すべてのこども・若者の居場所づくり、社会参画の推進

ふだん生活する家や学校のほかに、「ここにいたい・ほっとできる」と思える居場所の存在は、こどもの権利が擁護され、こども自身が主体的に「居たい・行きたい・やってみたい」と感じることができます。多様な居場所を増やすことにより、こどもの体験や学びにもつながります。

アンケート調査によると、こどもを対象とした調査では、74.8%が居場所がほしいと回答しています。居場所は、自分の親族の家や習いごと、公園等の回答がありました。また、インターネット空間を居場所としているという回答が26.2%ありました。

国が実施したインターネットの利用に関する調査では、利用する時間が年々増加しています。今回のアンケート調査によると、自由にインターネットを使える環境にあるこどもは、86.6%となっており、コミュニケーション手段の一つとしてこどもや若者の世代に広く浸透していることが分かります。

こども・若者まちづくり委員からの意見では、居場所につくりに関して、立地やアクセス面の整備に加えて利用しやすくするために情報の発信やきっかけづくりのイベントなどを実施することや、継続的に利用できる環境を作る必要性が挙げられました。

こどもが自ら選び、居場所と感じられる空間の整備や利用するきっかけづくりを多方面から検討する必要があります。

課題に対応する 主な施策	▶こどもの居場所づくりと支援（80 頁） ▶社会形成への参画支援（80 頁） ▶ニート、ひきこもり、不登校等のこども・若者への支援（87 頁） ▶こども・若者の自殺対策・相談（88 頁）
-----------------	--

(5) こども・若者の成長や自立支援の充実

地域社会全体で切れ目のない支援の提供や長期的な伴走型の支援を行うことにより、特定の年齢で区切ることなく若者が円滑に社会生活を送れるようになることを目指しています。教育や医療、雇用、更生保護など関係機関が連携し、密接なネットワークを構築することが必要です。

一人ひとりの状況に応じ、生活環境や経済的な支援、心の健康などの相談事業、就業の支援など職業的な自立や大人になることに希望を持ち、「生きる力」を育成する視点の取組を創出します。

アンケート調査によると、こどもの起床時間や睡眠時間、朝食や夕食の頻度、家族の世話や介護などの回答から、町に住むこどもたちの様子が見えてきます。大多数の傾向だけでなく、少数の回答にはその背景にある困りごとの存在が可能性を検討することが重要です。

こども・若者まちづくり委員からは、学校に行きづらいこどもに対し、タブレットを活用したオンライン授業の充実への要望、相談窓口の明確化、学校との連携、認知啓発の必要性が示されています。

アンケート調査では、こどもや若者から多くの目標や滑川町に対する期待の言葉が寄せられました。将来も滑川町に住みたい、住んでいて良かったと感じられるよう、寄り添った支援を続けていく必要があります。

課題に対応する 主な施策	▶こどもの自立支援（81 頁） ▶若者の職業的自立・就労支援・社会的自立（82 頁） ▶こども・若者の自殺対策・相談（88 頁） ▶ヤングケアラーへの支援（85 頁）
-----------------	--

(6) 子育てしやすい環境の充実

アンケート調査によると、町の子育て支援の取組について、「子育てを支援する生活環境の整備」は現在の満足度が最も低い取組とされており、今後重点的に取り組むことが求められます。

具体的には、「公園等こどもの遊び場や居場所の確保」、「安全・安心等に関する生活環境の充実」、「子育てにかかる費用負担の軽減」等を希望する記述が多くなっていることから、関係各課・局との連携による子育て環境の整備が求められます。

こどもの回答では、滑川町がさらに住みやすい町になるための意見が 291 件寄せられました。生活の基盤が滑川町内であるこどもの意見は、素直な実感によるものです。町の更なる活性化や、住民同士の交流、こどもの過ごせる場所の充実や創出、安全性に関する意見も多くありました。

こども・若者まちづくり委員からは、安全で安心して暮らせるまちづくりのために、自転車利用者と乗用車利用者の相互理解、街灯や防犯カメラ、カーブミラーの設置、事故多発箇所の見える化など、ハード整備と防犯意識啓発の両面に意見が挙げられました。

課題に対応する 主な施策	▶地域の子育て支援サービスの充実（89 頁） ▶良好な住宅・居住環境の確保（100 頁） ▶こども・若者の交通安全の確保・安全な道路・交通環境の整備（100 頁）
-----------------	---

(7) 「こどもの貧困」に対する支援の充実

国民生活基礎調査によると、こどもの貧困率は、令和3年において11.5%であり、約8.7人に1人が貧困状態であるといわれています。

アンケート調査によると、相対的貧困に該当する可能性のある世帯年収の回答もあり、町としての支援を充実させていくことが必要です。子ども食堂などの無料や少額で食事の食べられる場所があれば利用したいとの回答は、こどもの調査が81.1%、保護者の調査が70.6%でした。こどもの調査でお金のことで困ったり不安に感じることにについては「家族がいつもお金のことで心配している」が14.7%、「ほしいものを買ってもらえない」が14.4%、でした。保護者の調査においては、今の生活で経済的に困っていることは、食費が58.8%、光熱費が37.6%、教育費が35.3%の回答がありました。

こどもの貧困に対しては、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的な支援など総合的な支援の推進が求められます。

課題に対応する 主な施策	▶「こどもの貧困」対策の推進（83 頁） ▶ひとり親家庭への支援（85 頁）
-----------------	---

(8) 「こどもまんなか社会」実現に向けた社会づくりの推進

こども基本法やこどもの権利条約の精神にのっとり、こどもを権利の主体として認識し、多様な人格や個性の尊重し権利を保障することが重要です。こども当事者の視点を大事にし、意見を聴き対話しながらともに進めていく環境づくりを進めます。

アンケート調査によると、こどもが大人に自分の考えを伝えたいと思っているとの回答は46.2%でした。その方法としては、アンケート、相手に直接伝える、LINEやInstagramなどSNSのチャット機能など様々な手段が挙げられており、こどもの意見を聴く機会の創出やツールの利用を積極的に行うことが求められます。

こども・若者まちづくり委員からは、こども達が運営に関わることでできる体験や意見を届けやすくするための仕組みづくりとその周知について意見が挙げられました。

こどもの視点や意見を活用し、参加できるイベントや出版物など、形にしていくことでこども自身の権利を実感できると考えられます。

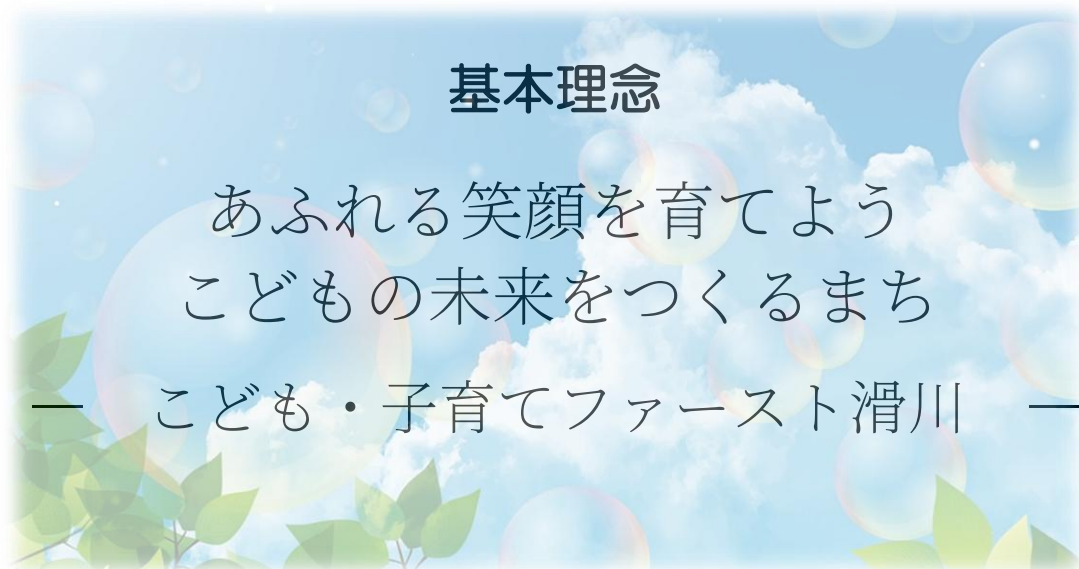
また、いじめやいやがらせを受けたことがあるかについては、28.6%が「ある」と回答しています。生育環境等によって差別的な扱いを受けることなく、いじめや虐待、暴力から守り、救済していく姿勢を大人が見せ、すべてのこどもが自分らしく生活できる社会をめざしていくことが重要です。

課題に対応する 主な施策	▶こどもの人権が尊重される社会環境づくり（77 頁） ▶こども等が意見を表明する機会の確保（78 頁） ▶こどもの権利擁護（78 頁） ▶こどもまんなか社会の機運醸成（79 頁）
-----------------	--

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

滑川町こども計画では、本町で育つすべてのこどもや若者の基本的人権が保障され、差別的取り扱いを受けることなく、個人として尊重されるために、さらに育ちの環境を充実させ、継続的な支援の推進を図ります。



本町は、豊かな自然環境と暮らしやすい住環境を兼ね備えており、若い世帯を中心とした転入者が増加してきました。この土地で生まれ育ったこどもたちが次代を担うころ、また同じように「滑川町で子育てがしたい」と思えるような地域づくりが、持続可能なまちづくりにつながっていきます。

少子高齢化は、日本全体で懸念されています。国は、令和5年12月に閣議決定した「こども大綱」で、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」を目指すための方針を示しました。こどもたちが健やかに元気に成長できることは、将来の経済活動や年金・健康保険・介護保険制度等にも大きく影響します。こども・若者だけでなく、大人も含めた地域住民の豊かさや幸福感といったウェルビーイングが実感できる視点でこども・若者・子育ての支援について考える必要があります。地域の持続可能性や活性化の視点からも、こどもを中心としたまちづくりを進めていくことが「こどもまんなか社会の実現」であり、これからの時代のキーワードです。

本町においては、すべてのこどもと若者、そして子育て家庭を応援します。こどもがのびのびと育ち、若者が自分らしく社会生活を送ることができ、保護者がゆとりをもって子育てに取り組み、子育てに大きな喜びを見い出すことができる環境づくりや支援を続けることで、こどもたちが自分らしく成長できるまちづくりを進めていきます。

本計画では、こども・若者、子育て世帯のライフステージに応じた支援とライフステージを通した支援を一体的な充実を図ります。未来につながる「こども・子育てファースト」のまちづくりを進め、ピカッと笑顔輝く滑川町を目指していきます。

2 計画がめざす将来像

本計画は、次のめざす将来像にむけて施策を展開します。

(1) すべてのこども・若者がウェルビーイングを実感できるまち

すべてのこども・若者が滑川町で暮らすことが身体的、精神的、社会的に良好な状態であるために、主観的ウェルビーイング・客観的ウェルビーイングの両面の視点が重要です。こどもの居場所づくりや権利擁護、社会的活動への参画を支援していきます。

(2) すべてのこども・若者が夢や希望を持ち成長できるまち

すべてのこども・若者の成長を応援します。貧困や配慮を要するこども・若者に対しては、寄り添った支援を継続的に行うことにより、だれも取り残すことなく将来に向けて希望や夢を持つことができるよう、自立を支援します。

(3) すべての親が子育てに喜びや楽しさを感じ安心できるまち

こどものための、教育・保育の量の見込みに応じて提供体制を確保や子育ての基盤整備を充実します。「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現し、保護者が子育ての苦楽を共有し乗り越え、子育てに携わることで親自身も成長できる町を目指します。

(4) こども・若者のそだちを地域力で支えるまち

地域の住民や団体、企業、町が、それぞれの立場や役割で子育てに間接的に参加し、こどもが地域での様々な経験を通して成長し、子育てを通して交流を深め、地域の絆を深めることのできる「こどもまんなか社会」の町を目指します。

「ウェルビーイング (Well-being)」

well（よい）と being（状態）からなる言葉です。こども大綱では、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会」を「こどもまんなか社会」と位置付け、その実現を目指しています。

3 施策体系

基本理念	計画がめざす将来像	分野別施策	施策の方向
あふれる笑顔育てよう 子ども・子育てファースト滑川	実がすべてできるまちな子ども・若者	1 こどもの権利擁護、意見の反映	(1) こどもの人権が尊重される社会環境づくり (2) こども等が意見を表明する機会の確保 (3) こどもの権利擁護
		2 こどもまんなか社会の推進	(1) こどもまんなか社会の機運醸成 (2) こども施策ネットワークの充実・DXの推進
		3 居場所づくり、社会的活動の参画支援	(1) こどもの居場所づくりと支援 (2) 社会形成への参画支援
	夢や希望を持ちこども・若者が成長できるまちな	1 未来を切り拓くこども・若者の成長を応援	(1) こどもの自立支援 (2) 若者の職業的自立・就労支援・社会的自立 (3) グローバル社会で活躍する人材育成
		2 「こどもの貧困」対策	(1) 「こどもの貧困」対策の推進 (2) ひとり親家庭への支援 (3) ヤングケアラーへの支援
		3 配慮を要するこども・若者を守る取組	(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) 障害児施策の充実 (3) ニート、ひきこもり、不登校等のこども・若者への支援 (4) こども・若者の自殺対策・相談
	感じすべての親が子育てに喜びや楽しさを	1 地域における子育て支援の充実	(1) 地域の子育て支援サービスの充実 (2) 保育所等の保育サービスの充実 (3) 保育所待機児童の解消 (4) 子育て支援のネットワークの充実
		2 こどもの健やかな成長に向けた教育環境の整備	(1) 次代の親の育成 (2) 生きる力を育む学校教育環境等の整備 (3) 家庭や地域の教育力の向上
		3 ワークライフバランス・職業生活と家庭生活が両立できる社会の推進	(1) 仕事と生活の調和に向けた働き方の見直し (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備
		4 親と子の健康・医療の充実	(1) こどもや母親の健康の確保 (2) 食育の推進 (3) 思春期保健対策の充実 (4) 小児医療の充実
	地域の力でこども・若者のそだちを	1 結婚・出産の希望をかなえる支援『出会いの場をつくり、新しい家族を支える』	(1) 出会いのサポート・婚活支援 (2) プレコンセプションケアの推進、不妊不育症の人への支援
		2 こども・若者、子育てにやさしい社会環境づくりの推進	(1) 良好な住宅・居住環境の確保 (2) こども・若者の交通安全の確保・安全な道路・交通環境の整備 (3) 乳幼児の不慮の事故防止の取組 (4) こども・若者を犯罪等から守るための環境整備と活動 (5) 被害にあったこども・若者の保護
		3 支援のための人材育成の推進	(1) 多様な担い手による持続的な活動の推進・支援人材育成

第4章 施策の展開と評価指標

分野別施策とそれぞれの評価指標は次のとおりです。事業区分には、継続して実施している事業については“継続”“変更”“充実”の区分を示しています。本計画から開始する事業には“新規”の区分としています。

第1節 すべてのこども・若者がウェルビーイングを実感できるまち

◆評価指標

評価項目	現状	目標	現状の評価資料・備考
ウェルビーイングの実感	「とても良い」、「どちらかという 良い」の合計		こどもアンケート 「あなたのふだんの暮らしに どう感じていますか」
	83.5%	90%	
こどもの居場所づくり	「ある」の合計		こどもアンケート 「家や学校のほかにここに いたいと思える居場所があり ますか」
	72.3%	77.0%	

1 こどもの権利擁護、意見の反映

(1) こどもの人権が尊重される社会環境づくり

こどもの人権が尊重される社会環境を築くことは、未来への投資であり、持続可能な社会を形成する上で不可欠です。人権教育を通じて、こどもたちは自身の尊厳と自己決定とともに他者の多様性を理解し、尊重する心を学びます。異なる背景を持つ人々と共生するための共感力や協調性を育むことは、いじめや差別をなくし、より平和で調和のとれた社会の創造につながります。ライフステージを通して人権意識を育み、社会全体の連帯感を推進します。

No.	事業 区分	事業名	担当課	事業内容
1	継続	人権保育研修・実践交流会への参加	総務課 福祉課	人権保育に関する研修会等に参加し、人権意識を高める。
2	継続	性や性感染予防に関する教育	教育委員会	産婦人科医・助産師による思春期講演会の実施。

(2) こども等が意見を表明する機会の確保

こども基本法は、「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。これは「こどもにとって最善の利益を第一に考え、こどもに関する政策を社会の真ん中に据える」ことを目指すものです。こどもを単に保護されるべき存在としてではなく、自己の意見を持つ一人の人間として尊重することが求められます。こどもは、その年齢や発達段階に応じて、自分に直接関わる事柄について意見を表明し、社会的な活動に参加する機会が保障されることが必要です。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
3	継続	10代からのメッセージ	教育委員会	児童生徒が日常生活の中で思うこと等を大人や社会に向かって発表する。
4	新規	こども・若者まちづくり委員	総務政策課	次世代を担うこども・若者の意見をまちづくりや若者施策等に反映する。

(3) こどもの権利擁護

こどもは大人に比べて社会的・物理的に弱い立場にあり、意見表明の機会が少ないという現実があります。いじめ、虐待、貧困といった問題からこどもを守り、その健全な成長を保障するために不可欠な取組です。こどもが持つ「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つを保障することが不可欠です。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
5	継続	こどもの権利に関する啓発	福祉課 教育委員会	講演会や各種啓発資料等を通して、「こどもの権利条約」の理念を踏まえた啓発活動の推進。
6	継続	こどもの居場所地域ネットワーク	福祉課	こども食堂、フードパントリー、プレイパーク、学習支援等、こども・若者が安心して過ごせる居場所づくりを推進する。

こども・若者まちづくり委員



令和7年度より、次世代を担うこどもたちの意見を政策に反映するため、「滑川町こども・若者まちづくり委員」を募集し活動しています。

斬新な発想や豊かな想像力を滑川町の、まちづくりに活かしていくための会議を行っています。

2 こどもまんなか社会の推進

(1) こどもまんなか社会の機運醸成

こどもや若者が生き生きと暮らすことができる「こどもまんなか社会」の実現のためには、少子化や、児童虐待・不登校の増加といった深刻な課題の解決とともに、行政だけではなく、企業、地域社会、そして一人ひとりの住民が「こどもにとって何が最善か」を常に考え、行動する意識改革が必要です。すべてのこどもが安心して成長できる環境を築き、社会全体でこどもを支える文化を醸成します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
3	継続	10代からのメッセージ (再掲)	教育委員会	児童生徒が日常生活の中で思うこと等を大人や社会に向かって発表する。
7	継続	公民館事業の実施	教育委員会	こどもまつり、郷土かるた大会等の実施。

(2) こども施策ネットワークの充実・DXの推進

近年のこどもをめぐる環境は、多様化、複雑化しています。これらの課題に対応するためには、行政、学校、NPO、地域住民などが連携し、情報を共有するネットワークが必要です。このネットワークを強化することで、こどもや家庭のニーズを早期に発見し、必要な支援へと繋げる切れ目のない支援体制が構築されます。また、このネットワークを円滑に機能させるためにDX（デジタルトランスフォーメーション）が重要になります。データ共有のデジタル化により、情報の正確性と即時性を高め、支援プロセスの効率化を図ることが期待されています。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
8	継続	学校・家庭・地域と連携した教育環境推進事業	教育委員会	タブレット端末を活用した授業の実施。授業でのタブレット端末活用のための教職員研修の実施。
9	継続	「本をもっと身近に」電子図書館事業	教育委員会	比企広域電子図書館「比企eライブラリ」の活用。児童生徒のタブレット端末による電子書籍利用。

3 居場所づくり、社会的活動の参画支援

(1) こどもの居場所づくりと支援

居場所づくりを進めることは、こどもたちが他者と交流し、多様な経験を積む機会を提供します。遊びや学びを通じて、社会性や協調性を身につけることができ、孤立を防ぎます。また、居場所の運営者は、こどもたちの変化に気づき、必要に応じて専門機関と連携するなど、早期支援の役割も担います。こどもの健やかな成長を支え、未来を生き抜く力を育むために不可欠であり、地域社会全体で推進します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
6	継続	こどもの居場所地域ネットワーク（再掲）	福祉課	こども食堂、フードパントリー、プレイパーク、学習支援等、こども・若者が安心して過ごせる居場所づくりを推進する。
10	新規	こども第三の居場所づくり事業	福祉課（こども家庭センター）	環境等に課題を抱えるこどもの居場所として、学習や生活の支援、保護者の相談への対応など、包括的な支援を行う。
11	継続	公園遊具等の維持管理事業	福祉課 建設課	こどもが安心して遊べるよう、公園内の遊具の維持管理の実施。

(2) 社会形成への参画支援

こどもたちが社会の一員として、自身の意見を表明し、次代の社会をよりよくするための行動力を育むことを目的として、積極的に社会の形成に参画するための仕組みを整備します。こどもは「未来の担い手」として尊重され、地域社会の形成に不可欠なパートナーとして意識できる取組を進めます。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
3	継続	10代からのメッセージ（再掲）	教育委員会	児童生徒が日常生活の中で思うこと等を大人や社会に向かって発表する。
12	継続	NAMEGAWA ドリームプロジェクト	教育委員会	町内の事業所で中学生が企画や提案、制作等を行う社会体験活動の実施。

第2節 すべてのこども・若者が夢や希望を持ち成長できるまち

◆評価指標

評価項目	現状	目標	現状の評価資料・備考
こどもの自立支援	健全な環境づくりの啓発活動実施回数		あいさつ運動・街の応援団パトロールの実施回数
	25 回	28 回	
こどもの貧困対策	給食費無償化事業		小・中学生及び保育所・幼稚園に在園中の3歳児以上のこどもの給食費の無償化
	継続	継続	
	こども医療費支給事業		満18歳の年度末まで、こどもの診療に対し医療費を支給
	継続	継続	

1 未来を切り拓くこども・若者の成長を応援

(1) こどもの自立支援

こどもたちが将来、社会で自立し生活していくために、日常生活の中でこども同士のふれあい、多様な意見や体験に触れる機会があることは大きな学びにつながります。

本町では、そのような活動の場や機会を提供することで、こどもたち自らが考え、成長し、仲間意識を育む等社会性を身につける健全な環境づくりを推進します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
13	継続	こどもの利用する施設の整備	福祉課	乳幼児の親子のふれあいの場、小学校の交流体験活動等、家庭教育の支援やこどもたちの健全育成施設の整備。
14	継続	スポーツ少年団の育成	教育委員会	日本スポーツ少年団の理念に基づき、スポーツによる青少年の健全育成を図る。
15	継続	青少年健全育成活動	福祉課	青少年相談員、青少年健全育成推進員活動の実施。
16	継続	青少年を取り巻く環境浄化活動	福祉課	青少年の健全な環境づくりに向けて、各種団体とともに有害情報対策や啓発を推進。
6	継続	こどもの居場所地域ネットワーク（再掲）	福祉課	こども食堂、フードパントリー、プレイパーク、学習支援等、こども・若者が安心して過ごせる居場所づくりを推進する。

(2) 若者の職業的自立・就労支援・社会的自立

適切な職業選択や就労経験は、自身の能力や適性を発見する機会となり、社会の一員としての役割や責任の自覚を持つことができます。社会全体にとっては、若者が持つ潜在能力を最大限に引き出すことで、労働力不足の解消や経済の活性化につながります。

こうしたことから、若者の安定的な就労や社会的自立は個人の問題だけでなく、誰もが活躍できる持続可能な社会を築くための支援を促進します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
17	継続	3 day チャレンジ事業	教育委員会	町内の事業所で中学生の職場体験の実施。
12	継続	NAMEGAWA ドリームプロジェクト（再掲）	教育委員会	町内の事業所で中学生が企画や提案、制作等を行う社会体験活動の実施。
18	継続	若者の就業安定化	産業振興課	企業の行動計画作成促進、職業意識の啓発やキャリア教育などの支援。

(3) グローバル社会で活躍する人材育成

現代では社会のグローバル化が進んでいます。国境を越えた交流が日常となり、異文化理解や多角的な視点が不可欠です。AIの進化や複雑な社会課題に対応するためにも、単なる知識だけでなく、コミュニケーション能力や協調性を身につけることが重要です。異なる背景を持つ人々と円滑にコミュニケーションをとり、共に目標に向かって努力する経験は、これからの社会で不可欠な資質を育みます。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
19	継続	滑川町立小中学校英語指導助手派遣委託事業	教育委員会	外国語教育の充実を図るため、町内各校に外国人講師を配置。

2 「こどもの貧困」対策

(1) 「こどもの貧困」対策の推進

日本のこどもの相対的貧困は、約 8.7 人に 1 人が貧困状態にあるといわれています。特にひとり親世帯では、その割合がさらに高まり、約 44%とされています。「こどもまんなか社会」は、こどもの将来が生まれ育った環境に左右されない社会を目指していきます。そのために貧困の世代間連鎖を断ち切り、家庭だけでなく社会全体で解決すべき課題であることを認識し、支援を進めています。

1) 教育・学習支援

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
10	新規	こども第三の居場所づくり事業（再掲）	福祉課（こども家庭センター）	環境等に課題を抱えるこどもの居場所として、学習や生活の支援、保護者の相談への対応など、包括的な支援を行う。
20	継続	こどもの学習支援の推進	福祉課	生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生及び高校生を対象に、進学に向けた学習支援事業を実施。
21	継続	教育振興奨学資金の貸与	教育委員会	経済的な理由により就学が困難な者に対し、貸与。

2) 家庭への経済的支援

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
22	継続	パパ・ママ応援ショップ優待カードの普及	福祉課	子育て家庭への優待制度を受けられるカードアプリの案内、窓口でカード配付。
23	継続	児童扶養手当支給事業	福祉課	父母の離婚等により、こどもを養育（監護）しているひとり親家庭等に対する手当の支給申請の受付。
24	継続	こども医療費支給事業	福祉課	満 18 歳の年度末まで、こどもの診療に対し医療費を支給。協定医療機関であれば窓口での一部負担なし。
25	継続	ひとり親家庭等医療費支給事業	福祉課	満 18 歳の年度末まで、こどもを持つひとり親家庭等に医療費を支給。協定医療機関であれば窓口での一部負担なし。
26	継続	こども食堂の充実	福祉課	食事や遊び等を通じた居場所の提供。こどもが身近な場所で安心して利用できるよう、民間団体等の協力を得ながら町内各地域への拡充を推進。

第4章 施策の展開と評価指標

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
27	継続	給食費無償化事業	教育委員会 福祉課	小・中学生及び保育所・幼稚園に在園中の3歳児以上のこどもの給食費を補助・減免により無償化。
28	継続	要保護・準要保護補助事業	教育委員会	経済的な理由で就学が困難な家庭に学用品費、郊外活動費、クラブ活動費等の就学援助費を支給。

3) 生活の支援

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
29	継続	民生委員・児童委員（主任児童委員）活動	福祉課	児童委員（主任児童委員）配置による地域の子育て、健全育成等の指導、援助の実施。
30	継続	家庭児童相談事業	福祉課	地域子育て支援拠点において、家庭児童福祉の向上を図るための相談指導、援助の実施。
31	継続	乳幼児健全育成相談事業	福祉課（こども家庭センター）	地域子育て支援拠点において、子育て全般の悩み等の相談支援の実施。
32	継続	こども家庭センター	福祉課	すべてのこども・妊産婦・子育て世帯等の一体的な相談窓口となる。サポートプランの作成等、家庭に必要な適切な支援を行う。
33	新規	子育て世帯訪問支援事業	福祉課（こども家庭センター）	家事・子育て等に不安や負担を抱えた子育て家庭、特定妊婦やヤングケアラー等を対象に、訪問して家事・子育て等の支援を行い状況の深刻化を未然に防ぐ。

4) 就労に向けた支援

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
34	継続	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度	福祉課	母子父子寡婦福祉資金貸付制度をひとり親家庭等に周知し、申請を受け付ける。
35	継続	就職説明会開催事業	産業振興課	町内の雇用の機会を創出するため、埼玉県、ハローワークと共同で比企地域合同就職相談会を開催する。

(2) ひとり親家庭への支援

こどものいる世帯は増加傾向であるとともに、母子・父子家庭等のひとり親家庭も増加しています。令和2年のこどものいる世帯のうち、男親とこどもからなるひとり親世帯は3.4%、女親とこどもからなるひとり親世帯は15.8%となっています。

これらの家庭は、経済的・精神的に負担が大きく、社会的にも不安定な状況に置かれていることが想定され、総合的な支援が求められます。

ひとり親家庭が自立した生活を営み、安心して暮らすことができるよう、経済的支援を積極的に実施するとともに、総合的な施策の適切な実施を図ります。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
23	継続	児童扶養手当支給事業（再掲）	福祉課	父母の離婚等により、こどもを養育（監護）しているひとり親家庭等に対する手当の支給申請の受付。
25	継続	ひとり親家庭等医療費支給事業（再掲）	福祉課	満18歳の年度末まで、こどもを持つひとり親家庭等に医療費を支給。協定医療機関であれば窓口での一部負担なし。
34	継続	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度（再掲）	福祉課	母子父子寡婦福祉資金貸付制度をひとり親家庭等に周知し、申請を受け付ける。
36	継続	家庭相談員活動の推進	福祉課（こども家庭センター）	ひとり親家庭等の相談を受け、福祉事務所と連携して支援を行う。

(3) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーは、本来大人が担うべき家族の介護や世話を日常的に行っている18歳未満のこどものことです。これは、学業や友人関係に支障をきたし、こども自身の健全な成長を阻害する深刻な問題です。孤立や経済的困窮、また、「家族を支えるのは当然」という意識から、自らがヤングケアラーであることに気づいていないこどもも少なくありません。ヤングケアラーにあたるこどもを早期に発見し、必要な支援につなげるための連携体制を強化してまいります。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
33	新規	子育て世帯訪問支援事業（再掲）	福祉課（こども家庭センター）	家事・子育て等に不安や負担を抱えた子育て家庭、特定妊婦やヤングケアラー等を対象に、訪問して家事・子育て等の支援を行い状況の深刻化を未然に防ぐ。

3 配慮を要するこども・若者を守る取組

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、こどもに対して行われる不適切な行為や暴力を指します。殴る・叩く・蹴る等の身体的な虐待だけでなく、性的虐待や養育を放棄するネグレクト、言葉による脅しや差別的な扱いによる精神的苦痛を与える心理的虐待も含まれます。

近年、増加・深刻化している児童虐待相談の対応件数は、令和2年度には約20万件に達し、時として尊い命が奪われ、こどもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるといわれています。また、虐待を受けたこどもの過半数が乳幼児であるとされています。

児童虐待が生じる背景には、保護者の育児に対する不安や負担感の増大、家庭の経済状態の悪化、地域における家庭の孤立化等が複雑に関与していると考えられます。

すべてのこどもの健全な心身の成長を育み、児童虐待の予防から早期発見・早期対応、保護等総合的な支援を図れるよう、地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会を中心に、各関係機関等との連携を一層強化することにより、地域全体が一体となって児童虐待防止に努めます。

また、虐待を受けているこどもをはじめとする要保護（支援）児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がそのこども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
37	継続	児童虐待相談	福祉課	専用ダイヤル等で、児童虐待の通報等による相談対応の実施。
38	充実	要保護児童対策地域協議会の充実	福祉課 健康づくり課 教育委員会	児童相談所をはじめ、保健センター、庁内関係課・局、主任児童委員、児童福祉施設、学校等の連携を強化し、児童虐待の啓発、予防、早期発見・早期対応、定期的な会議の開催。

(2) 障害児施策の充実

障害児とは、身体的、知的、精神的、または発達的な障害をもつ18歳未満のこどもを指します。障害児が適切な支援を受けることで、彼らの潜在能力を最大限に引き出し、より良い生活を送ることができます。支援には、教育、医療、福祉等が含まれます。

地域共生社会の理念のもと障害のあるこどもが地域でいきいきと生活でき、障害のないこどもとともに成長できるよう、社会全体が障害児やその保護者を温かく見守る環境づくりを進めることが課題です。

障害のあるこどもの健全な発達の支援と身近な地域での安心した生活を実現するため、経済的支援を実施・継続します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
39	継続	特別児童扶養手当支給事業	福祉課	精神または身体に一定の障害がある20歳未満のこどもを育てている方に支給。
40	継続	障害児福祉手当支給事業	福祉課	20歳未満で、精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時介護を必要とする方に手当を支給。
41	継続	在宅重度障害者手当支給事業	福祉課	在宅の心身障害児を看護（介護）する保護者等に手当を支給。

(3) ニート、ひきこもり、不登校等のこども・若者への支援

近年、不登校児童生徒数やひきこもり状態の若者数が増加傾向にあり、中には長期化するケースも見られます。これらの状態は、学業や就職の機会を失わせ、社会からの孤立を深める原因となります。また、経済的な困窮や家庭内での問題など、複合的な要因が絡み合っている場合も多く、個々の状況に応じたきめ細かな支援が求められています。

このような困難を抱えるこどもや若者への支援を充実するための相談体制や居場所の創出に努めます。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
10	新規	こども第三の居場所づくり事業（再掲）	福祉課（こども家庭センター）	環境等に課題を抱えるこどもの居場所として、学習や生活の支援、保護者の相談への対応など、包括的な支援を行う。
42	継続	子どもスマイルネットの普及啓発	福祉課	高校生年齢までのこどもに関わる悩みについて、電話相談を受ける埼玉県窓口に関する周知。
29	継続	民生委員・児童委員（主任児童委員）活動（再掲）	福祉課	児童委員（主任児童委員）配置による地域の子育て、健全育成等の指導、援助の実施。
30	継続	家庭児童相談事業（再掲）	福祉課	地域子育て支援拠点において、家庭児童福祉の向上を図るための相談指導、援助の実施。

第4章 施策の展開と評価指標

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
43	継続	教育相談員設置事業	教育委員会	中学校に相談員を配置し、児童生徒の相談・援助、情報収集を行う。

(4) こども・若者の自殺対策・相談

近年、小中高生の自殺者数は増加傾向にあり、特にSNS上での誹謗中傷や、学業・進路の悩み、家庭環境など、様々な要因が複雑に絡み合っています。教育現場や家庭内だけでは解決が難しく、社会全体での連携した取組が不可欠となっています。

こどもや若者が安心して悩みを相談できる環境を整備し、彼らが孤立することなく、生きる希望を見出せるよう多方面での支援が必要です。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
42	継続	子どもスマイルネットの普及啓発（再掲）	福祉課	高校生年齢までのこどもに関わる悩みについて、電話相談を受ける埼玉県窓口に関する周知。

第3節 すべての親が子育てに喜びや楽しさを感じ安心できるまち

評価指標

評価項目	現状	目標	現状の評価資料・備考
待機児童ゼロ（保育所等）	0	0	滑川町 （令和6年4月1日現在）
待機児童ゼロ （放課後児童クラブ）	0	0	滑川町 （令和6年5月1日現在）
「子育て環境や支援」の満足度	25.6	35.0	アンケート調査 （満足+やや満足の割合） 令和6年1月～2月実施
「職業生活と家庭生活の両立の推進」の満足度	23.8	30.0	アンケート調査 （満足+やや満足の割合） 令和6年1月～2月実施

1 地域における子育て支援の充実

（1）地域の子育て支援サービスの充実

こどもを安心して育てるためには、家庭だけでなく地域における子育て家庭への支援の充実が必要です。子育てを取り巻く社会環境の変化により子育てのニーズが多様化する中、地域の現状及び住民のニーズを的確に把握して対応することが重要です。

また、こどもを養育している家庭では、経済的負担も重いものとなっており、「保育所、幼稚園にかかる費用負担の軽減」や「教育や習い事にかかる費用負担の軽減」等の経済的支援が期待されています。

さらに、保護者自身の病気や出張、夜間・休日就業等、仕事上の都合による預かり等を求める声も多くなっています。

そのため、すべてのこどもや子育て家庭を支援する観点に立ち、保護者の考え方や置かれている状況が多様であることを踏まえて、地域社会の資源を最大限に活用した子育て支援サービスの充実を図ります。

経済的支援としては、保育料等の負担の軽減を図るとともに、町内外を問わず小・中学生及び保育所・幼稚園に在園中の3歳児以上のこどもに対して、引き続き、給食費無償化事業を実施します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
44	充実	児童手当支給事業	福祉課	満18歳の年度末まで、こどもを養育する者を対象に手当を支給する。
45	変更	子育て支援金等の支給	福祉課	第3子以降を出産の世帯に段階的に（①出生時②小学校入学時③中学校入学時）子育て支援金を支給する。（令和4年度申請まで）

第4章 施策の展開と評価指標

No.	事業 区分	事業名	担当課	事業内容
46	継続	保育所、幼稚園保育料の 減免・軽減	福祉課 教育委員会	生活保護、母子（父子）家庭、身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた者。
21	継続	教育振興奨学資金の 貸与（再掲）	教育委員会	経済的な理由により就学が困難な者に対し、貸与。
47	継続	乳児家庭全戸訪問事業・ 養育支援訪問事業	健康づくり課	すべての乳児のいる家庭を訪問し、情報の提供、乳児・保護者・養育環境の把握、相談、助言等を行う事業。
48	継続	家庭的保育事業	福祉課	家庭的保育者（保育士等）の居宅その他の場所において、保育を行う事業。
49	継続	ファミリー・サポート・ センター事業	福祉課	子育ての援助を受けたい保護者と協力したい人が会員となり、保育所への送迎、一時的な預かり等の相互援助活動。病児・病後児等緊急サポートも対応。
50	継続	子育て短期支援事業	福祉課	保護者の疾病等の理由により家庭での養育が一時的に困難になったこどもを、契約した児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。
27	継続	給食費無償化事業 （再掲）	教育委員会 福祉課	小・中学生及び保育所・幼稚園に在校園中の3歳児以上のこどもの給食費を補助・減免により無償化。

(2) 保育所等の保育サービスの充実

核家族化の進行や親世代の高い就労意欲、就業形態の多様化、価値観の多様化等により、多様な質・量両面の適切な保育サービスが求められています。

アンケート調査によると、就労していない母親の就労希望は 60.3%であり、引き続き充実を図る必要があります。

サービス利用者であるこどもの幸せと保護者の多様な就労形態や意向を踏まえて、子育て支援サービスの充実を図ります。就労中または就労を希望している保護者の多様なニーズに応え、通常保育の拡充とともに、多様な保育サービスの充実、検討を図ります。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
51	継続	通常保育事業	福祉課	保育所における通常保育の実施。
52	継続	低年齢児保育事業	福祉課	0～1歳児までを対象とした保育の実施。
53	継続	延長保育事業	福祉課	通常の保育時間を超えて保育時間の延長を実施。
54	継続	障害児保育事業	福祉課	保育所において、障害児保育の実施。
55	継続	保育所地域活動事業	福祉課 教育委員会	保育所で地域とのふれあい活動（保育参加事業、地域の人材活用事業、小学校との連携強化事業）や、各保育所における保護者の保育参加、小学校との連携事業の実施。
56	継続	広域保育の推進	福祉課	保育サービスの充実による管外委託の推進。
57	継続	一時預かり事業	福祉課	保育施設等において、乳幼児を一時的に預かって保育する事業の実施。
58	継続	地域子育て支援拠点事業	福祉課	地域の子育て家庭に対する育児支援の実施。
59	継続	自治体認証保育所 （家庭保育室）支援事業	福祉課	通常保育、低年齢児・延長・障害児・一時・広域保育の推進、地域活動、園庭開放、園舎見学・体験入園の実施。
60	継続	放課後児童クラブ	福祉課	放課後児童対策として学童クラブの整備推進。
61	継続	園庭開放の実施	教育委員会	幼稚園の園庭を開放。
62	継続	未就園児の園舎見学 ・体験入園	福祉課 教育委員会	保育所・幼稚園において、入園希望児童に対しての園舎見学や体験入園を実施。
63	継続	病児・病後児保育事業	福祉課	緊急サポートセンターにおいて、一時保育を実施。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
64	新規	こども誰でも通園制度	福祉課	すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形で、保育施設等での預かりが利用できる。

(3) 保育所待機児童の解消

全国的に少子化が進行しています。本町においては、転入者の多い状況は続いているものの、年少人口が減少しています。

本町の国基準での待機児童数は、令和5年以降0名となっています。就業率は年々上昇しており、現在就労していない母親においても今後就労を希望する母親も多く、今後も町内の保育施設と連携し、「待機児童ゼロ」の維持を目指します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
65	継続	保育所等整備事業	福祉課	保育施設の整備支援。

(4) 子育て支援のネットワークの充実

アンケート調査によると、保護者の相談先は親族や友人・知人等、身近な人が大半を占めており、身近な人以外の相談先の確保が課題となっています。

そのため、子育てに関する悩みや不安を話すことができる場や情報を得る機会が増えるように、親子で遊びに来ることができる事業を実施するとともに、子育て支援のネットワークの充実へ向け、地域資源と連携します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
66	継続	子育て支援情報提供	健康づくり課	子育て支援情報を保健センターに掲示するほか、各保健事業にて保健師等が対象者に合わせた情報提供を実施。

2 こどもの健やかな成長に向けた教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

次代の親となるこどもや若者が、職業や家庭を持つことに対して希望が持てる社会を目指していきます。多様な働き方や地域コミュニティでの交流やライフデザインの学習、ジェンダー平等の視点を取り入れた教育やセミナーなどを通して身近なものと感じられる支援や広報、啓発を推進します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
2	継続	性や性感染予防に関する教育（再掲）	教育委員会	産婦人科医・助産師による思春期講演会の実施。
67	継続	乳幼児とのふれあい体験学習	福祉課 教育委員会	保育所や子育てグループと学校の連携による乳幼児とのふれあい体験学習の実施。

(2) 生きる力を育む学校教育環境等の整備

I C T教育の推進により、すべての小中学校にタブレットP C端末が導入され、デジタル化を含めた情報教育が進められています。

こどもたちの生活や成長の中心には家庭とともに、幼稚園や小学校・中学校といった教育環境が非常に大きな役割を担っています。次代の担い手であるこどもが確かな学力と豊かな心、健やかな体を育み、すくすくと個性豊かに成長し、現代社会の中で主体的に生きていくことができるように、幼稚園や学校の取組を推進します。

また、学校部活動が担ってきた心身の成長や自主性、協調性、責任感、連帯感の育成等の教育的意義を継承しつつ、こどもたちが将来にわたり多種多様な経験ができる部活動及び地域クラブ活動となるような環境づくりを推進します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
68	継続	部活動における外部の人材活用	教育委員会	専門家・経験者による部活動の指導。
69	継続	小中学校合同遠足	教育委員会	特別支援学級の児童生徒の合同遠足（菅谷班）の実施。
17	継続	3 day チャレンジ事業（再掲）	教育委員会	町内の事業所で中学生の職場体験の実施。
12	継続	NAMEGAWA ドリームプロジェクト（再掲）	教育委員会	町内の事業所で中学生が企画や提案、制作等を行う社会体験活動の実施。
70	継続	ボランティア育成講座	教育委員会	中学生を対象にしたボランティア活動の場の提供と育成。 社会福祉協議会との共催による講座の開催や教育委員会行事の中でボランティア活動の提供。

(3) 家庭や地域の教育力の向上

家庭や地域はこどもたちが一番身近に関わる社会です。家庭は、基本的な生活習慣や価値観を学び、自己肯定感を高め、安心を感じられる場です。地域は、こどもが家族以外の人々と関わり社会性を育むことができます。公園や図書館といった公共の施設は、安全に学びや遊びが得られる場所です。

こどもにとって最も身近な家庭や地域社会の教育力の向上を図ります。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
71	継続	家庭教育学級の開催	教育委員会	滑川町家庭教育アドバイザーによる就学時健康診断の際の家庭教育学級の実施。
72	継続	図書館事業の実施	教育委員会	おはなし会、七夕まつり、図書館まつり、クリスマス会等の実施。
7	継続	公民館事業の実施 (再掲)	教育委員会	こどもまつり、郷土かるた大会等の実施。
73	継続	子育て支援センター事業の実施	福祉課	地域子育て支援拠点において、定期的に子育ての専門家による講演会を実施。
74	継続	地域・家庭との連携・協働事業	教育委員会	学習サポート事業、田植え・稲刈り体験学習、防災講習等、保護者や地域と連携した事業の実施。

3 ワークライフバランス・職業生活と家庭生活が両立できる社会の推進

(1) 仕事と生活の調和に向けた働き方の見直し

アンケート調査によると、未就学児童で就労している母親（産休・育休・介護休業中を含む）は 77.3%です。また、現在就労していない母親の就労希望（時期を限らず「就労したい」を選んだ回答）は 60.3%であり、さらに今後は共働き家庭が増加していくことが見込まれます。

共働き家庭においても、夫婦が働きがいや育児の楽しさを実感できる社会にするためには、多様な働き方、特に仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた働き方の実現が不可欠です。職場や事業主に対して雇用の男女均等の機会や待遇が確保されるよう、様々な広報手段を活用して情報提供し、意識改革に努めます。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
75	継続	男女共同参画意識の普及	総務政策課	男女の枠にとらわれず仕事と生活の調和を実現するための意識啓発の推進及び育児・介護の支援のための情報提供。
76	継続	仕事と家庭の両立支援の広報、啓発	産業振興課	町商工会を通じて、企業等への子育てしやすい職場づくりの周知・啓発。

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

アンケート調査において、この1年間にこどもが病気やけがで通常の保育サービスが利用できなかったことが「あった」と回答した家庭は 59.5%にのぼっています。

また、そのときに「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した家庭は 30.3%となっており、仕事と子育ての両立ができる保育サービスの充実が課題です。

広域的に関係団体・保育所・医療機関と連携を図りながら、多様な働き方に対応した保育サービスの充実を図ります。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
49	継続	ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	福祉課	子育ての援助を受けたい人と協力したい人が会員となり、保育所への送迎、一時的な預かり等の相互援助活動の実施。病児・病後児等緊急サポートも対応。
63	継続	病児・病後児保育事業（再掲）	福祉課	緊急サポートセンターにおいて、一時保育を実施。

4 親と子の健康・医療の充実

(1) こどもや母親の健康の確保

こどもの心身の健全な成長とともに、母親も妊娠、出産や子育てを通して人間として成長し、親子が健康を基本にすえて豊かな人生を送れるような環境づくりが必要です。

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期は、こどもの人生の始まりとして重要であり、母親には人生の大事業の時期といえます。この期間を通じて母子の健康を確保するとともに、十分な知識を得るための機会を提供します。

また、親の育児不安やストレスの解消を図るために、親子の関わり方を学ぶ場や交流・情報交換の機会を提供します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
77	継続	健康教育	健康づくり課	妊婦や乳幼児の保護者を対象に出産・育児についての正しい知識の普及。防煙教育等の実施。
78	充実	健康相談	健康づくり課	乳幼児健診での栄養相談、歯科相談、保健相談、発達相談の実施。
79	継続	健康診査	健康づくり課	乳幼児の発達段階に応じ、医師の協力のもと各種健康診断を実施。
80	継続	育児支援	健康づくり課	育児不安をもつ保護者へ関わり方の助言、悩みを分かち合える場の提供。
81	継続	愛育班活動の充実	健康づくり課	声かけ運動、保健事業への協力、あそびの広場の運営等の実施。
29	継続	民生委員・児童委員（主任児童委員）活動（再掲）	福祉課	児童委員（主任児童委員）配置による地域の子育て、健全育成等の指導、援助の実施。
30	継続	家庭児童相談事業（再掲）	福祉課	地域子育て支援拠点において、家庭児童福祉の向上を図るための相談指導、援助の実施。
31	継続	乳幼児健全育成相談事業（再掲）	福祉課	地域子育て支援拠点において、子育て全般の悩み等の相談支援の実施。
32	継続	こども家庭センター（再掲）	福祉課	すべてのこども・妊産婦・子育て世帯等の一体的な相談窓口となる。サポートプランの作成等、家庭に必要な適切な支援を行う。
49	継続	ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	福祉課	子育ての援助を受けたい人と協力したい人が会員となり、保育所への送迎、一時的な預かり等の相互援助活動の実施。病児・病後児等緊急サポートも対応。
63	継続	病児・病後児保育事業（再掲）	福祉課	緊急サポートセンターにおいて、一時保育を実施。

(2) 食育の推進

健康な食生活は心と体の健康を維持し、豊かな生活を送るために大きな役割を果たします。こどもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、幼児期から学校教育においても積極的に食育に取り組んでいくことが重要です。

食育を通じて、食べ物を大事にする感謝の心や栄養のバランスを知ること、食事マナー等の社会性、食事による心身の影響、食文化や地産地消・食品の安全性等、食に関する学習の機会や情報提供に取り組めます。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
82	継続	妊娠期からの食育	健康づくり課	母子健康手帳交付時のパンフレット配布、乳幼児健診で栄養相談の実施。
83	充実	各乳幼児健診で個別・集団指導	健康づくり課	4か月・10か月・1歳6か月・2歳健診において、在宅保健師・助産師・管理栄養士による集団・個別指導の実施。
84	検討	離乳食教室	健康づくり課	離乳食の試食、相談の実施。
			福祉課	各地域子育て支援拠点において事業の実施。
85	検討	親子ふれあいクッキング	教育委員会	公民館において、各小学校の児童を対象に料理教室を実施。
			福祉課	地域子育て支援拠点において、親子手作りおやつ教室の実施。
86	継続	食育実習・教室	福祉課 教育委員会	保育所・幼稚園・学校において、食育実習・教室の実施。
87	継続	ふれあい弁当の実施	教育委員会	幼稚園・小中学校において、ふれあい弁当を月1回（6月～10月を除く）実施。
88	継続	早寝早起き朝ごはん運動の推進	福祉課 教育委員会	保護者と連携し、保育所や学校等で早寝早起き朝ごはん運動の推進。

(3) 思春期保健対策の充実

思春期のこどもたちにとって心身の健康を守り健やかに成長することは、将来の健康や生活習慣に大きく影響します。

気軽に相談できる心の健康に対するサポート、性に関する健康教育を強化し、避妊や性感染症予防、人工妊娠中絶等の自分自身の体を守るための知識が必要です。

さらに飲酒・喫煙・薬物乱用等への正しい知識と対応についても相談や教育の機会を通じて普及を図ります。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
2	継続	性や性感染予防に関する教育（再掲）	教育委員会	産婦人科医・助産師による思春期講演会の実施。
89	継続	喫煙、飲酒、薬物等に関する教育	教育委員会	専門家による学校訪問講演会の実施。

(4) 小児医療の充実

小児医療は、こどもと子育て家庭にとって健康で成長するために重要な役割がありますが、少子化により全国的に小児科の医療機関数は、減少または縮小の傾向にあり、地域によっては小児科医の不足が指摘されています。

また、共働き世帯の増加により、時間外診療やオンライン診療のニーズが高まる等、利用に関しても多様化が求められています。

安心してこどもが医療機関を受診できる体制づくりを、重要な子育てサービスとして位置づけ、こどもの医療費の負担の軽減を図ります。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
24	継続	こども医療費支給事業（再掲）	福祉課	満 18 歳の年度末まで、こどもの診療に対し医療費を支給。協定医療機関であれば窓口での一部負担なし。

第4節 こども・若者のそだちを地域の力で支えるまち

◆評価指標

評価項目	現状	目標	現状の評価資料・備考
合計特殊出生率	1.27	1.50	人口動態統計（令和4年）
交通安全の活動	交通指導員による交通安全対策		児童生徒の登下校時の交差点に配置する交通指導員の人数
	10名	13名	
人材育成	部活動における外部の人材活用		各分野に専門的な外部指導者を配置し、学校生活の充実を促す
	6名	6名	

1 結婚・出産の希望をかなえる支援『出会いの場をつくり、新しい家族を支える』

（1）出会いのサポート・婚活支援

現代社会では、地域コミュニティの希薄化、価値観の多様化などにより、自然な形での出会いの機会が減っています。若い世代が結婚、出産、子育てに関心を持ち、結婚・出産の希望をかなえる機会を創出します。結婚支援は、その後の妊娠・出産・子育て支援へと続く出発点となります。少子化対策においても重要な支援です。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
90	変更	滑川町婚活支援事業	総務政策課	S A I T A M A 出会いサポートセンターへの登録の推進。

（2）プレコンセプションケアの推進、不妊不育症の人への支援

プレコンセプションケアは、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促す取組です。「こどもまんなか社会」の実現と少子化対策を両立させるうえで、若者のライフプランと健康を支える土台づくりとなり、健康管理を主体的に決定できるようになります。不妊症や不育症の支援は、結婚・出産を希望しながらも、不妊や不育という問題に直面している人々に対し、治療や相談の機会を確保し、当事者の孤立を防ぎ、心理的なウェルビーイングを保つために重要です。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
91	新規	プレコンセプションケア相談センター埼玉ぶれたまの普及	健康づくり課	不妊・不育症、妊娠・出産、思春期の健康、将来の妊娠などを踏まえた日々の健康相談ができる県事業の紹介普及。
92	継続	早期不妊検査費助成事業	健康づくり課	こどもを望む夫婦に対し不妊検査費の助成を行う。
93	継続	不育症検査費助成事業	健康づくり課	こどもを望む夫婦に対し不育症検査費の助成を行う。

2 こども・若者、子育てにやさしい社会環境づくりの推進

(1) 良好な住宅・居住環境の確保

アンケート調査によると、町の子育て支援の取組の重要度について「こども等の安全の確保」や「子育てを支援する生活環境の整備」を約 70～80%が重要と答えています。また、自由意見やこども・若者まちづくり委員の意見からも安全に遊ぶことのできる公園の整備についての意見が多く挙げられています。

公園遊具については、今後老朽化が進むことが想定されており、定期点検及び日常点検の結果に基づき、適切な管理を進める必要があります。

住宅はこどもが健やかに育つための重要な生活基盤であるため、子育てのための良質な住宅を確保できるような支援を図ります。

また、遊ぶことはこどもたちにとって大きな楽しみであり、心身の成長につながります。遊びを通して仲間意識を培い、社会性を身につけ豊かな情操を養う大切なことであるため、こどもたちが安心して自由に遊ぶことができ、安全に過ごすことのできる場の提供を図ります。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
94	継続	住宅対策	建設課	子育て家庭が、ゆとりある居住環境を確保できるよう、県営住宅の情報提供（所得の条件あり）。
11	継続	公園遊具等の維持管理事業（再掲）	福祉課 建設課	こどもが安心して遊べるよう、公園内の遊具の維持管理の実施。

(2) こども・若者の交通安全の確保・安全な道路・交通環境の整備

アンケート調査によると、こどもの安全確保に関する取組の重要度が高く、こどもの登下校時の交通事故の不安や通学路の整備等が意見として多く挙げられています。

今後、既存施設の老朽化が進むことが想定されており、より迅速かつ適正な管理を進める必要があります。

こどもやこども連れの保護者がより安全に通行できるように、バリアフリーの道路・交通環境の整備を図るとともに、こどもたちを交通事故から守るための道路整備を促進します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
95	継続	交通バリアフリーの推進	建設課	こどもや親子連れが安心して移動できるような歩道等の整備。
96	継続	登校指導 （学校教職員・PTA）	教育委員会	学校教職員及びPTAによる登校指導を定期・不定期に実施。
97	継続	交通安全教室	教育委員会	幼稚園、小中学校各校での交通安全教室の開催。
98	継続	交通指導員による交通安全対策	総務政策課	交通指導員による通学時の交通指導及び安全の確保。

(3) 乳幼児の不慮の事故防止の取組

こども家庭庁が公表した「こどもの不慮の事故の発生傾向と事故防止に向けた取組」の資料によると、令和6年におけるこどもの死亡数は2,647人であり、このうち、こどもの「不慮の事故」による死亡数は197人で、こどもの死亡数に占める割合は7.4%となっています。

「窒息」は0歳で圧倒的に多く発生しており、「交通事故」は1歳以上で1位の死因です。「溺水」は「浴槽」のほか、5歳以上では「自然水域」での事故が多く、このほか、「建物からの転落」は、2歳、4歳、10～14歳で多くなっています。不慮の事故発生数は年々減少しているものの、病気を含むすべての死因の中で上位にあります。

こどもを不慮の事故から守るため、情報発信と啓発活動に努めていきます。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
99	継続	乳幼児の事故防止の啓発活動	福祉課	保育所に対し、送迎時等における事故防止の啓発。

(4) こども・若者を犯罪等から守るための環境整備と活動

こどもや若者が被害者となる犯罪は、被害者やその家族等の心身に深い傷を残すとともに、地域住民を不安に陥れる等、社会に及ぼす影響が極めて大きくなり、保護者にとって、こどもの行動に目が行き届かないことへの不安や心配を増大させる要因となっています。

こどもや若者自身が犯罪から身を守る知識や経験を教えるとともに、安全・安心な地域社会づくりが求められます。

こどもや若者が自ら犯罪から身を守る学習（エンパワーメント）の機会を設けるとともに、学校や自治会、ボランティア組織、事業者等と連携し、地域の多くの大人がこどもを見守る活動を促進します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
100	継続	防犯パトロール	教育委員会	小学校PTAが下校時に防犯パトロールを実施。
101	継続	こども110番の家	総務政策課	登下校時における児童・生徒の安全の確保。
102	継続	通学ボランティア活動	教育委員会	通学ボランティアによる登下校時の防犯活動の実施。
103	継続	犯罪からこども自身が身を守る学習活動	福祉課 教育委員会	ボランティアや関係機関と連携し、こども自身が犯罪から身を守る学習活動として、青少年健全育成推進員による街頭パトロールの実施。

(5) 被害にあった子ども・若者の保護

子どもや若者は、大人等の暴力に対して心身ともに極めて弱い立場にあります。特に、卑劣な犯罪等の被害を受けた場合の心の傷は大きく深く、後々まで悪い影響を与えます。予防措置が第一ですが、犯罪等の被害にあった子どもや若者を保護し、安全を保証するとともに、専門的なケアが必要です。適切な機関に窓口を設け、被害にあった子どもや若者の保護に努めます。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
104	継続	被害にあった子どもの一時保護	福祉課 健康づくり課 教育委員会	児童虐待を受けた子ども等を児童養護施設等で一時的に保護。 虐待の早期発見・早期対応のための関係機関との連携・協働、情報共有等による体制整備。
105	継続	DVにおける子どもの保護	福祉課 健康づくり課 総務政策課 教育委員会	関係機関との連携・協働による面前DV被害等の予防、発見、情報共有、被害者（児）支援、児童養護施設等で保護の実施。

3 支援のための人材育成の推進

(1) 多様な担い手による持続的な活動の推進・支援人材育成

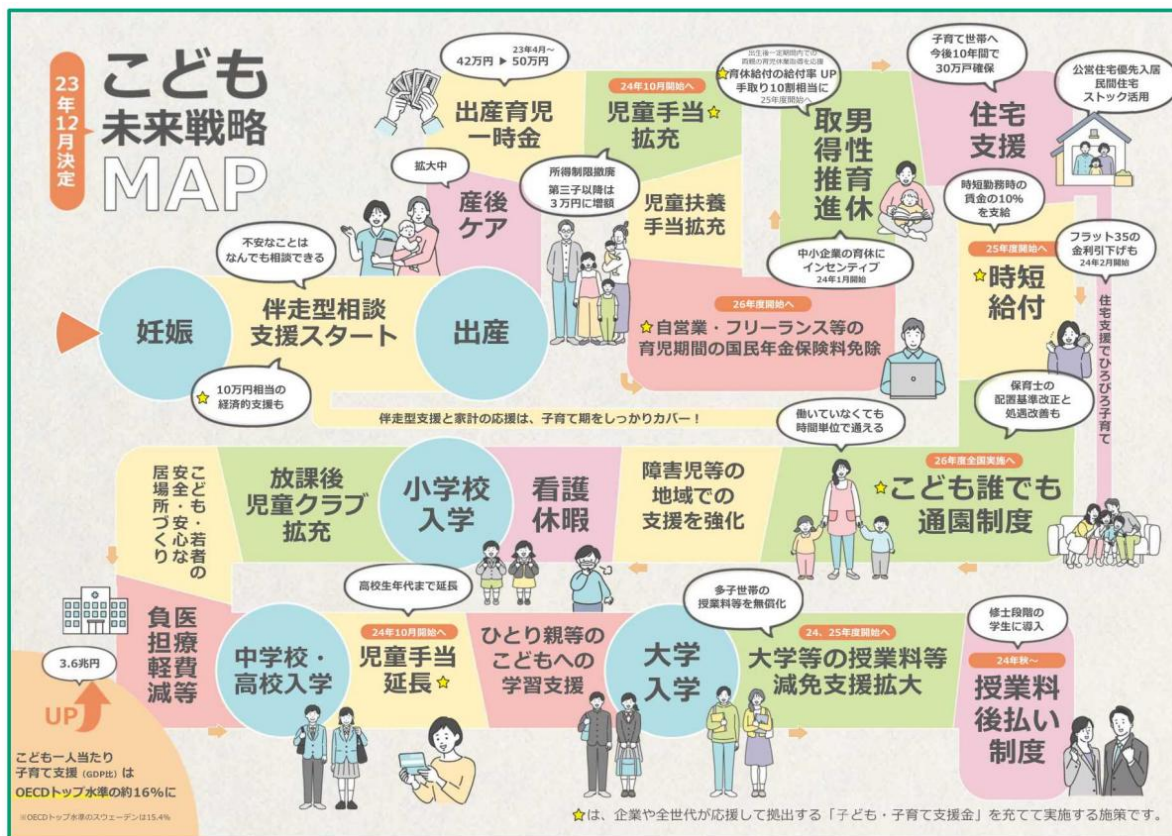
地域全体で子どもや若者、子育て世帯を支えるためには、支援する人材を確保し、育成する環境が必要です。施策の実効性と継続性を高めるためには、支えあいのネットワークを構築し、行政だけでなく、NPO、企業、学校、地域住民（高齢者や子育て経験者など）といった多様な主体が、それぞれの特性を活かし活動できるよう基盤づくりを進めます。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
68	継続	部活動における外部の人材活用（再掲）	教育委員会	専門家・経験者による部活動の指導。
6	新規	こどもの居場所地域ネットワーク（再掲）	福祉課	こども食堂、フードパントリー、プレイパーク、学習支援等、子ども・若者が安心して過ごせる居場所づくりを推進する。

1 子ども・子育て支援制度の概要

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）、地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等の「地域子ども・子育て支援事業」）の充実を町が実施主体となっていくものです。

〈国が目指すことも未来戦略〉



資料：こども家庭庁

2 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」（子ども・子育て支援法第61条第2項）です。

また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、こどもや保護者が居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。」とされています。

本町の教育・保育提供区域は、事業の特性（特定の区域で対象者を分けない等）や施設整備の状況等を考慮し、町全域を1つの区域として、事業の実施内容を検討します。

■滑川町の教育・保育提供区域

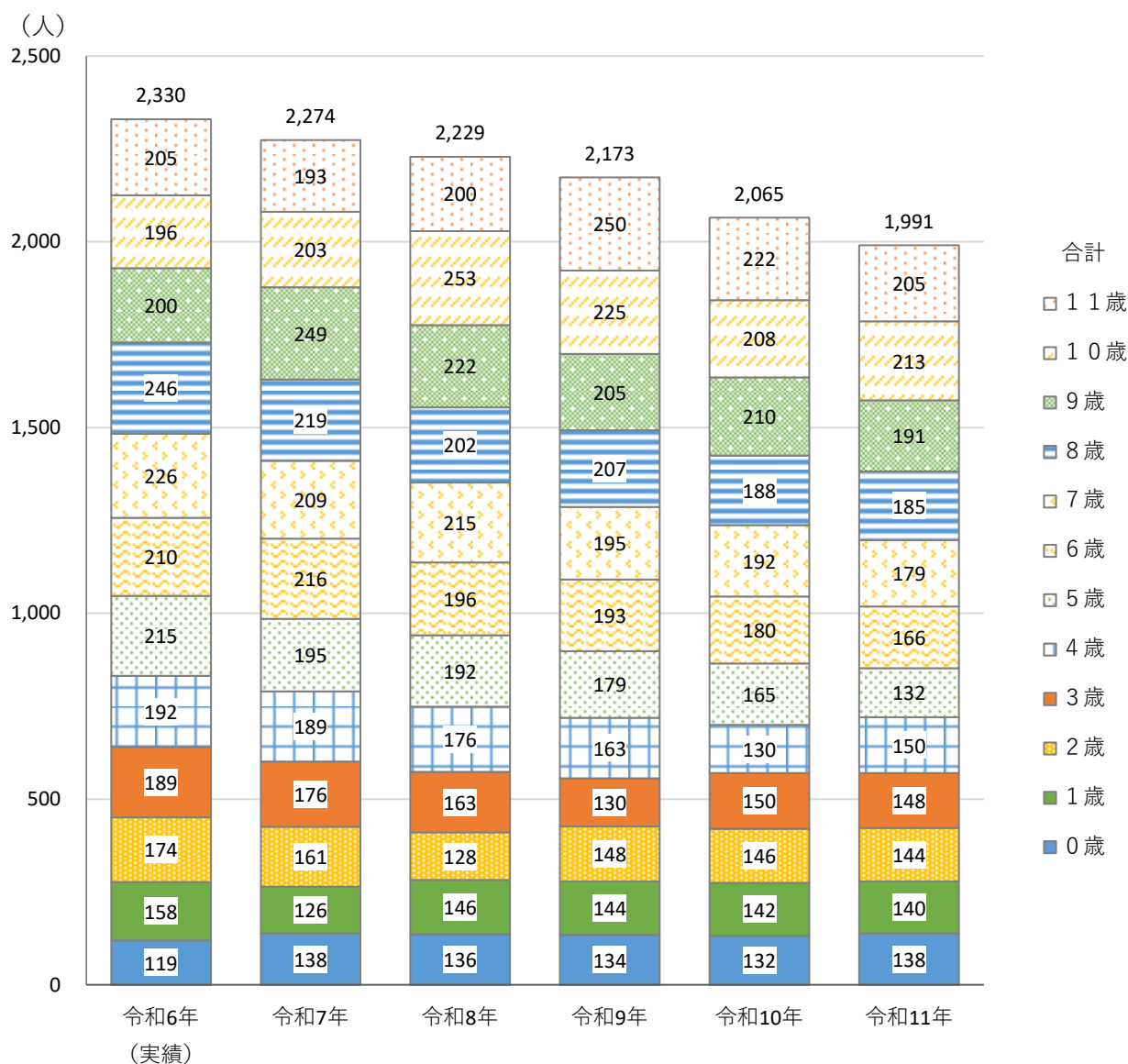
教育・保育等	認定区分	給付の内容	区域設定
	1号認定：満3歳以上	保育の必要性なし（教育標準時間認定こども）	町全域 (1区域)
	2号認定：満3歳以上	保育の必要性あり（満3歳以上の保育認定こども）	
	3号認定：満3歳未満	保育の必要性あり（満3歳未満の保育認定こども）	
	0歳6カ月～3歳未満	乳児等通園支援（こども誰でも通園制度）	
地域子ども・子育て支援事業	支援事業		区域設定
	(1) 利用者支援事業		町全域 (1区域)
	(2) 地域子育て支援拠点事業		
	(3) 妊婦健康診査		
	(4) 乳児家庭全戸訪問事業		
	(5) 養育支援訪問事業		
	(6) 子育て短期支援事業		
	(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		
	(8) 一時預かり事業		
	(9) 延長保育事業		
	(10) 病児保育事業		
	(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業		
	(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業		
	(14) 子育て世帯訪問支援事業		
	(15) 児童育成支援拠点事業		
	(16) 親子関係形成支援事業		
	(17) 妊婦等包括相談支援事業		
	(18) 産後ケア事業		

3 児童数の見込み

本計画の対象となる児童の見込みについては、令和2年から令和6年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、コーホート変化率法（同じ期間に生まれた集団について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）により、計画の最終年度である令和11年までの推計を行いました。

12歳未満の児童数は、減少傾向で推移し、令和11年には1,991人となり、令和6年から339人の減少が見込まれます。

■児童数の見込み



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計

4 教育・保育等の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定(3～5歳)

保育の必要性がない3～5歳の1号認定に対して、令和6年4月1日現在、町内の公立幼稚園1か所及び私立認定こども園の1か所の幼稚園部分で事業を実施しています。

第2期計画の実績によると、町内の施設において利用ニーズに対応できる状況となっています。

※表内の「確保方策」とは、その年度の目標を達成するために準備する量を示しています。

■第2期計画の実績

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
児童数(人)	664	671	654	619	596
実績値①(人)	340	247	230	184	184
確保方策②(人)	395	395	395	200	200
②－①(人)	55	148	165	16	16
利用率	51.2%	36.8%	35.2%	29.7%	30.9%

■第3期計画の見込み

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
推計児童数(人)	560	531	472	445	430
量の見込み①(人)	172	163	144	135	130
確保方策②(人)	200	200	200	200	200
②－①(人)	28	37	56	65	70
利用率	30.7%	30.6%	30.5%	30.4%	30.2%

確保方策

○調査結果から、児童数の減少や就業率の高まりにより、実績値をやや下回る利用ニーズが算出されています。

○今後も引き続き、必要な事業の質及び量の確保を図ります。

(2) 2号認定(3～5歳)

保育の必要性がある3～5歳の2号認定に対して、令和6年4月1日現在、町内の私立保育所7か所、私立認定こども園1か所で事業を実施しています。

第2期計画の実績をみると、令和4年度までは確保方策を上回る実績値となっており、待機児童が発生していましたが、令和5年度以降は充足している状況です。

令和8年度から、児童福祉法において「満三歳児以上限定小規模保育事業」が創設されました。滑川町では、確保方策が量の見込みを上回る見込みであり、十分な保育量が確保されています。

■第2期計画の実績

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
児童数(人)	664	671	654	619	596
実績値①(人)	354	382	381	401	386
確保方策②(人)	297	343	347	403	389
②－①(人)	▲57	▲39	▲34	2	3
利用率	53.3%	56.9%	58.3%	64.8%	64.8%

■第3期計画の見込み

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
推計児童数(人)	560	531	472	445	430
量の見込み①(人)	361	343	305	288	279
2号認定	347	341	334	334	336
他市町村児童	23	14	16	15	20
確保方策②(人)	390	387	385	383	380
2号認定	369	369	369	369	369
認可外保育施設	6	6	6	6	6
他市町村施設	15	12	10	8	5
②－①(人)	29	44	80	95	101
利用率	64.4%	64.6%	64.7%	64.8%	64.9%

確保方策

- 調査結果から、人口の推移に伴い確保方策を下回る利用ニーズが算出されています。
- 今後も引き続き、必要な事業の質及び量の確保を図ります。

(3) 3号認定(0歳)

町内では令和6年4月1日現在、私立保育所7か所及び私立認定こども園の1か所で事業を実施しています。

低年齢児の実績値が増加傾向にありますが、0歳児については町内の施設において利用ニーズに対応できる状況となっています。

■第2期計画の実績

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
児童数(人)	172	174	161	158	119
実績値①(人)	33	29	36	34	33
確保方策②(人)	52	52	55	60	60
②-①(人)	19	23	19	26	27
利用率	19.2%	16.7%	22.4%	21.5%	27.7%

■第3期計画の見込み

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
推計児童数(人)	138	136	134	132	138
量の見込み①(人)	38	38	38	37	39
確保方策②(人)	50	50	50	50	50
②-①(人)	12	12	12	13	11
利用率	27.9%	28.0%	28.1%	28.3%	28.4%

確保方策

○児童数の減少がありながらも就業率の高まりにより、実績値を上回る利用ニーズが算出されています。

○3号認定の0歳について、今後も引き続き必要な事業の質及び量の確保を図ります。



(4) 3号認定(1・2歳)

町内では令和6年4月1日現在で、私立保育所7か所及び私立認定こども園1か所において事業を実施しています。

利用の実績値が年々増加していたため、利用定員を上回るこどもの受入れについて、定められた配置基準等を満たした上で、可能な限り許可しています。

本計画より、3号認定の1歳児・2歳児については、それぞれに見込み量と提供体制を掲載しています。

■第2期計画の実績(1・2歳)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
児童数(人)	401	393	381	365	332
実績値①(人)	191	209	214	220	218
確保方策②(人)	191	203	208	211	204
②-①(人)	0	▲6	▲6	▲9	▲14
利用率	47.6%	53.2%	56.2%	60.3%	65.7%

■第3期計画の見込み

◇3号認定(1歳)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
推計児童数(人)	126	146	144	142	140
量の見込み①(人)	91	90	91	96	94
確保方策②(人)	95	95	95	94	94
特定教育・保育施設	88	88	88	88	88
認可外保育施設	2	2	2	2	2
他市町村児童	5	5	5	4	4
差②-①(人)	4	5	4	▲2	0
利用率	72.2%	61.6%	63.2%	67.6%	67.1%

第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

◇3号認定（2歳）

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
推計児童数(人)	161	128	148	146	144
量の見込み①(人)	90	92	92	93	94
確保方策②(人)	117	117	115	115	115
特定教育・保育施設	110	110	110	110	110
認可外保育施設	2	2	2	2	2
他市町村児童	5	5	3	3	3
②－①(人)	27	25	23	22	21
利用率	55.9%	71.9%	62.2%	63.7%	65.3%

確保方策

- 調査結果から、実績値を上回る利用ニーズが算出されています。
- 3号認定の1・2歳は、町内の認可保育所と定員の調整を行いながら、引き続き必要な事業の質及び量の確保を図ります。



(5) 乳児等通園支援（0～2歳）

令和7年4月から地域子ども・子育て支援事業として乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が新たに創設され、令和8年4月に乳児等のための支援給付が創設されました。

0歳6か月から満3歳未満の乳幼児に対して適切な遊びや生活の場を与えるとともに、その保護者の心身の状態や養育環境を把握するために保護者との面談や子育てについての情報の提供や助言、そのほかの援助を行います。

■第3期計画の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み(人日)	—	48	48	48	48
	確保方策(人日)	—	48	48	48	48
1歳児	量の見込み(人日)	—	24	24	24	24
	確保方策(人日)	—	72	72	72	72
2歳児	量の見込み(人日)	—	48	48	48	48
	確保方策(人日)	—	72	72	72	72

確保方策

○計画期間中、国の動向等を踏まえながら、必要に応じて事業を実施します。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■第2期計画の実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型・特定型（か所）	1	1	1	2	2
母子保健型（か所）	1	1	1	1	1

■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型・特定型（か所）	2	2	2	2	2
こども家庭センター型（か所）	1	1	1	1	1

確保方策

- 基本型は引き続き、支援を提供できる体制を確保します。
- 母子保健型については、令和7年度設置予定のこども家庭支援センターにて新たに事業を実施し、「こども家庭センター型」へ移行します。

◆基本型：「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成されます。

「利用者支援」：地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け助言・支援を行います。

「地域連携」：利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行います。

※令和7年度以降、「こども家庭センター」との連携が含まれます。

◆特定型「保育コンシェルジュ」

町の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援等を行います。

◆こども家庭センター型

妊産婦及び乳幼児の健康の保持や増進に関する包括的な支援、すべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。



(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現在保育所、公共的施設に、出張型を含む計8か所の地域子育て支援拠点を併設し、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供等を行っています。

■第2期計画の実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績（人回）	2,879	8,129	7,546	10,963	8,436
実績か所（か所）	3	5	6	8	8

■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人回）	11,629	12,793	13,893	15,184	16,596
確保方策（人回）	14,000	14,000	14,000	16,000	16,000
確保方策（か所）	8	8	8	9	9

確保方策

- 本計画期間におけるアンケート結果と推計児童数から事業量を見込んでいます。
- 引き続き、必要な事業の質及び量の確保に努めます。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

母子健康手帳交付と同時に妊婦健康診査助成券を発券し、妊婦健診の費用を助成しています。

■第2期計画の実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診実績（人）	167	148	185	124	111

■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	138	136	134	132	138

確保方策

○本計画期間における推計児童数から事業量を見込んでいます。



(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、発育・栄養・育児・生活環境等の相談や、子育て支援に関する情報提供、養育環境等の把握を行う事業です。

町内の乳児のいるすべての家庭に対し、保健師や助産師等が自宅に訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

■第2期計画の実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問実績（人）	131	148	134	110	121

■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	138	136	134	132	138

確保方策

- 町内の対象家庭すべての訪問を想定し、推計児童数から事業量を見込んでいます。
- 訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、積極的に関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業との連携等適切なサービスの提供につなげます。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

養育のための支援が必要と認められることも、保護者及び妊婦に対し、保健師等が対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

■第2期計画の実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問実績（人回）	190	150	150	150	150

■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人回）	150	150	160	160	160

確保方策

○対象年齢である0歳児から6歳児までの推計児童数をもとに、訪問実績等を踏まえた事業量を見込んでいます。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となったことについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

本町では、埼玉県の子育て支援センターと連携を取り、適切な対応に努めています。

また、町独自でもショートステイの事業を立ち上げ、必要時に活用できるように調整しています。

■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	48	48	48	48	48
確保方策（か所）	2	2	3	3	3

確保方策

○引き続き、埼玉県の子育て支援センターと連携を取るほか、町でもショートステイの事業を立ち上げ、取り組んでいきます。



(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

※就学児対象部分

乳幼児や小学生等のこどもがいる子育て中の保護者を会員として、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する保護者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本町では、町外の NP0 法人に委託をし、事業を実施しています。令和6年4月1日現在の提供会員は24人、依頼会員は124人となっています。

■第2期計画の実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問実績（人日）	0	4	15	6	52
提供会員（人）	20	20	23	24	25

■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	50	52	54	56	58
提供会員（人）	25	26	27	28	29

確保方策

- 事業の周知を図るとともに、実績を踏まえた見込み量を算出しました。
- 必要な時に支援を提供できる体制を確保します。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として日中において、保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

①一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）

幼稚園における「預かり保育」に該当する事業であり、認定こども園、幼稚園において教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中等に、在園児を対象に保育（教育活動）を実施する事業です。

現在本町では、公立幼稚園1園、私立認定こども園1園で事業を実施しているほか、町外の私立幼稚園も2園活用しています。

■第2期計画の実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問実績（人日）	1,568	7,086	6,510	5,633	8,147
確保方策（か所）	3	5	5	5	4

■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人回）	5,530	5,244	4,662	4,396	4,248
確保方策（人日）	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
確保方策（か所）	4	4	4	4	4

確保方策

○引き続き、町外施設も活用しながら、町内の施設整備を検討し、計画期間中の事業実施及び必要事業量の確保を目指します。



②一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ以外）

幼稚園型を除く一時預かり事業で、内訳は下記の3事業です。

本町では、令和3年度より実施しています。

◆一時預かり事業（一般型）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として日中において、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要保育を行う事業です。

◆子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等のこどもを有する子育て中の保護者を会員として、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

◆トワイライトステイ事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、夜間において、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

■第2期計画の実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績（人日）	0	1,440	1,440	1,440	0
確保方策（か所）	0	1	1	1	0

■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	3,072	2,935	2,800	2,698	2,657
確保方策（人日）	2,440	2,928	2,928	2,928	2,928
確保方策（か所）	1	2	2	2	2

確保方策

○多様化する育児環境により利用ニーズが高まっていることから、引き続き、町外施設も活用しながら、町内の施設整備を検討し、計画期間中の事業実施及び必要事業量の確保を目指します。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

町内7か所の保育所等において、事業を実施しています。

■第2期計画の実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績（人）	32	71	71	121	222
確保方策（か所）	6	7	7	7	7

■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	110	105	94	89	87
確保方策（人）	245	245	245	245	255
確保方策（か所）	7	7	7	7	8

確保方策

○働き方の多様化に対応できるよう、保育所等において事業の実施体制の確保に努めます。



(10) 病児保育事業

病気や病気回復期の病児や、突然の発熱等で集団保育が困難な子どもを、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。本町では令和5年11月より体調不良児対応型を開始しています。

また、病児・緊急対応強化事業としてファミリー・サポート・センター事業において対応しています。

◆病児保育事業【病児対応型】

こどもが病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペースまたは専用施設で一時的に保育する事業です。

◆病児保育事業【病後児対応型】

こどもが病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペースまたは専用施設で一時的に保育する事業です。

◆病児保育事業【体調不良児対応型】

こどもが「保育所通所中」に、発熱等で体調不良になった際、保護者が迎えに来るまでの間、当該保育所で一時的に保育する事業です。

◆病児・緊急対応強化事業

ファミリー・サポート・センター事業として、病児・病後児を預かる事業です。

■第2期計画の実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績（人日）	0	0	0	40	90
確保方策（か所）	0	0	0	1	1

■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	90	90	90	90	90
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

確保方策

○現状の提供体制で必要な事業量の確保を図ります。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により日中家庭にいない小学校に就学しているこどもに対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、子育て支援センター等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本町では、町内計13か所において、保護者が日中家庭にいない小学校児童（小学1～6年生）を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

現状では、利用条件を満たす希望家庭のこどもがすべて利用できる状況となっています。

■第2期計画の実績値（各年5月1日現在）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績 (人)	1年生	68	70	124	111	99
	2年生	55	59	79	114	109
	3年生	62	65	60	75	103
	4年生	31	28	41	55	67
	5年生	23	20	41	33	37
	6年生	7	9	12	28	25
	合計①	246	251	357	416	440
確保方策②(人)		270	334	426	462	462
差②－①(人)		24	83	69	46	22
確保方策(か所)		8	9	11	13	13

■第3期計画の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人)	1年生	110	99	102	96	95
	2年生	107	106	96	99	92
	3年生	96	94	93	84	87
	4年生	68	63	62	62	56
	5年生	41	48	45	44	44
	6年生	25	26	31	29	28
	合計①	446	437	429	413	401
確保方策②(人)		462	462	482	482	500
差②－①(人)		16	25	53	69	99
確保方策(か所)		13	13	14	14	15



確保方策

- こどもが身近な地域で容易に利用できることが必要であるため、引き続き13か所のクラブの運営を継続し、さらに計画期間中にクラブを新設する等、必要な事業量の確保を図ります。
- 新・放課後子ども総合プランの推進にあたって、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、または連携による実施を図るため、事業の周知や情報提供等を行うほか、地域の実情に応じて、町の教育部門と福祉部門が連携して取り組みます。
- 障害のあるこども等、特別な配慮を必要とするこどもの受入れについては、関係機関等と連携を図りながら、こどもや保護者が安心して過ごせるよう配慮します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

○計画期間中、国の動向等を踏まえながら、必要に応じて事業を実施します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築するとともに、小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動を利用するこどもの保護者の経済的負担の軽減を図る事業です。

確保方策

○計画期間中、国の動向等を踏まえながら、必要に応じて事業を実施します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

家事や子育て等に不安や負担を抱えた子育て家庭、特定妊婦やヤングケアラー等を対象とし、訪問し子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する助言等を行う事業です。

■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	264	264	264	264	264
確保方策（人日）	0	48	48	96	96

確保方策

○子育て支援を行える事業所への委託により、必要な支援量を確保していきます。



(15) 児童育成支援拠点事業

こどもの安心した育ちに配慮や周囲のサポートが必要な家庭の、主に学齢期のこどもを対象とし、こどもの居場所となる拠点を開設し、こどもに生活の場を与えるとともにこどもや保護者への相談を行う事業です。

■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	21	21	21	21	21
確保方策(人)	20	20	21	21	21

確保方策

○子育て支援事業所への委託により、必要量を確保します。

(16) 親子関係形成支援事業

こどもとのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とそのこども、特定妊婦等を対象とし、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況に応じた支援を行う事業です。

■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	11	11	11	11	11
確保方策(人)	0	0	1	2	3

確保方策

○計画期間中、国の動向等を踏まえながら、必要に応じて事業を実施します。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談等により、妊婦等の心身の状況、置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報提供や相談そのほかの援助を行う事業です。

■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(回)	276	272	268	264	276
確保方策(回)	276	272	268	264	276

確保方策

○妊娠届出の際に実施し、さらに複数回の相談機会を設けます。

(18) 産後ケア事業

出産後の母親と乳児の健康と福祉を支援するために、助産師や保健師等の専門職が中心となり、母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定及び母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援する事業です。

■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	70	70	70	70	70
確保方策(人日)	120	120	120	120	120

確保方策

○令和6年4月から事業として開始しており、通院・宿泊・訪問による支援を各7枚、計21枚のチケットにて交付しています。

第6章 計画の推進

1 推進体制の充実

(1) 計画の総合的な推進

こどもや若者の施策を総合的に推進するため、福祉課を中心に庁内各部門の連携体制を確保します。

また、こどもや若者に関わる保健・医療・福祉、教育分野や所管課のネットワークの構築を進め、地域ぐるみで推進します。

(2) 協働の支援体制づくり

町民一人ひとりが積極的にこどもや若者に関わりをもつとともに、地域社会全体でこどもや若者の健やかな成長を温かく応援する支援体制づくりを推進します。

①行政の役割

こどもや若者の支援について、広く町民に知らせるとともに、国や県、地域団体や家庭等と連携し協力を図りながら、町が実施主体となって計画を推進します。

②地域の役割

こどもの見守りや、様々なこどもや若者の支援、子育て家庭を対象とした事業に積極的に関わりをもち、ボランティア活動、NPO活動等への参加の拡大を図ります。

③家庭の役割

家庭は、こどもが最初に関わる社会であるとの基本認識のもとに、こどもや若者を1人の人格をもった人間として尊重し、愛情や信頼関係を育み、基本的生活習慣や社会性を身につけることを男女が協働して行います。

(3) 計画の評価

毎年、定期的に計画の進捗状況を把握し、年度ごとの関連事業の進捗状況を踏まえつつ、PDCAサイクルを取り入れ取組を評価します。また、計画年度において、社会情勢等を考慮した上で、最新の資料・情報に基づき事業の点検と評価を行います。

2 教育・保育の一体的提供と体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

保護者が働いているか否かにかかわらず、就学前のすべてのこどもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園を普及する国の方針に基づき、地域の実情に応じて整備を検討することとします。

なお、既存施設からの移行については、職員配置や施設・設備要件に関する課題も想定されることから、事業者の意向や施設の状況等を十分に踏まえながら、認定こども園への移行を検討する必要があります。

また、新たな教育・保育事業者の参入にあたっては、認定こども園としての整備意向を踏まえ、教育・保育の一体的な提供と体制の確保を図ります。

(2) 教育・保育施設及び地域型保育事業者等との連携

質の高い教育・保育の提供や、地域子ども・子育て支援事業の充実が果たす役割・意義等を踏まえ、施設、事業者等が連携・協力し、乳幼児期から学齢期まで切れ目ない総合的な子ども・子育て支援を行うとともに、利用者支援事業等による情報提供及び相談体制の充実を図ります。

(3) 保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ等の連携

乳幼児期の発達は連続性を有しており、また、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとなることから、公立・私立、保育所・幼稚園といった枠組みを超えた合同研修の実施等、質の高い教育・保育の提供に向けた取組を推進します。

3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の保育料、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

また、令和8年4月から、児童福祉法の改正法による改正後の子ども・子育て支援法において、乳児等のための支援給付が創設されました。

給付の実施にあたっては、幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じて保護者の利便性の向上等を図るため、給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

資料編

1 滑川町子ども・子育て会議条例

平成 27 年 3 月 12 日条例第 15 号

滑川町子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、滑川町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子育て支援施策に関し必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 16 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (2) 子ども・子育て支援に関し知識経験のある者
- (3) 子ども・子育て支援に関係する団体から推薦を受けた者
- (4) 公募による町民
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、会議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援を主管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月26日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

2 滑川町子ども・子育て会議委員名簿

No.	氏 名	区 分	所属・職名等
1	西宮 俊明	学識経験者	滑川町議会 議員
2	上野 修	学校教育関係	滑川町教育委員会教育長
3	吉野 さつき	福祉関係団体	滑川町民生委員・児童委員協議会 主任児童委員
4	榎本 敦司	学校教育関係	滑川町立小・中学校長会長
5	大塚 幹雄	学校教育関係	スポーツ少年団本部長
6	篠崎 礼子	福祉関係団体	滑川町愛育班長
7	武井 雅代	福祉関係団体	一般社団法人あんど 理事
8	矢尾 千比呂	福祉関係団体	ハルムこども園長
9	白取 摩弥	福祉関係団体	つきのわ保育園長
10	岡久 博	福祉関係団体	白い馬保育園長
11	内田 佐知子	福祉関係団体	よつば保育園 保育士
12	小倉 豊子	福祉関係団体	どんぐり保育園長
13	持田 奈緒	福祉関係団体	のら椿保育園 職員
14	笹木 祐子	学校教育関係	滑川町立滑川幼稚園長
15	厚目 未奈子	関係行政機関	滑川町健康づくり課 主任
16	飛岡 幸子	一般公募	一般公募

任期：令和5年9月14日から令和8年3月31日

3 計画策定の経過

年月日	事 項	備 考
令和7年7月31日	令和7年度 第1回子ども・子育て会議・諮問	・こども計画の策定について
令和7年9月8日から 令和7年10月7日	滑川町こども・若者の意識と生活実態 調査	・町内の小学5年生と中学2年生の 児童生徒とその保護者
令和7年11月27日	令和7年度 第2回子ども・子育て会議	・アンケートの調査結果について ・こども計画の素案について
令和7年11月30日から 令和7年12月14日	計画素案に対する意見聴取	・滑川町こども・若者まちづくり委員
令和7年12月19日から 令和8年1月23日	パブリックコメントの実施	・町ホームページに掲載
令和8年2月18日	第3回子ども・子育て会議・答申	・滑川町こども計画の策定・答申に ついて



滑川町マスコット
キャラクター
ターナちゃん

滑川町こども計画

発 行：滑川町

編 集：滑川町 福祉課

発行年月：令和8年3月

〒355-8585 埼玉県比企郡滑川町大字福田750-1

TEL:0493-56-2211(代表)

ホームページ

<https://www.town.namegawa.saitama.jp/>

